

IV 資料編

1 策定委員

【第2期川崎市地域福祉計画策定委員会 委員名簿】

	氏 名	役 職
	青木 恵美子	川崎市地域女性連絡協議会 副会長
	荒井 敬八	社団法人日本社会福祉士会神奈川県社会福祉士会川崎市支部顧問
	植山 利昭	財団法人かわさき市民活動センター 評議員
	遠藤 慶子	在宅介護者の会 副代表
	大隈 幸子	川崎商工会議所 議員
	小野 敏明	田園調布学園大学 人間福祉学部 教授
	亀山 昭	市民公募
	鴨志田 壽夫	財団法人川崎市老人クラブ連合会 事務局長
	衣笠 紀男	市民公募
●	斉藤 二郎	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 会長
●	園田 恭一	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 教授
●	竹本 桂一	財団法人川崎市医師会 副会長
	中込 義昌	財団法人川崎市身体障害者協会 会長
	萩原 保夫	川崎市民生委員児童委員協議会 会長
◎	三浦 文夫	日本社会福祉事業大学 名誉教授
	森川 一郎	市民公募
	安岡 信一	川崎市全町内会連合会 常任理事
	平岡 陽一	川崎市総合企画局都市経営部長
	村田 恭輔	川崎市財政局財政部長
	和田 秀樹	川崎市市民局地域生活部長

注：上記の表中、◎が委員長、●が副委員長となります。

【第2期川崎市地域福祉計画策定委員会作業部会 委員名簿】

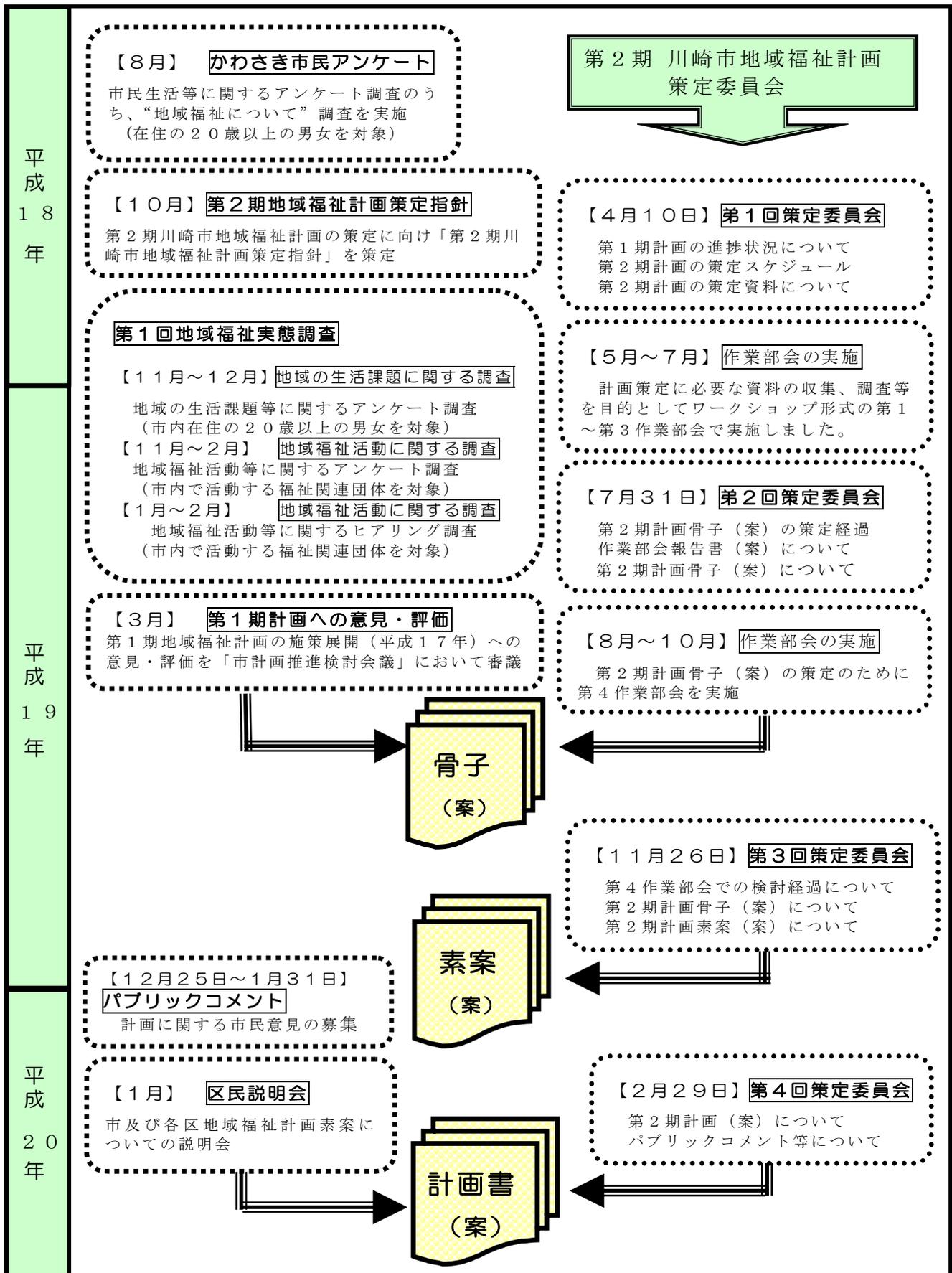
	氏 名	役 職	所 属 部 会
◎	園 田 恭 一	新潟医療福祉大学 社会福祉学部 教授	作業部会部会長 第1・第4作業部会座長
	長 村 和 彦	財団法人かわさき市民活動センター 市民活動推進課市民活動推進係	第1作業部会委員
	衣 笠 紀 男	市民公募	第1・第4作業部会委員
	小 林 豊	幸区町内会連合会 常任理事	第1作業部会委員
	斉 藤 準	川崎市視覚障害者ボランティア連絡会 会長	第1作業部会委員
	鈴 木 恵 子	在宅介護支援ボランティア すずの会 代表	第1作業部会委員
	和 田 真 澄	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 ボランティア活動振興センター所長	第1作業部会委員
●	小 野 敏 明	田園調布学園大学 人間福祉学部 教授	作業部会副部会長 第2作業部会座長 第4作業部会委員
	阿 部 千 鶴 子	川崎市障害者関係施設事業協会 施設長会 副会長	第2作業部会委員
	奥 村 尚 三	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 施設部会 保育協議会 会長	第2作業部会委員
	亀 山 昭	市民公募	第2・第4作業部会委員
	増 田 政 美	社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 高齢社会福祉総合センター 人材開発センター課長	第2作業部会委員
	松 尾 和 彦	川崎市老人福祉施設事業協会 (夢見ヶ崎施設長)	第2作業部会委員
	三 竹 和 子	川崎市民生委員児童委員協議会 副会長	第2作業部会委員

IV 資料編

	氏 名	役 職	備 考
●	荒 井 敬 八	社団法人日本社会福祉士会 神奈川県社会福祉士会川崎市支部顧問	作業部副部長 第3作業部会座長 第4作業部会委員
	青 木 恵 美 子	川崎市地域女性連絡協議会 副会長	第3作業部会委員
	有 北 い く こ	NPO法人 ままとんきっず 代表	第3作業部会委員
	鴨 志 田 壽 夫	財団法人川崎市老人クラブ連合会 事務局長	第3作業部会委員
	菅 野 と き	財団法人川崎市身体障害者協会 副会長	第3作業部会委員
	原 田 二 三 子	在宅介護者の会 代表	第3作業部会委員
	森 川 一 郎	市民公募	第3・第4作業部会委員
	遠 藤 慶 子	在宅介護者の会 副代表	第4作業部会委員
	中 込 義 昌	財団法人川崎市身体障害者協会 会長	第4作業部会委員

注：上記の表中、◎が作業部会の部長、●が副部長となります。

■第2期川崎市地域福祉計画策定の手順



2 策定の経過

【第2期川崎市地域福祉計画策定委員会】

回数	期 日	審 議 内 容
第1回	平成19年 4月10日	1 第1期川崎市地域福祉計画について 2 第2期川崎市地域福祉計画の策定スケジュール等について 3 第2期川崎市地域福祉計画策定資料について
第2回	平成19年 7月31日	1 第2期川崎市地域福祉計画骨子（案）の策定経過について 2 第2期川崎市地域福祉計画策定委員会作業部会報告書（案）について 3 第2期川崎市地域福祉計画骨子（案）について
第3回	平成19年11月26日	1 第2期川崎市地域福祉計画策定委員会第4作業部会の検討経過について 2 第2期川崎市地域福祉計画骨子（案）について 3 第2期川崎市地域福祉計画素案について
第4回	平成20年 2月29日	1 区民説明会、パブリックコメント（意見募集）について 2 第2期川崎市地域福祉計画（案）について

【第2期川崎市地域福祉計画策定委員会第1・第2・第3作業部会】

各作業部会は、計画策定に必要な資料の収集、調査、その他の研究を行うことを目的とし、3つのテーマを設定し、ワークショップ形式で開催しました。

《作業部会のテーマと検討内容》

作業部会	テーマ	検討成果
第1作業部会	<p>〈テーマ〉 「地域の『つながり』を見つめなおす」</p> <p>隣近所のつきあいの希薄などから、地域より孤立する人達が増えており、孤独死、DV、ひきこもり、児童虐待などの社会問題が起こっています。こういった課題を解決するために、地域のネットワークづくりに必要な活動や交流の拠点づくり、また、活動家の発掘や育成、これらを結ぶ情報収集と提供方法について検討を行いました。</p>	<p>1 場の確保について</p> <p>[対 策] ・中学校区単位で地域ケアプラザ的拠点をつくる</p> <p>[担い手] ・行政</p> <p>[役 割] ・行政として使える施設（ハード）を提供する ・場の確保の支援、拠点づくりと地域の実働を連携する</p> <p>2 拠点（場）の運営について</p> <p>[対 策] ・誰もが出入りできるフリースペース ・地域ネットワーク会議の創設（定期的な情報交換） ・コーディネーター機能の常設</p> <p>[担い手] ・行政、住民</p> <p>[役 割] ・コーディネーターへの直接的な補助 ・区内の組織や拠点の連携の再構築</p> <p>3 情報の収集・発信（ニーズの把握）</p> <p>[対 策] ・支援の必要な人と支援者をつなげる ・分野の違う活動をコーディネートする役割の具体化 ・地域の活動グループをネットワークする人を養成する</p> <p>[担い手] ・身近な現場にいる人達、地域に根ざして生活している人</p> <p>[役 割] ・コーディネート事例の研究 ・検討会の設置 ・新たな役割に答えられるコーディネーター像づくり</p> <p>[対 策] ・拠点で個人情報を記録し、封緘して町内会や自治会等で管理、緊急時に開封する</p> <p>[担い手] ・行政、町内会・自治会</p> <p>[役 割] ・個人的な信頼の上で情報を提供する人を位置づける ・個人情報への対応事例を収集してまとめる</p>

作業部会	テ ー マ	検 討 成 果
第2 作業部会	<p>〈テーマ〉 「福祉に携わる人を育てる」</p> <p>地域福祉を推進するため、地域活動を実際に行っている人達のスキルアップやこれから活動を行う人達のためのきっかけづくりが必要であると考えられます。そのため効果的・効率的な福祉人材の育成について検討を行いました。</p>	<p>1 研修情報の一元化</p> <p>[対 策] ・各種地域活動・イベント情報を含む ・地域福祉情報バンクの運営</p> <p>[担い手] ・社協、市、研修実施者、地域活動・イベント主催者、総合相談窓口</p> <p>[役 割] ・情報を集約し、研修情報を発信する（社協） ・研修実施者のリスト化、研修実施調整会議の開催（社協・市） ・情報の一元化の意義を伝える（市） ・研修情報を提供（研修実施者、地域活動・イベント開催者） ・窓口の紹介、情報誌の提供（総合相談窓口）</p> <p>[スケジュール] 1年目 ネットワークのしくみをつくる 2年目 しゅきみ、稼働開始</p> <p>2 地域サポーター養成講座の実施</p> <p>[対 策] ・地域サポーター養成講座を実施する</p> <p>[担い手] ・市、市社協、区社協 ・教育委員会、学校、社会教育課</p> <p>[役 割] ・障害サポーター養成、民生委員サポーター養成プログラムを作成、フォローアップ体制を構築し、調整会議で全体調整を行う。また小学生・中学生向けプログラムについて教育委員会等へ情報提供する ・区内の組織や拠点の連携の再構築</p> <p>[スケジュール] 1年目 調整プログラムの作成、フォローアップ体制の検討 2年目 広報活動、講座の実施 3年目 活動につなげるフォローアップ</p> <p>3 研修プログラムの開発</p> <p>[対 策] ・研修プログラムの開発を行う。</p> <p>[担い手] ・市、市社協</p> <p>[役 割] ・研修ニーズを把握し、プログラムの開発を行う。講師の選定、広報を行い、研修を実施する。（市及び市社協）</p> <p>[スケジュール] 1年目 ニーズの把握、プログラム開発、講師選定 2年目 広報活動、研修の実施 3年目 評価、再検討</p>

作業部会	テ ー マ	検 討 成 果
第3 作業部会	<p>〈テーマ〉 『『かわさき』らしい地域福祉をめざす』</p> <p>川崎の地形、歴史、文化、産業や交通の発展など「かわさき」独自の風土にあった地域福祉の推進が求められています。そのため今日的な地域課題の解決について検討を行いました。</p>	<p>1 団体活動に“遊び”の要素を入れ、行事を実施するとともに、外遊びできる場づくりを行う</p> <p>[対 策] ・外遊びできる場の調査 ・近隣公園で自由に遊べるような、周囲の理解の促進 ・コーディネートする人を養成する ・誰もが使える条件整備</p> <p>[担い手] ・行政</p> <p>[役 割] ・子育てグループや利用者の声を集め、ニーズを把握する ・モデル活動を各区単位で支援する</p> <p>[スケジュール] 1年目 問題点・しくみづくり 各会議の人達が集まった場づくり、子育ての場が抱える課題の明確化、各区における活動の掘り起こし 2年目 実践、コーディネーターの養成、養成した人を活用する受け皿づくり 3年目 評価・再検討</p> <p>2 多様な人が中学校区など身近な地域の防災訓練に参加する</p> <p>[対 策] ・防災スタンプラリーの実施 ・平日の昼間の訓練実施 ・高齢者・障害者などの居場所の情報共有</p> <p>[担い手] ・ガソリンスタンド、飲食店、コンビニ、スーパー ・救急救命、病院、診療所 ・ボランティア、地区社協、行政、個人、町内会・自治会</p> <p>[役 割] ・応急手当（ボランティア） ・災害時の車椅子・テントの扱い方講習、老人いこいの家ミニデイ防災訓練（地区社協） ・防災食づくり（行政）、手作り防災グッズ、ゲーム・かるたで防災を学ぶ（個人）</p> <p>[スケジュール] 1年目 問題点・しくみづくり 各区1か所モデル、身近な公園 2年目 実践 主体増やす 3年目 評価、再検討 中学校区全部実施</p>

IV 資料編

作業部会	テ ー マ	検 討 成 果
		<p>3 顔を合わせた情報交換をしよう</p> <p>[対 策] ・情報交換の場をつくる</p> <p>[担い手] ・社協、区地域振興課、区民課 ・まちづくり協議会、地区社協、町内会・自治会</p> <p>[役 割] ・活動している団体から情報の収集を行う ・ボランティアセンターを各区に ・インターネット、紙媒体により情報の提供を行う ・情報コーディネーター、人材コーディネーターを配置</p> <p>[スケジュール] 1年目 問題点・しくみづくり 2年目 実践 3年目 評価・再検討</p>

《作業部会の開催状況》

各作業部会は、それぞれ同じ日に同じ場所で検討することにより、他部会での検討内容が共有できるような工夫をしました。

また、検討には、ワークショップ形式を用いて、それぞれの委員の意見を反映できるように工夫をしました。

回 数	期 日	検 討 内 容
第1回	平成19年 5月 8日	<p>1 作業部会の進め方について</p> <p>2 各作業部会におけるテーマの検討（課題抽出）</p>
第2回	平成19年 6月 5日	<p>1 各作業部会におけるテーマの検討 （課題解決への対策）</p>
第3回	平成19年 7月10日	<p>1 各作業部会におけるテーマの検討 （対策実現への具体的な役割分担やスケジュール）</p>

【第2期川崎市地域福祉計画策定委員会第4作業部会】

第4作業部会は、第2期川崎市地域福祉計画骨子（案）の策定を目的として設置し、地域福祉推進の成功事例、本市における地域福祉の課題、第1・第2・第3作業部会の報告などについて検討し、計画骨子（案）の策定をしました。

回数	期 日	審 議 内 容
第1回	平成19年 8月27日	1 第2期川崎市地域福祉計画骨子（案）の策定について（骨子案の策定方法について）
第2回	平成19年 9月25日	1 第2期川崎市地域福祉計画骨子（案）の策定について（骨子案の検討）
第3回	平成19年10月23日	1 第2期川崎市地域福祉計画骨子（案）の策定について（骨子案の検討）

【川崎市地域福祉計画推進検討会議】

川崎市地域福祉計画推進検討会議は、地域福祉計画の推進とその事業展開について、進捗状況の管理・評価を行うことを目的として設置しました。

川崎市地域福祉計画推進検討会議では、平成17年度・18年度の事業展開への意見・評価をいただくとともに、第2期川崎市地域福祉計画の策定にむけ、「第2期川崎市地域福祉計画策定指針」を策定しました。

回数	期 日	審 議 内 容
平成17年度 第1回	平成18年 3月27日	1 第1期川崎市地域福祉計画の進捗状況 2 作業部会の設置等について
平成18年度 第1回	平成18年10月18日	1 川崎市地域福祉計画推進検討会議・作業部会の概要について 2 第1期川崎市地域福祉計画事業展開実施状況について（平成17年度） 3 第2期川崎市地域福祉計画策定指針（案）について 4 第1回地域福祉実態調査の概要について
平成18年度 第2回	平成19年 3月22日	1 第1期川崎市地域福祉計画事業展開の意見・評価について（平成17年度） 2 第1回地域福祉実態調査の結果について 3 第2期川崎市地域福祉計画の策定について
平成19年度 第1回	平成19年10月 9日	1 第1期川崎市地域福祉計画事業展開実施状況について（平成18年度） 2 第2期川崎市地域福祉計画の策定状況について
平成19年度 第2回	平成20年 3月19日	1 第1期川崎市地域福祉計画事業展開の意見・評価について（平成18年度） 2 第2期川崎市地域福祉計画の策定経過について

【川崎市地域福祉計画推進検討会議 委員名簿】

	氏 名	役 職	備 考
	戎 利 昭	市民公募	
◎	小 野 敏 明	田園調布学園大学 人間福祉学部 教授	
	中 込 義 昌	財団法人川崎市身体障害者協会 会長	
	中 島 幹 光	市民公募	
	長 嶋 和 人	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 事務局次長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
	佐 藤 良 和	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会 事務局次長	平成 19 年 4 月 1 日から
	畑 敏 雄	財団法人川崎市老人クラブ連合会 事務局長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
	鴨志田 壽夫	財団法人川崎市老人クラブ連合会 事務局長	平成 19 年 10 月 1 日から
●	三 竹 和 子	川崎市民生委員児童委員協議会 副会長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 19 年 11 月 30 日まで
	藤 生 道 子	川崎区役所保健福祉センター所長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで
	益 子 ま り	川崎区役所保健福祉センター所長	平成 18 年 4 月 1 日から
	吉 田 富 雄	幸区役所保健福祉センター所長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで
	高 橋 司	幸区役所保健福祉センター所長	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
	中 野 正 行	幸区役所保健福祉センター所長	平成 19 年 4 月 1 日から
	南 畝 久 宣	中原区役所保健福祉センター所長	
	雨 宮 文 明	高津区役所保健福祉センター所長	
	松 林 和 夫	宮前区役所保健福祉センター所長	

IV 資料編

	氏 名	役 職	備 考
	越 山 晴 夫	多摩区役所保健福祉センター所長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで
	山 雅 之	多摩区役所保健福祉センター所長	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
	輦 止 勝 麿	多摩区役所保健福祉センター所長	平成 19 年 4 月 1 日から
	藤 田 暹	麻生区役所保健福祉センター所長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで
	藤 田 隆 至	麻生区役所保健福祉センター所長	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
	石 井 和 明	麻生区役所保健福祉センター所長	平成 19 年 4 月 1 日から
	石 渡 伸 幸	川崎市総務局行財政改革室主幹	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
	原 隆	川崎市総務局行財政改革室主幹	平成 19 年 4 月 1 日から
	伊 藤 弘	川崎市総合企画局都市経営部 企画調整課長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
	鈴 木 毅	川崎市総合企画局都市経営部 企画調整課長	平成 19 年 4 月 1 日から
	小 林 隆	川崎市財政局財政部財政課長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで
	飛 驒 良 一	川崎市財政局財政部財政課長	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
	大 村 研 一	川崎市財政局財政部財政課長	平成 19 年 4 月 1 日から
	玉 川 恭 治	川崎市市民局地域生活部区調整課長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで
	井 出 長 生	川崎市市民局地域生活部地域生活課長	平成 18 年 4 月 1 日から
	戸 内 洋 二	川崎市健康福祉局地域福祉部長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
	幸 田 正 雄	川崎市健康福祉局地域福祉部長	平成 19 年 4 月 1 日から

	氏 名	役 職	備 考
	中 村 孝 也	川崎市健康福祉局総務部企画課長	平成 18 年 3 月 27 日から 平成 18 年 3 月 31 日まで
	栗 山 敏 子	川崎市健康福祉局総務部企画課長	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 19 年 3 月 31 日まで
	石 渡 伸 幸	川崎市健康福祉局総務部企画課長	平成 19 年 4 月 1 日から

注：上記の表中、◎が委員長、●が副委員長となります。

【第2期川崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱】

(目的及び設置)

第1条 本市における第2期川崎市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を策定するため、第2期川崎市地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は、地域福祉計画の策定に関する事項について協議し、その結果を市長に報告する。

(策定委員会)

第3条 策定委員会の委員は、20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体等職員
- (3) 市民公募委員
- (4) 行政関係職員
- (5) その他市長が特に認めた者

3 策定委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成20年3月31日までとする。ただし、欠員による後任委員の任期は、残任の期間とする。

(会議の召集)

第5条 策定委員会は、委員長が招集する。

(作業部会等)

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、策定委員会のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次の各号に属する者で組織する。

- (1) 策定委員会が選任した者
- (2) 社会福祉協議会職員
- (3) 行政関係職員

(4) その他部会長が特に認めた者

- 3 作業部会には、作業部会委員の互選により、部会長及び副部会長置くものとする。
- 4 作業部会は部会長が招集する。
- 5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会及び作業部会の庶務は、健康福祉局地域福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

【川崎市地域福祉計画推進検討会議設置要綱】

（目的及び設置）

第1条 本市における地域福祉計画の推進とその事業の展開について、進捗状況の管理・評価を行い、社会状況に応じた対応を図るため、川崎市地域福祉計画推進検討会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（任務）

第4条 推進会議は、地域福祉計画に関する事項について協議し、その結果を健康福祉局長に報告する。

（推進検討会議）

第5条 推進会議の委員は、おおむね20名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）学識経験者
- （2）団体等職員
- （3）市民公募委員
- （4）行政関係職員
- （5）その他市長が特に認めた者

3 推進会議には、委員の互選により、委員長及び副委員長を置くものとする。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員による後任委員の任期は、残任の期間とする。

（会議の召集）

第5条 推進会議は、委員長が招集する。

（作業部会等）

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次の各号に属する者で組織する。

- （1）推進会議が選任した者
- （2）社会福祉協議会職員
- （3）行政関係職員

(4) その他部会長が特に認めた者

- 3 作業部会には、作業部会委員の互選により、部会長及び副部会長置くものとする。
- 4 作業部会は部会長が招集する。
- 5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議及び作業部会の庶務は、健康福祉局地域福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成17年10月31日から施行する。

3 かわさき市民アンケート・第1回地域福祉実態調査結果

【かわさき市民アンケート】

1 調査の目的

「かわさき市民アンケート」は、昭和50年度から継続的に行ってきた「市民意識実態調査」を、より多くのテーマ、より多くの対象に調査するため拡充し、名称も新たにしたものであり、市民の定住状況、生活環境の評価、市政に対する評価と要望等に加えて、市民生活に関するいくつかのテーマなどについて、市民の生活意識や行政に対する意識を調査し、市政運営や政策立案の参考資料とすることを目的として実施した。

2 調査の方法

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1)調査の地域 | 川崎市全域 |
| (2)調査の対象者 | 川崎市在住の満20歳以上の男女個人 |
| (3)標本の抽出 | 住民基本台帳及び外国人登録原票から層化二段無作為抽出 |
| (4)標本数 | 第1回 3,000標本 |
| (5)調査方法 | 郵送法（郵送配布－郵送回収・はがき督促1回） |
| (6)調査期間 | 平成18年8月8日(金)～8月25日(金) |
| (7)調査委託機関 | サーベイリサーチセンター |

3 調査項目

「かわさき市民アンケート」の第1回調査の調査テーマのうち、“地域福祉について”として、次の10項目について調査を実施しました。

- (1)隣近所との付き合い
- (2)近所付き合いや地域住民同士の交流の必要性
- (3)隣人への手助け等の経験・してもらいたいこと
- (4)家庭生活における不安
- (5)心配ごとを解決するために必要なこと
- (6)心配なことが起きたときの相談先
- (7)必要な支援を行うべき担い手
- (8)保健福祉に関するボランティアの活動経験
- (9)保健福祉に関するボランティア活動に参加した動機やきっかけ
- (10)保健福祉に関するボランティア活動に参加したことがない理由

4 回収状況

- | | |
|----------|---------|
| (1)標本数 | 3,000標本 |
| (2)有効回収数 | 1,388人 |
| (3)有効回収率 | 46.3% |

【第1回地域福祉実態調査】

1 調査の目的

「第1回地域福祉実態調査」は、「川崎市地域福祉計画」に基づいて、本市の地域における身近な生活課題等について、市民の意識・意向を調査し、「第2期川崎市地域福祉計画」の策定にむけた、計画の見直しのために必要な基礎資料を得ることを目的として実施した。

2 調査の方法

《地域の生活課題に関する調査》

- (1)調査の地域 川崎市全域
- (2)調査の対象者 川崎市在住の満20歳以上の男女個人
- (3)標本の抽出 住民基本台帳及び外国人登録原票から層化二段無作為抽出
- (4)標本数 5,950標本(各区850標本)
- (5)調査方法 郵送法(郵送配布一郵送回収・はがき督促1回)
- (6)調査期間 平成18年11月～12月
- (7)調査委託機関 (株)流通研究所

《地域福祉活動に関する調査》

- (1)調査の地域 川崎市全域
- (2)調査の対象者 川崎市で活動する福祉関連団体
- (3)標本の抽出 市内で地域福祉活動を行う団体を市において選定
- (4)標本数 郵送(611団体)、ヒアリング(70団体:各区10団体)
- (5)調査方法 郵送及びヒアリングによる調査
- (6)調査期間 平成18年11月～平成19年2月
- (7)調査委託機関 (株)流通研究所

3 調査項目

《地域の生活課題に関する調査》

- (1)地域福祉計画の認知度
- (2)計画を知ったきっかけ
- (3)助け合いが可能な地域の範囲
- (4)地域において問題だと感じていること
- (5)地域での助け合いとしてできること
- (6)地域・ボランティア活動の参加経験
- (7)今後参加したいと思う活動
- (8)保健・福祉団体・施設等の認知度
- (9)保健や福祉情報の入手方法
- (10)地域福祉の推進に向け必要な行政の取り組み
- (11)地域福祉の推進に向け必要な市民の取り組み

《地域福祉活動に関する調査：郵送による調査》

- (1) 主な活動拠点
- (2) 活動を行う中で困っていること
- (3) 他団体との交流や連携の状況
- (4) 他団体との交流や連携の今後の意向
- (4) 今後の活動予定
- (5) 地域福祉計画の認知度
- (6) 計画を知ったきっかけ
- (7) 助け合いが可能な地域の範囲
- (8) 地域住民との交流や連携の状況
- (9) 地域において問題だと感じていること
- (10) 保健・福祉団体・施設等の認知度
- (11) 保健や福祉情報の入手方法
- (12) 地域福祉の推進に向け必要な行政の取り組み
- (13) 地域福祉の推進に向け必要な市民の取り組み

《地域福祉活動に関する調査：ヒアリングによる調査》

- (1) 団体の活動状況について
- (2) 活動上の課題とその原因について
- (3) 他団体等との交流や連携について
- (4) 活動等を行う地域の状況と関わりについて
- (5) 今後の活動展開について
- (6) 「川崎市地域福祉計画」及び今後の地域福祉の推進について
- (7) その他

4 回収状況

《地域の生活課題に関する調査》

- (1) 標本数 5, 950 標本
- (2) 有効回収数 2, 798 人
- (3) 有効回収率 47.0%

《地域福祉活動に関する調査：郵送による調査》

- (1) 標本数 611 標本
- (2) 有効回収数 485 団体
- (3) 有効回収率 79.4%

《地域福祉活動に関する調査：ヒアリングによる調査》

- (1) 標本数 70 標本
- (2) 有効回収数 70 団体
- (3) 有効回収率 100%

4 区民説明会・パブリックコメント（意見募集）

【第2期川崎市地域福祉計画素案区民説明会】

1 開催趣旨

「第2期川崎市地域福祉計画」の策定にあたっては、市策定委員会や各区推進検討会議において、市民参加のもとに策定をしてきた素案を、より多くの市民の方々と共有することで、誰もが自ら暮らしている地域に関心を持ち、市民、町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種福祉関係団体等が共に手を携えて、この計画を進めていくため、平成20年1月17日から31日までの日程で、各区役所において区民説明会を開催しました。



区民説明会の様子

2 開催日時・場所

区	日 時	会 場
川崎区	平成20年1月24日（木）	川崎区役所第1会議室
幸 区	平成20年1月30日（水）	幸区役所第1会議室
中原区	平成20年1月22日（水）	中原区役所502会議室
高津区	平成20年1月17日（木）	高津区役所第1会議室
宮前区	平成20年1月25日（金）	宮前区役所大会議室
多摩区	平成20年1月31日（木）	多摩区役所601会議室
麻生区	平成20年1月18日（金）	麻生区役所第1会議室

3 参加者

7区合計で434名の参加を得ました。

4 説明内容

- (1) 開会
- (2) 「第2期川崎市地域福祉計画素案」概要説明
- (3) 「第2期各区地域福祉計画素案」概要説明
- (4) 質疑応答
- (5) 閉会

【パブリックコメント（意見募集）】

本市では、自治基本条例の基本理念に基づいて、より一層、市民の市政への参加を推進するとともに、行政運営の透明性の向上を図ることを目的として、「川崎市パブリックコメント手続条例」を制定しました。

「第２期川崎市地域福祉計画」の策定におきましても、市民の生活にとって重要である政策であり、その内容を案の段階で公表し、市民の意見を求め、意見を受けて修正した結果等を公表するパブリックコメントを実施しました。

1 意見募集期間

平成１９年１２月２５日（火）から平成２０年１月３１日（木）まで

2 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送、持参

3 市民意見件数

１１５件の貴重な御意見が寄せられました。

（内訳：区民説明会 ９４件、電子メール ２０件、FAX １件）

4 主な意見及び市の考え方

分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
計画全般に関する こと	○素案の１１ページの図について、教育と社会福祉がクロス（重なっている）しているという意見。（１件） ○その他表現に関することなど（５件）	教育領域と社会福祉領域との重複部分を作成し、訂正します。
	○いざという時、一番頼れるのは、ご近所であることを認知して欲しい。（１件）	地域福祉の推進には、地域での支え合いが大切であることから、広報に努めてまいります。
	○本計画の実行計画は立案するのか。区計画も同じ。（１件） ○その他計画の策定に関すること（７件）	本計画は、実行計画を含めて策定していますので、立案の予定はありません。具体的な事業の推進につきましては、市及び各区推進検討会議に図り、進めてまいります。

分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
計画全般に関する こと	○本事業に関する予算の大略・年次変化。（3件）	地域福祉計画推進のための予算は、各区に配分する予定となっています。
	○福祉の推進圏域をある程度明確化しないと住民活動の把握や解決に向け体制整備が難しいことから、今後、小地域単位での福祉活動が行いやすいように、計画の策定及び推進をお願いしたい。（1件） ○その他圏域に関すること（2件） ○その他住民活動に関すること（5件）	小地域単位での計画の策定及び推進につきましては、各区の地域性などに応じて実施する必要があると思われますので、第2期計画推進の中で検討をまいります。
基本方針と事業展開に関する こと	○成年後見制度の体制強化の内容を具体的に。（3件）	現在、成年後見制度における市長申立は、区役所で資料を作成し、所管課で家庭裁判所に申立を行っていることから、裁定までに時間がかかっています。この方式を効率的に行えるよう調査・研究をまいります。
	○地域福祉権利擁護事業は、平成20年度から「日常生活自立支援事業」に名称を変更することなので、この計画の中でも新名称にした方が良いのではないか。（1件）	標記の変更を検討します。
	○民間相談機関との連携に関する調査・研究について、民間相談機関とは、何を想定しているか。（1件） ○その他民間相談機関への支援に関する こと（1件）	オンブズパーソン活動を支える市民組織・福祉ネットワークみやまえを始め、県内で活動している福祉オンブズマンを想定しています。また、こうした民間相談機関への支援等についても、調査・研究していきます。
	○困りごと解決事例の調査研究や団体活動実践事例集などは、冊子だけの情報提供ではなく、ビデオ・DVDなどでも紹介していくとより効果的だと思います。また、上映会、貸し出し、インターネットを用いた配信等も検討して頂けるとありがたいです。（シンポジウムや意見交換会で映すなど）（1件）	様々な媒体で、予算的なこともあります。効果的に実施してまいります。

IV 資料編

分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
基本方針と事業展開に関する事	○ 福祉サービス第三者評価推進事業の制度の普及啓発の充実について、制度の普及とは具体的に何を想定しているか。（2件）	福祉サービス第三者評価推進事業の制度普及啓発として、県の推進機構が作成しているパンフレットの配布や推進機構主催のイベントへの協力、ホームページの作成を行っています。
	○ 福祉人材バンクは、本庁だけに置くのか。（1件）	福祉人材バンクにつきましては、現在のところ、市内1か所、総合福祉センターに設置しています。
	○ 災害時要援護者避難支援制度について、要援護者の避難支援体制は、具体的にどのように作られるのか。町内会・自治会は、どのような取組を行う必要があるのか。（7件）	避難支援体制につきましては、町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員の方々に情報提供を行い、協議に基づいて役割分担を行うとともに、要援護者の訪問、支援者の確保、見守り活動などにより構築していきます。
	○ 個人情報保護法と福祉の関連をわかりやすく説明して欲しい。（1件）	災害時など、要援護者の支援が必要な場合、どこに誰がいるかなどの情報が、各関係機関において、共有されていることが重要です。しかしながら、個人情報保護法により、行政がもっている個人情報を本人の同意無しに共有することは困難な状況がありますので、今後につきましては、情報の共有方法について検討してまいります。

分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
基本方針と事業展開に関する事	○民生委員を対象とした地域福祉コーディネーター技術研修の実施について、具体的に説明して欲しい。（3件）	住民のニーズを受け取るための技術や情報収集、各種サービスや活動のネットワーク化の技術等の研修を考えています。実際には、総合福祉センターにおいて実施する予定であり、開催時期や内容については、民生委員の会議等を通じて説明や報告を行ってまいります。
	○高齢者虐待、児童虐待、DVについて、警察者などの横のつながり、連絡方法は、具体化されているのか。縦割り行政の弊害がでていないか。（1件）	高齢者虐待、児童虐待、DVなど各対策につきましては、警察、消防、民生委員、医療機関、行政などから構成する連絡協議会等を設置して、対応しているところでございます。
	○総合福祉センターと各区パルとの連携とあるが、具体的にどうするのか。（1件） ○その他施設に関する事（1件）	連携につきましては、区の情報や地域の情報を、地域福祉情報バンクにおいて提供するとともに、各区福祉パルにおいても、情報提供ができるよう仕組みづくりを進めます。
	○基本目標2に、「保健・医療・福祉サービスの質の向上に向けた体制の強化」とありますが、医療に関する問題がないのですか。救急医療のたらい回しや小児医療など。（1件）	医療に関しては、地域保健医療計画において、推進されていますが、地域福祉計画とも連携をしています。地域福祉計画の中では、保健・医療に関する様々な事業を関連事業として位置付けています。

IV 資料編

分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
基本方針と事業展開に関すること	<p>○コーディネーターの育成だけでなく、情報提供、地域の理解促進支援など活動支援システムの整備を期待します。（１件）</p> <p>○その他総合福祉センターに関すること（１件）</p>	<p>情報提供につきましては、地域福祉情報バンク事業の実施や情報提供あり方検討ワーキングの実施を計画に位置付け、施策を進めてまいります。また、地域の理解促進支援につきましては、地域福祉シンポジウムや住民交流会・意見交換会を開催するとともに、福祉教育の充実・支援をとおして、進めてまいります。</p>
	<p>○視覚障害者への情報提供の仕方を考えてください。（SPコード、ホームページのバリアフリーなど）（１件）</p> <p>○その他情報提供に関すること（２件）</p>	<p>第２期では、地域福祉情報バンク事業等、情報提供のあり方について研究してまいります。</p>
	<p>○視力障害者でも活動できるワークショップを実施して欲しい。（１件）</p>	<p>ワークショップにつきましては、各区において、小地域を対象に開催する予定となっています。お尋ねの視力障害者の方も参加可能なワークショップの開催につきましては、今後、調査・研究してまいります。</p>
	<p>○福祉に興味がない人たちに、いかに当事者や家族、福祉関係団体が抱える課題を理解してもらい、共有してもらえるか。そういう仕組み、仕掛けづくりは、具体的にどのように考えられているか。（１件）</p>	<p>第２期計画では、全市を対象とした地域福祉シンポジウムや各区での住民交流会・意見交換会などを行い、住民一人ひとりが関心を深めてもらうよう考えています。</p>

分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
基本方針と事業展開に関する事	○「福祉教育」の充実・支援について、具体的な方策を伺いたい。小学校・中学校で、どのような福祉教育カリキュラムを作成して、どのような方法で学校の教育現場に普及させるのか。（2件）	川崎市社会福祉協議会において作成した「福祉教育プログラム」と小学6年生向け副読本「ふれあい」との連携を行うとともに、ボランティア活動振興センターを中心に、学校とのコーディネートを行い、福祉教育の充実を図ります。
	○団体活動等支援講座について主体はどこか、どこの場所で行うのか。（1件） ○その他ネットワークに関する事（3件）	団体活動等支援講座につきましては、平成20年度以降各区において実施を予定していますが、実施場所、実施内容等につきましては、各区推進検討会議の中で検討してまいります。
	○地域福祉コーディネーター技術研修について、コーディネーター人材育成の効果的研修とすべき。（2件）	住民のニーズを受け取るための技術や情報収集、各種サービスや活動のネットワーク化の技術等の研修を考えています。実際には、総合福祉センターにおいて実施する予定であり、開催時期や内容については、効果的な内容となるように検討してまいります。
	○役所に大勢の指導者が必要かと考えられ、人材の育成・確保の方法について知りたい。（1件） ○その他人材育成に関する事（1件）	市職員の人材・育成等につきましては、行政職員も「地域福祉コーディネーター技術研修」の対象者としておりますので、研修を通して地域福祉に関する知識の向上をめざしてまいります。

区計画に関すること

分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
基本方針と事業展開に関すること	○地域の縁側づくりの実績は、どの位の町内が実践しているのか、件数で。（1件）	川崎区：地域の縁側につきましても、現在まで7か所が立ち上がっています。そのうち、町内会・自治会が主体的に実施しているところは3か所であり、会場につきましても町内会館を利用しています。また、その他地域の縁側につきましても、町内会・自治会の協力、支援を受けて実施しています。
	○古市場子育て支援センターの土曜開園について、現在、第3曜日をボランティアの手により開所しているが、全ての土曜日にボランティアだけでなく、職員による開所をお願いしたい。（1件）	幸区：ふるいちば子育て支援センターの第3土曜日開所は、平成18年4月から試行しています。毎回150名の参加があり、父親の参加も30%あります。 いただいた御意見を踏まえて、今後とも関係局と協議の上、取組を検討していきたいと考えています。
	○現在、地域の有志が有料にて「高齢者支援サービス事業」（日常の買い物、電球交換、植木の手入れ等）の立ち上げを計画しており、事業立ち上げを支援してくれる部門、組織があれば教えて欲しい。（1件）	幸区：幸区社会福祉協議会ボランティアセンターが窓口として相談を受けることができます。
	○実在する団体名を計画に載せるのは、不適當ではないでしょうか。（1件）	中原区：区が事務局を担うなどの関係団体の名称を記載しておりますが、ご意見を踏まえ、団体名を削除する方向で検討会議に諮ります。

分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
基本方針と事業展開に関する事	<p>○全体的印象として、ボランティアをどう育成・活用するかに重点があるようですが、区（行政）の役割は。（1件）</p> <p>○その他区の取組に関する事（3件）</p>	<p>中原区：中原区計画は、ボランティア等による地域における人と人とのつながりの重要性を認識し、「福祉の心、人と人との橋わたしで、支え合える地域づくり」を理念としています。区では、区民のボランティア活動への参加に向けた普及啓発やボランティア活動の支援、情報交換・情報提供、ネットワークづくりなどに取り組みます。</p>
	<p>○高津区内の平均年齢が、39.4歳と若い中で、若い世代の計画への関心を高めるための周知等の対応について聞きたい。（1件）</p>	<p>高津区：第2期川崎市地域福祉計画が広く区民に浸透するよう、ホームページ等の利用により若い世代にも伝わるような広報活動を行うほか、若い方に参加いただけるようなテーマで懇談会・講座等を開催してまいります。</p>
	<p>○キラリ事業の具体的なことを説明して欲しい。（1件）</p>	<p>高津区：高津区地域福祉活動キラリ事業の詳細につきましては、地域福祉計画推進検討会議においてさらに検討を進めてまいります。なお、地域福祉活動キラリ事業の一つである「それいいね！福祉のまちチャレンジ事業」につきましては市政だより等で広く地域福祉活動の募集を行う予定でございます。</p>

分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
基本方針と事業展開に関する事	<p>○声かけ挨拶運動で、住み良い町づくりを。（1件）</p> <p>○その他区の取組に関する事（4件）</p>	<p>宮前区：声かけ挨拶運動につきましては、民生委員・児童委員や町内会・自治会、小学校区子ども安全・安心協議会等の皆様が登下校時の見守り、声かけを行っている地区がございます。本計画では、積極的に活動の紹介をしてみたいと考えております。</p>
	<p>○地域交通の取組については、まちづくり局の交通計画課が所管しており、区がどのように対処するのか書かれていない。（1件）</p> <p>○その他外出に関する事（2件）</p>	<p>宮前区：地域交通に関連する取組につきましては、地域の支え合いによる身近な交通手段の確保を進めるために、高台にあり急速に高齢化が進んでいる地区などの交通不便の解消を図る取組を推進してまいります。具体的な取組にあたっては、事業局との役割分担を明確にした上で進めていきます。</p>
	<p>○団塊の世代がボランティアに出てくる見込とは。（1件）</p> <p>○その他区の取組について（6件）</p>	<p>多摩区：団塊の世代に限らず、新たな地域福祉の担い手の発掘は重要な課題であると考えています。ボランティア講座の開催、福祉に関する広報活動の充実により、少しずつ地域の人々がつながることで、地域福祉を支えるボランティアとして活動していただけるよう努めてまいります。</p>

分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
基本方針と事業展開に関する事	<p>○たまたまプラン（1期計画）をどのように踏まえて策定したのか。この具体化についてどのように考えているか。（1件）</p> <p>○その他区計画の策定について（2件）</p>	<p>多摩区：第1期計画における課題は第2期計画においても取り組むべき課題であると考え、計画を策定しております。具体化については基本目標以下に示した具体的な取り組みを通じて課題の解決を推進していきます。</p>
	<p>○第1期計画の平成17年度からの実施項目の実施状況や進捗チェックがどうなっているのか。（4件）</p>	<p>市計画：第1期計画の評価等につきましては、市地域福祉計画推進検討会議において進捗状況の管理と計画の評価を行っており、公表に向けて準備を進めています。</p> <p>麻生区：麻生区の第1期計画の進捗状況については、あさお福祉計画推進会議において確認を行っております。第1期計画では4本の柱を策定しましたが、特に活動拠点の確保に力点を置いて推進してきており、その取組内容は第2期素案に記載しております。</p>

IV 資料編

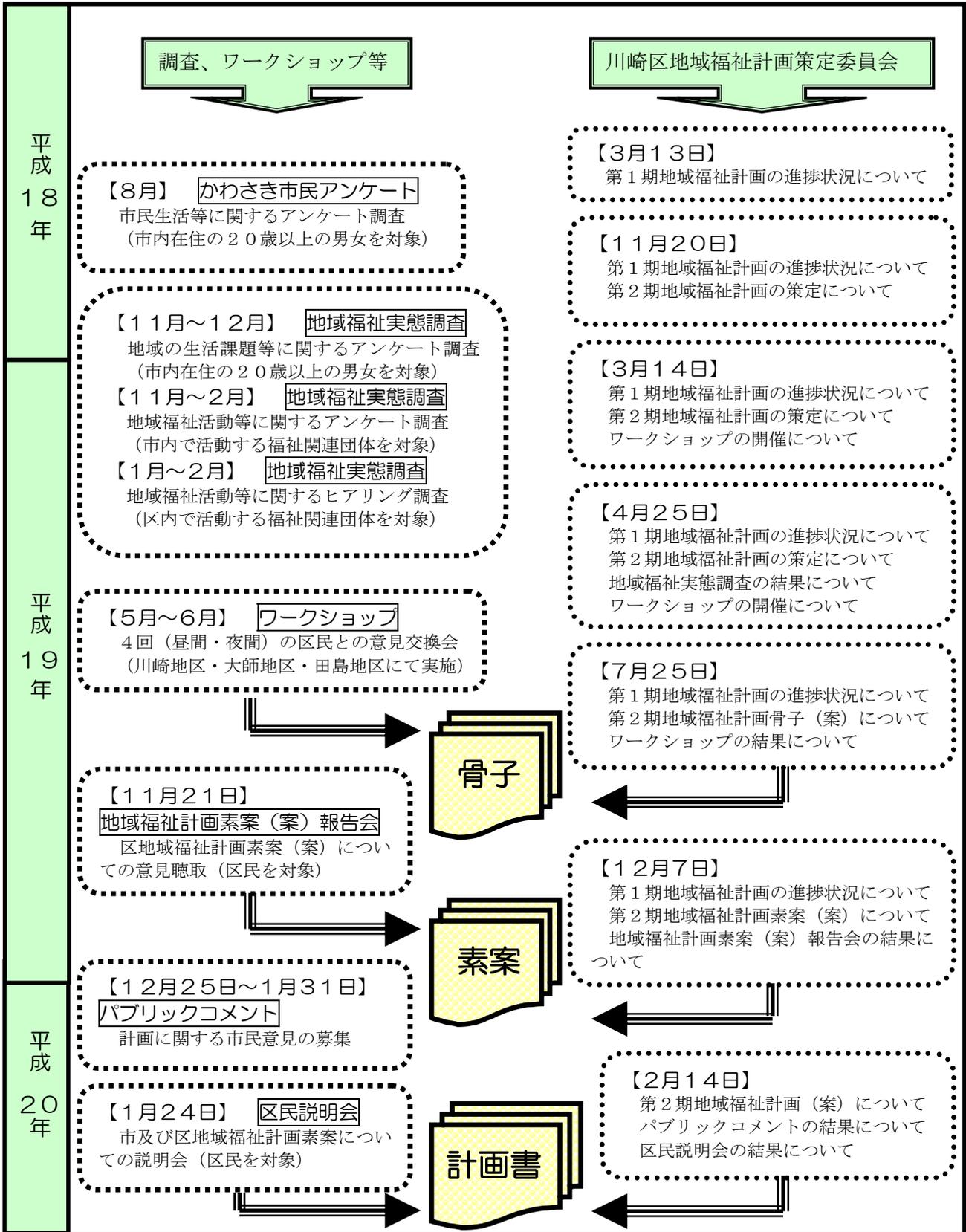
分類	意見の概要（件数）	本市の考え方
<p>その他、個別の分野別計画や事業に関する事</p>	<p>○障害者施策の取組は、どのように進んでいるか。（1件） ○その他障害者施策に関する事（2件）</p>	<p>障害者施策については、新・かわさきノーマライゼーションプランに基づき、「障害のある人が、地域で共に暮らせる社会をつくる」ことを目指して、各種施策・事業が展開されています。また、平成19年3月に第1期障害者福祉計画を策定して、サービス量等の目標を立て、具体的な障害者福祉サービスを推進しています。</p>
	<p>○麻生区東部に、王禅寺公園を利用するなどして、老人いこいの家等福祉関係の施設を建設して欲しい。（1件） ○その他高齢者施策に関する事（5件）</p>	<p>地域の身近な福祉施設としましては、老人いこいの家やこども文化センターがあります。これらの整備につきましては、各整備計画に基づき行っておりますので、御理解いただきたいと思います。</p>
	<p>○近隣力について、各町内会の班単位の活用を考えているか。（1件） ○その他の施策に関する事（5件）</p>	<p>町内会・自治会につきましては、それぞれの団体で活動状況が異なることから、各町内会の班との連携につきましては、事業ごとに連携できることから進めていきたいと考えています。</p>

川崎区 資料

- 第2期計画策定の経過……………179
- 川崎区地域福祉計画策定委員会委員名簿……………180
- 川崎区地域福祉計画策定委員会設置要綱……………181
- 統計資料……………183
- 福祉関連団体ヒアリング調査のまとめ……………185
- ワークショップのまとめ……………187
- 川崎区地域福祉マップ……………189
- 事業体系一覧表……………191

■第2期計画策定の経過

計画の策定に際しては、区民の意見が反映されること、区独自の課題解決に向けての取組であることを基本とし、次の経過を経て策定しました。



■川崎区地域福祉計画策定委員会 委員名簿

(平成18年3月1日～平成20年2月29日)

	氏 名	所 属・職 名	備 考
	池田 ハルミ	ハナさんハウス代表	区民公募委員
	石川 泰次	(福) あおぞら共生会専務理事	保健・医療・福祉関係団体の代表
○	櫻井 俊克	(福) 川崎区社会福祉協議会会長	保健・医療・福祉関係団体の代表
	柴田 範子	東洋大学ライフデザイン学部専任講師	学識経験者
	高橋 順子	川崎区ボランティア連絡協議会副会長	ボランティア組織の代表
◎	弾 塚 誠	川崎区連合町内会会長	市民団体の代表
	千葉 幹子	まちなえんがわ“ひまわり”代表	区民公募委員
	富田 順人	川崎区民生委員児童委員協議会会長	保健・医療・福祉関係団体の代表
	布川 昌子	ひまつぶしの会・まちなえん側大師代表	区民公募委員
	妻 重 度	川崎市ふれあい館館長	保健・医療・福祉関係団体の代表
○	吉 邨 泰弘	川崎区医師会会長	学識経験者
	高橋 廣二	川崎区役所副区長	行政職員 (平成19年3月まで)
	鈴木 孝	川崎区役所副区長	行政職員 (平成19年4月から)
	横山 勇治	川崎区役所大師支所長	行政職員
	吉 田 稔	川崎区役所田島支所長	行政職員 (平成19年3月まで)
	青木 文一	川崎区役所田島支所長	行政職員 (平成19年4月から)
	益子 まり	川崎区役所保健福祉センター所長	行政職員
	山 本 篤	川崎区役所保健福祉センター副所長	行政職員

(敬称略・五十音順)

※所属・職名については、就任時とします。

◎は委員長、○は副委員長です。

■川崎市地域福祉計画策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本区における地域福祉計画を策定し、その事業の展開について進捗状況の管理・評価を行い、社会状況等に応じた計画の変更を行うため、川崎市地域福祉計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 策定委員会は次の事項に関して協議をし、その結果を区長へ報告する。

- (1) 地域福祉計画の策定及び変更に関すること
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び評価に関すること
- (3) 前各号に定める事項の他、策定委員会で必要と認める事項

(策定委員会)

第3条 策定委員会は、学識経験者、公募市民、団体職員、行政職員等で構成し、次の各号に掲げるとおり、おおむね17名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表
 - (3) 市民団体の代表
 - (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
 - (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
 - (6) 区民公募委員
 - (7) 行政職員
 - (8) その他市長が特に認めた者
- 2 策定委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、これを2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員は市長が委嘱し、またはこれを命ずる。
- 3 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱する。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第5条 策定委員会は、委員長が召集する。

(作業部会等)

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、策定委員会のもとに作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会は、次の各号に属する行政職員等及び委員長が特に認めた者で組織する。
 - (1) 保健福祉センター地域保健福祉課
 - (2) 保健福祉センター保健福祉サービス課
 - (3) 総務企画課
 - (4) 区民協働推進部地域振興課
 - (5) 大師地区健康福祉ステーション
 - (6) 田島地区健康福祉ステーション

(7) 川崎区社会福祉協議会

- 3 作業部会には部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選とする。
- 4 作業部会は部会長が招集する。
- 5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会及び作業部会の庶務は、川崎区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

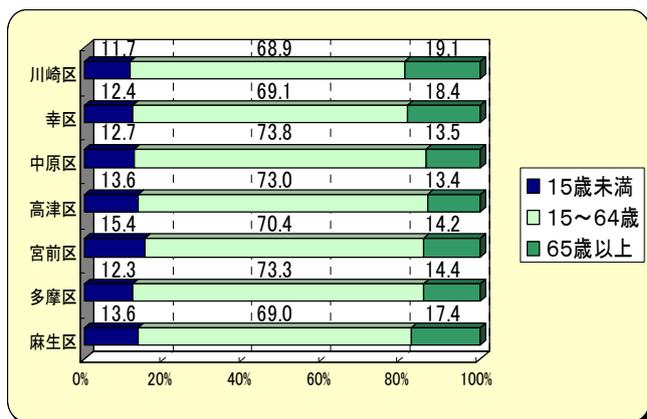
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成17年11月7日から施行する。

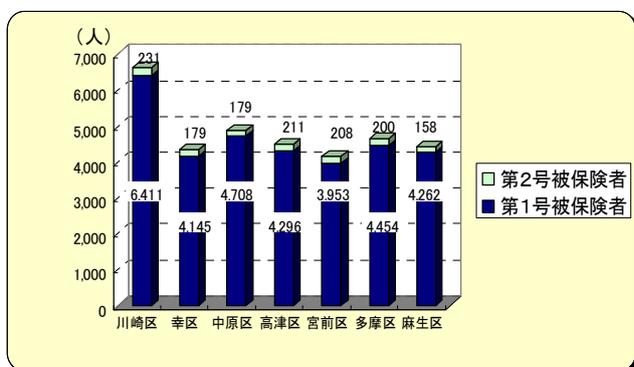
■統計資料

■年齢別（65歳以上・15歳未満）人口



●川崎区の総人口は、210,839人であり、そのうち年少人口（15歳未満）が24,769人、老年人口（65歳以上）が40,221人となっています。年齢別人口構成比からみると、市内でも少子高齢化が進んでいます。
(平成19年10月1日現在)

■要介護等認定者数



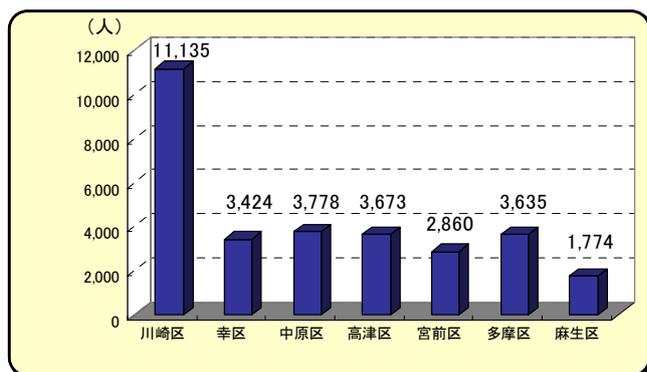
●要介護等認定者数（要支援以上認定者及び第2号被保険者を含む）は、6,642人となっており、市内で最も多くなっています。
※第1号被保険者：65歳以上
※第2号被保険者：40歳以上、65歳未満
(平成19年10月1日現在)

■ひとり暮らし高齢者数



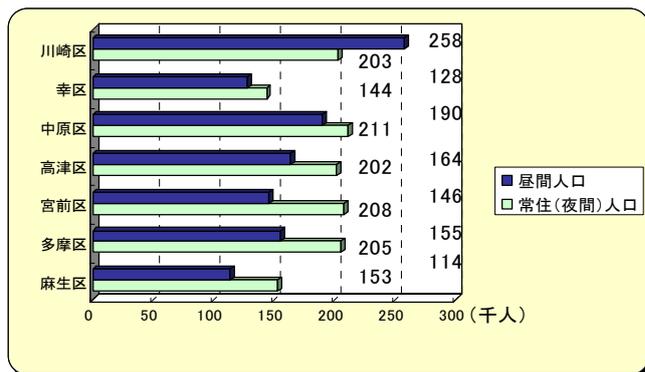
●ひとり暮らし高齢者数は、7,685人となっており、市内で最も多くなっています。
(平成17年国勢調査)

■外国人登録人口



●外国人登録人口は、11,135人となっており、市内で最も多くなっています。
(平成19年10月1日現在)

■常住（夜間）人口と昼間人口



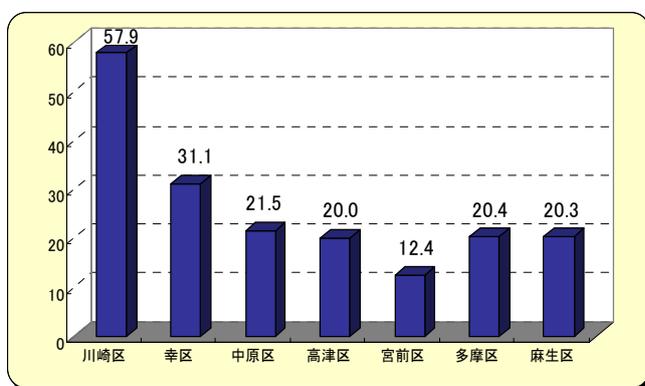
- 常住（夜間）人口は、203,256人、昼間人口は、257,521人となっており、市内で唯一、昼間人口が常住（夜間）人口を上回っています。
(平成17年国勢調査)

■生活保護率



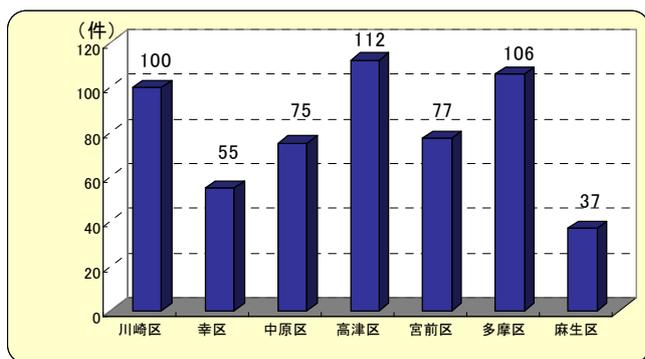
- 生活保護率（平成18年度平均）は、41.97%となっており、市内で最も高くなっています。
※保護率：人口千人あたりの生活保護受給者数。
※‰（パーミル）：千分率（1000分の1を1とします。）
(平成18年度平均)

■結核罹患率



- 結核罹患率は、57.9となっており、市内で最も高くなっています。
※結核罹患率：人口10万人あたりの年間新登録結核患者数の割合
(平成18年)

■児童虐待相談・通告件数



- 児童相談所への児童虐待相談・通告件数は、100件となっています。
(平成18年度)

■福祉関連団体ヒアリング調査のまとめ

～活動上の課題や今後の地域福祉の推進等について～

■社会福祉法人 青丘社

- 施設の老朽化等施設環境の整備や人材の確保が課題となっている。
- 地域福祉ということで、行政は地域に対して福祉活動を任せすぎである。行政はコーディネーターの役目をきちんと果たすべきである。
- 地域住民と行政が接する場が少なくなっている。また、地域福祉はいろいろな知識を必要とするため、行政の人事異動は、地域福祉推進の弊害となっている。

■川崎区ボランティア連絡協議会

- 高齢化等により、運営委員の固定化が課題となっている。
- 既にボランティア活動を行っている人を対象とした研修会等（特に、男性の活動促進のために、男性を中心とした講座等）が必要である。
- ボランティア活動が地域を支えているということを認識し、行政は地域で活動しているボランティア団体の実態を把握し、活動の普及に努める必要がある。

■川崎市心身障害者地域福祉協会（中央、大師、田島支部）

- 障害者が活動できる場所が少ない。
- 障害者のための施設や法制度改正の情報等の会員への提供方法が課題である。
- 現在はあまり実現していないが、地域とのかかわりを持って行きたいと考えている。

■川崎地区食生活改善推進員連絡協議会（ヘルスマイト）

■ヘルスパートナーかわさき（運動普及推進員）

- 若い世代の加入が少なく、会員の高齢化が課題である。
- 自治会活動の中でも、参加しやすい地域とそうでない地域がある。また、マンション等では難しい場合がある。
- 地域住民の支え合いが必要であると思うが、個人情報保護法等の関係もあり、近所の中で誰が住んでいるのか分からないということが現実にはある。

■川崎区PTA協議会

- 子どもの状況が地域に伝わっていないところがある。子どもを守るために、地域との関係づくりが重要である。
- 高齢者との交流を図るため、自らコミュニケーションを持つように心がける必要がある。
- 地域において、高齢者と若い世代がどのような役割を持って活動できるのかを考えていくことで、支え合いの関係が築けることとなる。

■川崎区地域ケア連絡会議（中央、大師、田島地区）

- 地域においてキーパーソンとなる人は、多忙で負担が大きく、高齢化している。
- 行政職員が変わるたびに、一から関係を築いていかねばならず、非効率である。
- 行政は地域の課題を聴くだけで、実際に現場を見に来ない。同じ目線で地域の実態を把握する必要がある。

■川崎区子育てガイド さんぼみち 検討委員会

- 子育てグループの数は増えているが、グループ間の交流は少ない。また、高齢者とのコミュニケーションがうまくとれない。
- 子どもの防犯については、地域の見守りが重要であり、子どものことを地域の方に覚えてもらう必要がある。
- 地域活動への関心の持ち方には、人によってかなりの差がある。また、男性の参加が可能なように日程を考えることも大切である。

■まちの縁側（まちの縁側南町町内会館、おしゃべり広場貝塚1・2丁目町内会館、まちの縁側大師、まちの縁側プラザ田島）

- 行政は、地域に出向いて情報を提供したり、積極的に地域とかかわりを持ってほしい。
- 地域をより小さい範囲で捉えて、その範囲で支え合うしくみをつくることが理想である。
- 地域福祉について、行政内部で共通認識を持つようにしてほしい。

■川崎市身体障害者協会（中央、大師、田島支部）

- 若い世代の加入者が少なく、高齢化が進んでいる。また、ボランティア等の確保が必要となっている。
- 地域と交流するためには、きっかけが必要である。
- 地域で活動している団体間の連携が不可欠であり、情報交換を通して、共通認識を持つことが必要である。また、地域活動団体の情報を取りまとめることも必要である。

■特定非営利活動法人 KAWASAKI 精神保健福祉事業団

- 障害者が、スムーズに施設を利用できる環境を整える必要がある。
- 障害者への理解と知識等の普及が必要である。
- 地域福祉に関する情報を地域に提供することが必要であり、課題解決に向けては、地道に活動を継続していくことが大切である。

■ワークショップのまとめ

4回実施したワークショップでは、それぞれの会場において、テーマ1、2に沿って、区民との意見交換を行いました。

■テーマ1「身近なところでみんなが集まれる場所をどうするか。」

自分（区民）ができること	<p>ボランティア活動をする</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設へ出向いたり、食を通じたボランティア活動、町内会の支援等による集い等を行っている。会食会や子育てサロンの中で、年代を越えたふれあいのある活動をしている。 ●高齢者、障害者等に対し、声かけ、訪問、広報活動をしていく。
	<p>身近なことを意識する</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公園や町内の清掃等を通して、環境をよくし、人が集まれる場所をつくる。 ●まちの中で、孤立したり閉じこもっている人や気になることを発見するようにする。 ●声かけをしても家から出てこない人への対応が難しい。声かけだけでなく、一緒に出かけるように心がける。 ●障害者が自らバリアを築いてしまうことがあるため、対応が難しい。
	<p>気軽に集える場所が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●町内会館の利用や自宅の開放等、集える場所をつくる。小さな集まりやより気軽に話ができる場があるとよい。
自分（区民）と行政が協働でできること	<p>施設や場所の有効利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●公共の施設や場所、企業の跡地や空いている空間を有効利用できるようにする。
	<p>人と人とのつながりが大切</p> <ul style="list-style-type: none"> ●新しい住民との交流がなかったり、少ない。新しい住民は、町内会・自治会に加入しないことが多いため、行政も加入するように働きかけるべきである。 ●近所の清掃をしているが、それを人が見ていて、自然につながりができるとよい。
	<p>区民と行政の情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区民が気になることを発見した時、内容を行政に伝えられ、その結果が区民へ戻ってくるしくみが必要である。
	<p>学ぶ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●高齢者の食事、認知症の方への接し方等、講師の紹介や学ぶ機会等を充実してほしい。
行政が行うこと	<p>行政が意識を変える</p> <ul style="list-style-type: none"> ●区民の地域での活動の場へ行政職員も参加し、活動への理解や協力を深めることが大切である。 ●行政職員は地域へ出てきて、実情を見たり、意見を聴くようにし、聴いたこと等がその後どのように取り扱われるのかを知らせるようにしてほしい。 ●区民との関係づくりができる職員の育成が必要である。
	<p>まちのバリアフリー</p> <ul style="list-style-type: none"> ●川崎駅等まちの中のバリアフリーを進める必要がある。

■テーマ2 「健康でいきいき暮らすには。」

自分（区民）ができること	<p>自ら健康管理に注意する</p> <ul style="list-style-type: none"> ●好奇心を持ち、積極的に外に出かけるようにする。歌、体操、食事、ウォーキング等を通して、仲間、好きなこと、楽しめること、趣味を持つようにする。 ●食生活の改善、規則正しい生活をし、病気にならないようにする。
	<p>社会参加する</p> <ul style="list-style-type: none"> ●人とのつながりを持ち、人に役立てることをする。 ●周りの人が閉じこもらないように気を配るが、無理強いしないように気をつける。
	<p>家族や地域で信頼関係を築く</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康、老後、介護等を通して、家族について考える機会をつくる。 ●地域の中で人との交流を持ち、お互いに助け合う環境をつくる。
自分（区民）と行政が協働できること	<p>心の健康</p> <ul style="list-style-type: none"> ●いろいろな講座や催しを観たり聴いたりして楽しむようにする。
	<p>交流の場所をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもから大人まで交流ができたり、近所の人と知り合う機会や場があるとよい。
	<p>相談のできる場所をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康や病気のことを気軽に相談できる場所があるとよい。
	<p>情報の収集と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ●行政の情報は縦割りであるため、分かりにくい。 ●食についての情報がほしい。 ●区民と行政が共に情報を収集し、提供をしていく必要がある。 ●個人情報の取扱には、十分注意する必要がある。 ●口コミでの情報伝達が効果的である。
	<p>人材の発掘</p> <ul style="list-style-type: none"> ●リタイヤした専門職等の人材を発掘し、ボランティアとして必要な人へ派遣できるとよい。
	<p>マナーやルールを守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●清掃活動をしているが、まちの中のゴミはなかなか減らない。 ●放置自転車のために歩道が歩きづらい。高齢者や障害者等にやさしいまちづくりのために、マナーやルールを守ることは大切である。
行政が行うこと	<p>講座等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食事、ウォーキング、運動等の講座の充実や職員を派遣して話をしてほしい。
	<p>生きている実感が持てる場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害を持っていても地域で生活（仕事、仲間づくり、遊び等）できる環境が必要。
	<p>身近な場所の整備が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> ●家から歩いて行けるところに体を動かせる場所があるとよい。 ●公園やリバーサイドを整備し、自然を残すようにする。
	<p>健康を確める機会をつくる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●健康のチェックができる機会をつくる必要がある。

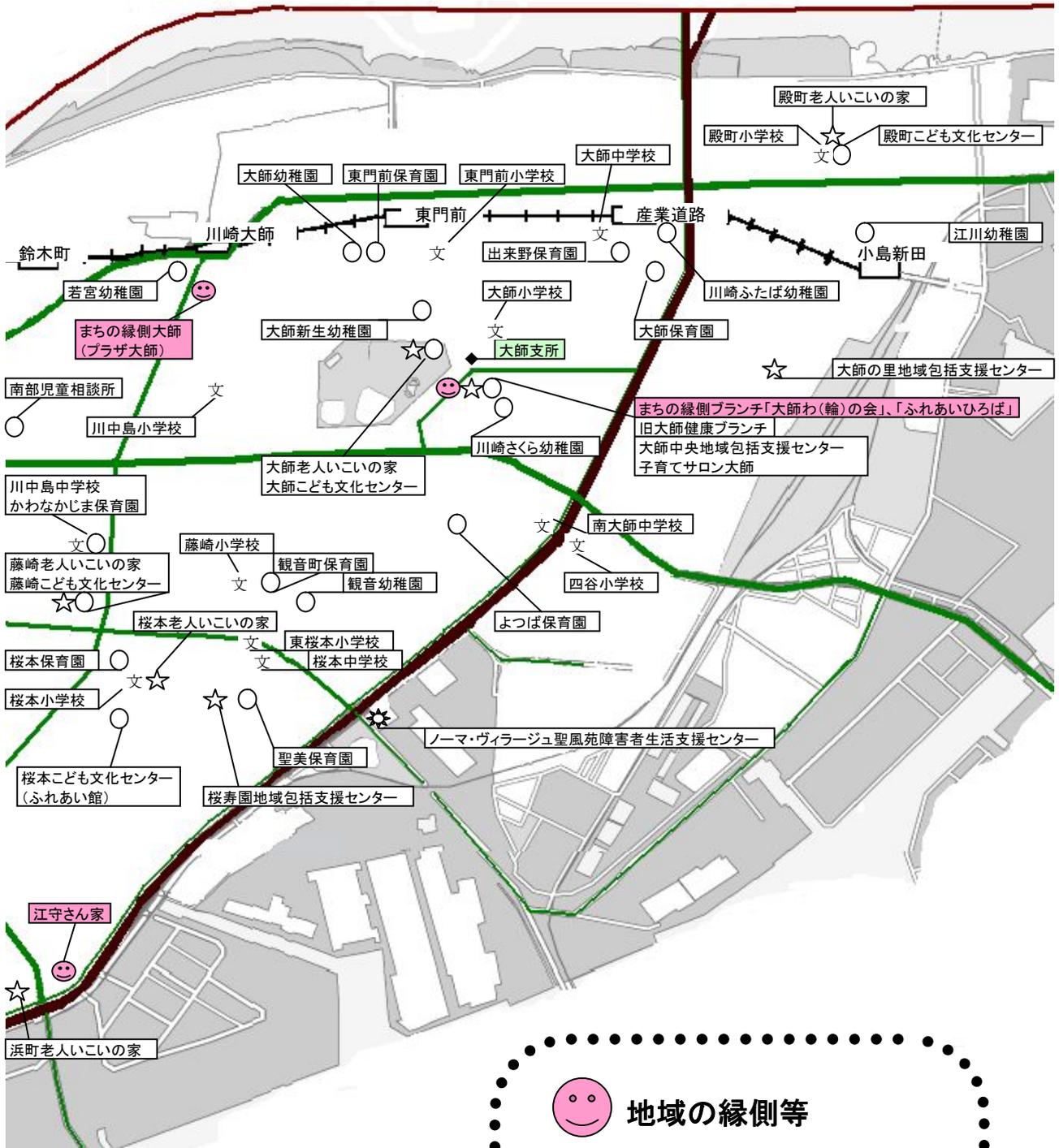
川崎区 地域福祉マップ

東京都大田区

川崎市幸区

横浜市鶴見区





-  地域の縁側等
-  子ども関係施設等
-  高齢者関係施設等
-  障害者関係施設等
- 文 市立小、中、高等学校

■事業体系一覧表

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	計画期間(H20～H22年度)の取組
「住みなれたところで安心して健やかに暮らせるまち」をめざして	1 サービス利用者の意向を尊重した施策の充実	1 サービス利用者の権利擁護と啓発に取り組めます。	1 保健福祉サービス制度への理解の促進	●市政だより川崎区版特別号の発行
			2 認知症高齢者や障害者等支援が必要な区民への対策の充実	●川崎区徘徊高齢者SOSネットワーク事業の普及啓発 ●成年後見制度の普及啓発 ●日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の普及啓発
			3 子ども、男女平等等にかかわる人権侵害の救済	●人権オンブズパーソン制度の周知
		2 保健福祉従事者の育成と専門性の向上に取り組めます。	1 保健福祉関係者との連携強化	●地域ケア運営委員会の開催
				●地域包括ケア連絡会議との連携、協力
				●自立支援協議会の開催
				●こども総合支援ネットワーク会議の開催
				●要保護児童対策協議会実務者会議の開催
				●子育て支援関係機関連絡会の開催
	2 保健福祉従事者の育成支援の充実	●保健福祉従事者向け研修の開催		
		3 民生委員・児童委員との連携強化	●各地区民生委員児童委員協議会との連携	
			●各地区子育てサロンの運営支援	
	3 様々な生活課題への幅広いサービスの提供に取り組めます。	1 社会的に孤立しがちな区民に対する相談の充実	●各種相談の実施	
			2 外国籍の区民が窓口で安心して相談できる体制の充実	●外国語版母子手帳の交付
				●外国籍育児教室の実施
	2 よる共助社会の実現 地域の実情に応じた区民・民間団体・区の協働に	1 地域住民の連携を促進し、「福祉のまちづくり」を推進します。	1 身近な交流の場の整備	●地域の縁側づくり事業の推進(シンボル事業1)
			2 住民の主体的活動への支援	●地域の縁側づくり事業の推進(シンボル事業1)
		2 健康で安心して生活できる地域づくりに取り組めます。	1 高齢者のための事業の充実	●運動で元気アップ事業の推進(シンボル事業2)
				●各種講座や教室等の実施
				●健康出前講座の実施
2 子どもと母親のための事業の充実			●認知症予防のための普及啓発	
			●「子育てフェスタ・健康づくりのつどい」の実施	
			●各種講座や教室等の実施	
			●健康出前講座の実施	
3 介護予防、健康づくり事業の充実			●運動で元気アップ事業の推進(シンボル事業2)	
			●「子育てフェスタ・健康づくりのつどい」の実施	
			●各種講座や教室等の実施	
			●健康出前講座の実施	
			●いこい元気広場への紹介	
4 子どもから高齢者までの見守り体制の充実			●高齢者見守りネットワークの推進	
			●子どもの安全確保対策の実施	
5 関係組織・機関・行政との連携の強化			●地域包括支援センターとの連携	
			●地域生活支援センターとの連携	
			●地域子育て支援センターとの連携	
	●ヘルスパートナーかわさき(運動普及推進員)との連携			
	●川崎地区食生活改善推進員連絡協議会(ヘルスメイト)との連携			
●健康づくり推進会議の開催				

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	計画期間(H20~H22年度)の取組
「住みなれたところで安心して健やかに暮らせるまち」をめざして	(2の続き)	3 地域福祉への理解を促進します。	1 区民の地域福祉に対する理解を深めるための啓発の充実	●地域福祉及び地域福祉計画に関する講演会等の開催 ●地域福祉活動者のための各種講座等の実施
			2 関係組織・機関・行政との連携の強化	●社会福祉協議会との連携
		4 地域における保健福祉人材の育成と支援に取り組みます。	1 元気高齢者の人材育成と支援の充実	●地域福祉活動者のための各種講座等の実施
			2 熟年男性の人材育成と支援の充実	●シニア世代の地域デビュー活動の実施
			3 父親の育児参加への普及啓発の充実	●両親学級の実施 ●男性の育児参加促進事業の実施
			4 学生の保健福祉教育への支援の充実	●中・高校生のボランティア体験学習、現場実習への受入 ●市民活動交流フェスティバルへの受入
			5 関係組織・機関・行政との連携の強化	●子育てボランティア講座の実施
		3 多様なサービスを総合的に提供する体制の整備	1 総合的サービスによる地域ケアシステムを充実します。	1 保健・医療・福祉が連携し、区独自のネットワークづくりの推進
	2 高齢者、障害者等が地域で安全、快適に暮らすことができるまちづくりの推進			●ベビーカーや車いすが安心して通行できるまちに向けた啓発の実施 ●高齢者に関する地域ケア体制の充実 ●子どもへの虐待やいじめ等要保護児童への支援体制の充実 ●災害時要保護者避難支援制度の普及啓発
	3 NPO法人やボランティア団体の活動支援や協働の推進			●市民活動コーナーの活用の促進 ●地域福祉活動者のための各種講座等の実施 ●市民活動交流フェスティバルへの支援
	2 総合的な支援体制づくりに取り組みます。		1 相談、支援体制の充実	●地区を担当する行政職員の育成
			2 外国籍区民への支援体制の充実	●通訳及び翻訳バンクの実施
			3 子どもへの支援体制の充実	●乳幼児期から学童期への継続した支援の実施 ●学校、保育所、地域子育て支援センター、幼稚園、こども文化センター等との連携 ●こども相談の充実 ●子どもへの虐待、いじめ、不登校等要保護児童対策の実施 ●発達障害児への支援の実施 ●区役所と教育(学校)との連携強化
			4 障害児・者と地域住民との交流の機会の充実	●「子育てフェスタ・健康づくりのつどい」への参加の促進 ●市民活動交流フェスティバルへの参加の促進 ●地域交流会への参加の促進 ●いきいき生活講座、OB会への参加の促進 ●発達障害児への地域支援の促進 ●地域の縁側への参加の促進
	3 保健福祉情報の集約・提供システムを充実します。	1 保健・医療・福祉・子育て等新しい情報の集約及び身近な場所で入手できる方法の整備	●「まちの情報」集約・発信事業の推進(シンボル事業3)	
2 わかりやすく身近な情報提供の充実		●「まちの情報」集約・発信事業の推進(シンボル事業3) ●市政だより川崎区版特別号の発行 ●こども支援総合ページの充実		
3 行政職員が身近な場へ出向く等、より身近な場での情報提供の充実		●「まちの情報」集約・発信事業の推進(シンボル事業3)		

幸区 資料

■ 第2期計画策定の経過	193
■ 幸区地域福祉計画推進検討会議委員名簿	193
■ 幸区地域福祉計画策定作業部会委員名簿	194
■ 幸区地域福祉計画推進検討会議設置要綱	195
■ 統計資料	196
■ 事業体系一覧表	199

資料

■ 第2期計画策定の経過

年 月 日	経 過
平成19年 5月22日 (火)	第1回地域福祉計画策定作業部会の開催
平成19年 5月31日 (木)	第5回幸区地域福祉計画推進検討会議の開催
平成19年 6月29日 (金)	第2回地域福祉計画策定作業部会の開催
平成19年 7月24日 (火)	第6回幸区地域福祉計画推進検討会議の開催
平成19年11月 7日 (水)	第3回地域福祉計画策定作業部会の開催
平成19年11月30日 (金)	第7回幸区地域福祉計画推進検討会議の開催
平成20年 1月24日 (木)	第4回地域福祉計画策定作業部会の開催
平成20年 1月30日 (水)	第2期地域福祉計画区民説明会の開催
平成20年 2月18日 (月)	第8回幸区地域福祉計画推進検討会議の開催

■ 幸区地域福祉計画推進検討会議 委員名簿

氏 名	選出団体等	
◎ 豊田 宗裕	学識経験者	横浜国際福祉専門学校校長
萩原 保夫	幸区社会福祉協議会	幸区社会福祉協議会副会長
深瀬 四郎	幸区民生委員児童委員協議会	幸区民生委員児童委員協議会副会長
楢林 照江	幸区民生委員児童委員協議会	幸区民生委員児童委員協議会副会長
○ 小林 豊	幸区町内会連合会	幸区町内会連合会常任理事
濟田 則正	幸区商店街連合会	幸区商店街連合会常任理事
海老塚 美子	幸区赤十字奉仕団	幸区赤十字奉仕団委員長
綱川 幸子	幸区老人クラブ連合会	幸区老人クラブ連合会会長
田邊 光一	社会福祉法人 幸ヒューマンネットワーク	社会福祉法人 幸ヒューマンネットワーク常務理事
阿部 美香	夢見ヶ崎プレーパークをつくる会	夢見ヶ崎プレーパークをつくる会代表
土屋 加代子	幸区社会福祉協議会	幸区社会福祉協議会事務局長
中野 正行	市職員	幸区役所保健福祉センター所長
林 さわ子	市職員	幸区役所保健福祉センター副所長

※ ◎：委員長 ○：副委員長

■ 幸区地域福祉計画策定作業部会 委員名簿

	氏 名	所 属	職 名
1	吉田 悦子	こども総合支援担当	主 幹
2	高橋 勝美	総務企画課企画調整担当	主 幹
3	松本 純	地域振興課	課 長
4	小林 雄介	生涯学習支援課（市民館）	課長（館長）
5	大森 ちよ壽	地域保健福祉課健康づくり	主 幹
6	吉田 俊子	保健福祉サービス課	課 長
7	村上 陽子	保健福祉サービス課保健福祉相談係	課長補佐
8	中根 美保	保健福祉サービス課児童・家庭支援	主 査
9	佐藤 美代子	保健福祉サービス課障害者支援	主 査
10	澤里 秀樹	高齢者支援課	課 長
11	土屋 晴日兒	高齢者支援課高齢者支援	課長補佐

（事 務 局）

	氏 名	所 属	職 名
1	中村 勇一	地域保健福祉課	課 長
2	関根 節	地域保健福祉課企画	主 査
3	菅原 一子	地域保健福祉課企画	主 査
4	永森 学	地域保健福祉課企画	

■幸区地域福祉計画推進検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本区における地域福祉計画の推進とその事業の展開について、進捗状況の管理・評価を行い、社会状況に応じた対応を図るため、幸区地域福祉計画推進検討会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は次の事項に関して協議をし、その結果を区長へ報告する。

- (1) 地域福祉計画の推進及び取組み方法の検討に関すること
- (2) 地域福祉計画の進捗状況の管理及び取組み状況の評価に関すること
- (3) 地域福祉計画の策定に関すること
- (4) その他各号に定める事項の他、会議で必要と認める事項

(推進会議)

第3条 推進会議は、次の各号に属する委員20名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健・医療及び福祉団体の代表
 - (3) 市民団体の代表
 - (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
 - (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
 - (6) 市民公募委員
 - (7) 関係行政機関職員
 - (8) その他区長が認めた者
- 2 推進会議には委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選とする。
- 3 委員長は推進会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員は市長が委嘱し、またはこれを命ずる。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議の招集)

第5条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 推進会議は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(作業部会)

第6条 推進会議は、必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議のもとに作業部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議及び作業部会の庶務は、幸区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則 この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

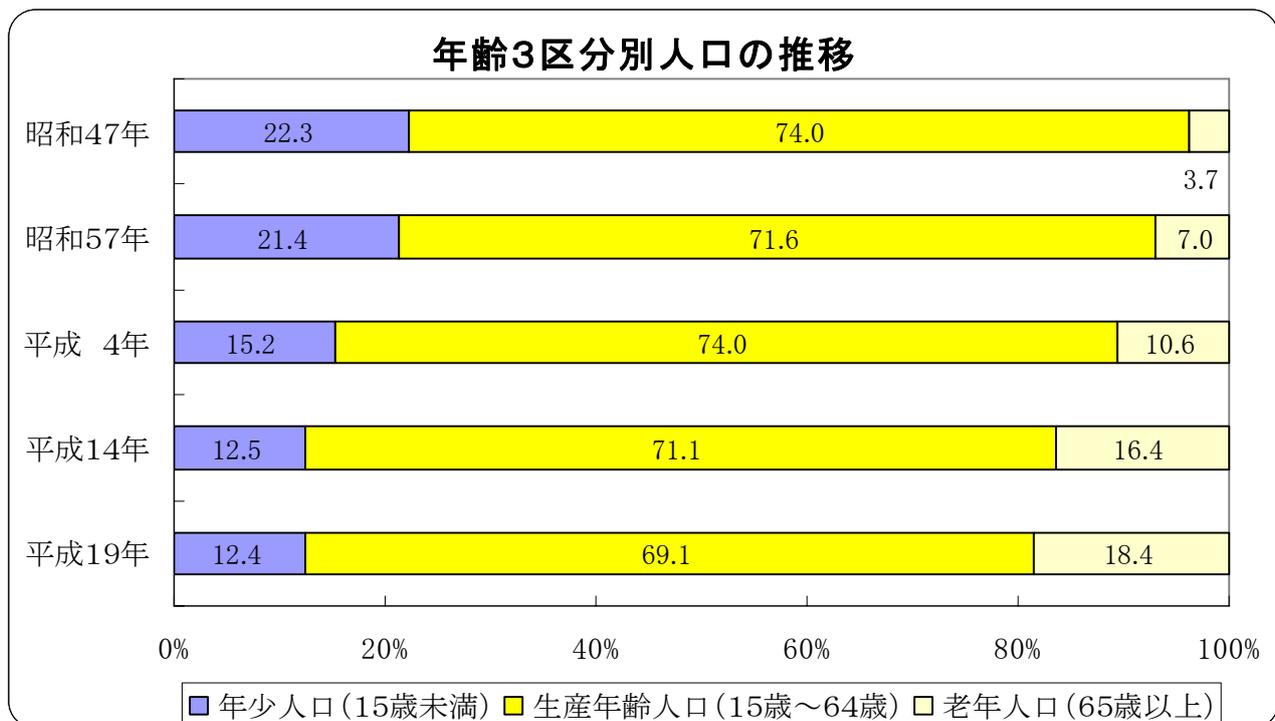
■統計資料

幸区の人口推移(管区別世帯数及び人口等の状況)

各年10月1日現在

	世帯数			人口		
	総数	幸区役所	日吉出張所	総数	幸区役所	日吉出張所
昭和47年	45,336	30,984	14,352	151,331	97,345	53,986
昭和57年	48,962	32,982	15,980	136,360	91,018	45,342
平成4年	55,795	34,675	21,120	142,063	85,926	56,137
平成14年	60,120	37,388	22,732	139,157	83,227	55,930
平成19年	65,638	42,050	23,588	146,971	91,073	55,898

「川崎市の統計情報」から



- ※ 数値は国勢調査の数値を基数とした推計人口。
- ※ 各年10月1日の数値ですが、昭和47年のみ4月1日の数値を掲載。
- ※ 平成4年、14年、19年は人口総数に年齢不詳を含む。

「川崎市の統計情報」から

幸区の町別人口構成の推移

各年9月30日現在

町名	H17	H18	H19	H17	H18	H19	H17	H18	H19
	人口(人)			年少人口(人)			老年人口(人)		
遠藤町	750	1,001	993	85	151	151	171	188	196
大宮町	2,488	2,595	2,569	234	239	225	298	304	307
河原町	8,025	7,820	7,743	648	590	574	2,330	2,476	2,692
小向町	2,374	2,384	2,386	245	237	236	548	565	584
小向仲野町	1,587	1,726	2,247	177	188	307	357	430	449
小向西町	4,329	4,804	4,843	558	656	695	722	774	803
紺屋町	1,143	1,154	1,121	96	95	96	264	262	269
幸町	3,475	3,391	3,405	337	330	342	645	640	663
下平間	7,142	7,121	7,187	632	662	694	1,381	1,424	1,459
神明町	3,455	3,491	3,685	536	572	638	465	481	505
塚越	10,189	10,146	10,150	1,276	1,255	1,228	1,863	1,941	2,027
戸手	4,727	4,668	4,621	527	535	525	924	912	932
戸手本町	5,786	5,809	5,800	989	1,035	1,061	752	774	792
中幸町	5,471	5,422	5,415	519	515	497	1,053	1,048	1,058
東古市場	2,348	2,313	2,301	338	319	320	503	515	517
古市場	10,650	10,581	10,401	1,141	1,160	1,162	2,174	2,202	2,219
古川町	2,751	2,663	2,655	356	346	322	463	469	483
堀川町	249	259	1,660	20	21	208	15	16	120
南幸町	7,310	7,419	7,509	702	705	704	1,252	1,296	1,315
都町	373	357	363	20	18	22	120	112	111
柳町	1,858	1,867	1,837	177	183	175	291	311	324
新塚越	3,223	3,252	3,290	643	661	685	163	179	190
小倉	20,661	20,678	20,718	2,987	2,954	2,895	3,144	3,269	3,406
鹿島田	5,860	5,817	5,809	575	556	560	1,199	1,227	1,253
北加瀬	8,391	8,397	8,395	1,156	1,169	1,174	1,324	1,385	1,411
南加瀬	19,441	19,378	19,484	2,939	2,894	2,827	2,763	2,870	3,041
矢上	999	956	954	90	95	94	124	132	137
幸区	145,055	145,469	147,541	18,003	18,141	18,417	25,308	26,202	27,263

※ 年少人口：15歳未満。 老年人口：65歳以上。

※ 数値は住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算した数値。

「川崎市の統計情報」から

幸区の町別年少・老年人口比率の推移

各年9月30日現在

町名	H17	H18	H19	H17	H18	H19
	年少人口比率(%)			老年人口比率(%)		
遠藤町	11.3	15.1	15.2	22.8	18.8	19.7
大宮町	9.4	9.2	8.8	12.0	11.7	12.0
河原町	8.1	7.5	7.4	29.0	31.7	34.8
小向町	10.3	9.9	9.9	23.1	23.7	24.5
小向仲野町	11.2	10.9	13.7	22.5	24.9	20.0
小向西町	12.9	13.7	14.4	16.7	16.1	16.6
紺屋町	8.4	8.2	8.6	23.1	22.7	24.0
幸町	9.7	9.7	10.0	18.6	18.9	19.5
下平間	8.8	9.3	9.7	19.3	20.0	20.3
神明町	15.5	16.4	17.3	13.5	13.8	13.7
塚越	12.5	12.4	12.1	18.3	19.1	20.0
戸手	11.1	11.5	11.4	19.5	19.5	20.2
戸手本町	17.1	17.8	18.3	13.0	13.3	13.7
中幸町	9.5	9.5	9.2	19.2	19.3	19.5
東古市場	14.4	13.8	13.9	21.4	22.3	22.5
古市場	10.7	11.0	11.2	20.4	20.8	21.3
古川町	12.9	13.0	12.1	16.8	17.6	18.2
堀川町	8.0	8.1	12.5	6.0	6.2	7.2
南幸町	9.6	9.5	9.4	17.1	17.5	17.5
都町	5.4	5.0	6.1	32.2	31.4	30.6
柳町	9.5	9.8	9.5	15.7	16.7	17.6
新塚越	20.0	20.3	20.8	5.1	5.5	5.8
小倉	14.5	14.3	14.0	15.2	15.8	16.4
鹿島田	9.8	9.6	9.6	20.5	21.1	21.6
北加瀬	13.8	13.9	14.0	15.8	16.5	16.8
南加瀬	15.1	14.9	14.5	14.2	14.8	15.6
矢上	9.0	9.9	9.9	12.4	13.8	14.4
幸区	12.4	12.5	12.5	17.4	18.0	18.5

※ 年少人口：15歳未満。 老年人口：65歳以上。

※ 数値は住民基本台帳人口と外国人登録人口を合算した数値。

「川崎市の統計情報」から

■事業体系一覧表

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	新規取組	計画期間(H20～H22年度)の取組	所管課	
「誰もが生涯にわたって、安心して、いきいきと暮らせる幸区」の実現	1 子どもと子育て世代、障害者、高齢者が安心して住みやすいまちづくり	1 地域の中の子育て、見守り、支え合いの環境づくり	1 区民の力を活かした地域による支え合いを促進します。		(1)赤ちゃん銭湯でコンニチワ	地域保健福祉課 保健福祉サービス課	
					(2)赤ちゃんハイハイあんよのつどい	保健福祉サービス課	
					(3)地域の子育て支援活動への協力	保健福祉サービス課 生涯学習支援課	
					(4)子どもが不登校の保護者への支援	生涯学習支援課	
					(5)家族教室フォローコース	保健福祉サービス課	
					(6)徘徊高齢者SOSネットワーク	高齢者支援課	
					(7)幸市民協働プラザ情報発信事業	地域振興課	
		2 保健福祉サービス情報提供の充実とネットワーク活用	1 必要な人に必要な情報を効果的・的確に提供します。		(1)子育てフェア・情報発信事業	こども総合支援担当	
					(2)「お散歩にいこうね！」発行	保健福祉サービス課	
					(3)幸区子育て情報誌「おこさまぶがさいわい」改訂版発行	保健福祉サービス課	
					(4)健康づくりだより発行	地域保健福祉課	
					(5)保健福祉センターだより発行	地域保健福祉課	
	3 安全で安心な生活環境の充実	1 必要の人に必要な情報を効果的・的確に提供します。	2 主体的で地域に根ざした活動の継続と普及拡大のための交流を促進します。	(6)さいわいガイドマップ改訂増刷事業	地域振興課		
				★(7)保健福祉情報ネットワークの推進	地域保健福祉課		
				(1)子育てグループ交流会・講演会	保健福祉サービス課 生涯学習支援課		
				(2)SHF(幸保健福祉)交流会	保健福祉サービス課		
				(3)健康づくり自主グループ交流会	地域保健福祉課		
				1 子どもが安心して遊び学べる「場」づくりの支援をします。	1 地域子育て支援センター「ふるいちば」の第3土曜日開所	(1)地域子育て支援センター「ふるいちば」の第3土曜日開所	こども総合支援担当
						(2)さいわいこどもチャレンジクラブ	生涯学習支援課
	(3)日吉あそびっ子クラブ	生涯学習支援課					
	(4)さいわいものづくり体験事業	地域振興課					
	2 防犯・防災活動等を推進します。	1 安全・安心のパトロール	(1)安全・安心のパトロール			地域振興課	
			(2)地域防災活動の推進	地域振興課			
			(3)災害時要援護者避難支援制度の促進	総務企画課 地域振興課 保健福祉サービス課 高齢者支援課 地域保健福祉課			
(4)区民とともに災害を考える地域活動啓発事業			総務企画課 地域振興課				
(5)机上防災講座			生涯学習支援課				
2 国籍、障害、年齢を超えたつながりがあり、年齢、生活環境、居住歴等を豊かなまちづくり	1 ノーマライゼーションの実現のための啓発と普及	1 国籍・障害・年齢・居住歴等を超えた交流を促進します。	(1)親子多文化ふれあい広場	生涯学習支援課			
			(2)多文化フェスタ	生涯学習支援課			
			(3)さくらフェスタ日吉	生涯学習支援課			
	2 地域における健康づくりの推進	1 健康づくりのための学習機会や情報の提供と、実践のための環境づくりを推進します。		(1)健康づくり自主グループ支援	地域保健福祉課		
				(2)介護予防グループ支援事業(地域リハビリ)	高齢者支援課		
				(3)介護予防グループ支援事業(ふれあい活動)	高齢者支援課		
				(4)介護予防グループ支援事業(独居高齢者昼食会)	高齢者支援課		
				★(5)健康長寿推進モデル事業	地域保健福祉課		
				(6)精神保健福祉講座	保健福祉サービス課		

計画の理念	基本目標	基本方針	基本施策	計画期間(H20～H22年度)の取組	所管課
	3 地域資源の有効活用による区民すべてが参加する活力あるいきいきしたまちづくり	1 人材の育成とコーディネート機能の充実	1 ボランティアやリーダーなどの発掘と育成を行い、コーディネート機能の充実を図ります。	(1)すくすく子育てボランティア講座	保健福祉サービス課
				(2)すくすく子育てボランティアさいわい学習会及び連絡会	保健福祉サービス課
				(3)日吉地区赤ちゃん相談ボランティア研修	保健福祉サービス課
				(4)保育・障害・高齢者等ボランティア研修	生涯学習支援課
				(5)識字ボランティア研修	生涯学習支援課
				(6)地域資源支援事業	保健福祉サービス課
				(7)ヘルスマイト幸(幸区食生活改善推進員協議会)への支援	地域保健福祉課
				(8)ヘルスパートナーさいわい(幸区運動普及推進員協議会)への支援	地域保健福祉課
				(9)介護予防ボランティア講座	高齢者支援課
		2 区民、関係機関・団体、事業所と行政の連携と役割分担の明確化	1 関係機関・団体等と会議等を行い、具体的な連携内容を打ち出します。	(1)幸区子ども総合支援ネットワーク会議	子ども総合支援担当
				(2)小学校教諭の保育園実習研修	子ども総合支援担当
				(3)幸区障害者自立支援協議会	保健福祉サービス課
				(4)精神保健福祉検討会	保健福祉サービス課
				(5)地域ケア連絡会議	高齢者支援課
				(6)幸区健康づくり推進会議	地域保健福祉課
(7)社会福祉協議会との連携	保健福祉センター				
★(8)提案型協働推進事業	総務企画課				
3 各団体の活動場所確保の推進	1 区民の活動拠点の安定的な確保に協力します。	(1)市民活動等支援事業	地域振興課		
		★(2)施設の情報提供の推進	地域保健福祉課		

※ 所管課名は平成19年度現在のものであります。

中原区 資料

- 中原区地域福祉計画推進検討会議委員名簿……………201
- 中原区地域福祉計画策定に向けた作業部会委員名簿……………202
- 中原区地域福祉計画の策定経過……………202
- 中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱……………203
- 地域福祉計画策定へ向けたシンポジウム開催！……………204
- 地域福祉に関する調査結果……………208
- 中原区民生委員・児童委員の活動について……………210
- 中原区社会福祉協議会の活動について……………211

資料

■中原区地域福祉計画推進検討会議 委員名簿

任期：平成18年3月1日～平成20年3月31日まで

No.	氏名	所属団体・役職名	備考
◎ 1	木原 勇	(財)さわやか福祉財団 プロジェクトリーダー	学識経験者
○ 2	富岡 茂太郎	中原区社会福祉協議会理事	社会福祉協議会
3	三川 武彦	中原区医師会	医師会
4	吉房 正三	中原区町内会連絡協議会会長	区民団体
5	青木 英光	中原区民生委員児童委員協議会常任理事	民生委員児童委員協議会
6	井上 一枝	中原コミュニティケアほほえみ会長	ボランティア組織(高齢者)
7	渡邊 敏夫	さくらんぼの会代表	ボランティア組織(障害者)
8	松本 玲子	中原区子育て支援推進実行委員会委員	ボランティア組織(子育て)
9	福士 美智子	川崎市食生活改善推進員連絡協議会中原地区	ボランティア組織(健康づくり)
10	大杉 くら	川崎市心身障害者地域福祉協会	社会福祉当事者組織
11	松本 登	区長が特に認めた者	中原区地域福祉計画策定委員会委員
12	菅原 雅志	区長が特に認めた者	中原区地域福祉計画策定委員会公募委員
13	新井 靖子	区長が特に認めた者	わになろう会理事長
14	畠山 厚	中原区役所副区長(区民協働推進部長)	行政職員
15	南畝 久宣	中原区役所保健福祉センター 所長	行政職員
16	石津 博子	中原区役所保健福祉センター 副所長	行政職員
17	金高 福代	中原区役所保健福祉センター 参事	行政職員

◎委員長

○副委員長



事務局

杉井 繁人	中原区社会福祉協議会 地域課長
佐困東 等	地域保健福祉課 課長
岩村 わか子	地域保健福祉課 健康づくり担当課長補佐
窪井 直樹	地域保健福祉課 企画担当主査
波多野あき子	地域保健福祉課 企画担当
晝間 一樹	地域保健福祉課 企画担当

■ 中原区地域福祉計画策定に向けた作業部会 委員名簿

任期:平成19年4月1日から平成20年3月31日

	所 属	氏 名
1	総務企画課 企画調整担当主幹	関 敏 秀
2	総務企画課 企画調整担当主査	鈴 木 健 大
3	高齢者支援課長	角 田 誠
4	高齢者支援課 高齢者支援担当課長補佐	本 間 良 之
5	保健福祉サービス課長	月 本 進
6	保健福祉サービス課 児童・家庭支援担当主査	中 村 ま さ 代
7	保健福祉サービス課 障害者支援担当課長補佐	溝 口 良 江
8	こども総合支援担当 主幹	竹 田 勇 三
9	こども総合支援担当 主査	山 田 淳 子
10	◎ 地域保健福祉課長	佐 田 東 等
11	地域保健福祉課 主幹	溝 口 恭 子
12	地域保健福祉課 主幹	西 垣 明 子
13	○ 地域保健福祉課 健康づくり担当課長補佐	岩 村 わ か 子
14	地域保健福祉課 企画担当主査	窪 井 直 樹
15	地域保健福祉課 企画担当	波 多 野 あ き 子
16	地域保健福祉課 企画担当	晝 間 一 樹

■ 中原区地域福祉計画の策定経過

年 月 日	会 議 名	主 な 内 容
平成 19 年 4 月 26 日	第 1 回作業部会	計画策定に向けた意見交換
平成 19 年 6 月 7 日	第 1 回推進検討会議	第 1 期中原区計画総括表案の承認 計画策定の関連資料及び第 2 期計画 策定のスケジュール等の検討
平成 19 年 6 月 28 日	第 2 回作業部会	第 2 期中原区計画骨子案の検討
平成 19 年 7 月 9 日	計画策定に向けたシンポジウム	シンポジウム、グループワーク
平成 19 年 7 月 11 日	第 2 回推進検討会議	第 2 期の市計画骨子案の報告 第 2 期中原区計画骨子案の承認
平成 19 年 10 月 30 日	第 3 回作業部会	第 2 期中原区計画素案の検討
平成 19 年 11 月 12 日	第 3 回推進検討会議	第 2 期中原区計画素案の検討
平成 19 年 11 月 17 日	なかはら福祉健康まつり	地域福祉に関するアンケートの実施
平成 19 年 11 月 21 日	第 4 回作業部会	第 2 期中原区計画素案の検討
平成 19 年 12 月 7 日	第 4 回推進検討会議	第 2 期中原区計画素案の承認
平成 20 年 1 月 22 日	区民説明会	第 2 期川崎市地域福祉計画素案の 説明及び意見聴取
平成 20 年 2 月 12 日	第 5 回作業部会	第 2 期中原区計画案の検討
平成 20 年 2 月 14 日	第 5 回推進検討会議	第 2 期中原区計画案の承認

■中原区地域福祉計画推進検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 中原区地域福祉計画を推進するため、中原区地域福祉計画推進検討会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、地域福祉計画に関する事項について協議し、その結果を区長に報告する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 福祉、保健及び医療関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織の代表
- (5) 社会福祉当事者組織の代表
- (6) 公募区民
- (7) 関係行政機関職員
- (8) その他区長が特に認めた者

3 推進会議には委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。なお、推進会議設置当初の委員の任期は、平成20年3月31日までとする。

2 欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱する。ただし任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議には委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会等)

第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議のもとに作業部会等を置くことができる。

2 作業部会等は、中原区管内に属する行政職員とその他区長が特に認めた者で組織する。

3 作業部会等には部会長1名及び副部会長1名を置き、委員の互選によるものとする。

4 作業部会は部会長が招集する。

5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 推進会議及び部会等の庶務は、中原区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

(会議の公開)

第9条 推進会議の会議公開については、川崎市審議会等の会議の公開に条例（平成11年3月条例第2号）によるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って決める。

附則

この要綱は、平成18年1月1日から施行する

地域福祉計画策定へ向けたシンポジウム開催！

平成19年7月9日、地域福祉計画の策定に向けて地域課題を明らかにするために、地域の中で福祉活動をしている区民の方々に集まっていただき、中原区役所会議室でシンポジウム及びグループワークを開催しました。シンポジウムの内容やそこで意見交換があった地域課題は次のとおりです。

コーディネーターは、地域福祉計画推進検討会議で委員長を務めている学識経験者の木原勇さん。

シンポジストは、新井靖子さん（わになろう会）、佐野愛子さん（主任児童委員）、三川幸子さん（トロッコ押し手の会）の3名です。



【シンポジウムの様子】

《新井靖子さん・・・わになろう会》

障害児の放課後や休日の支援や、親子関係の支援をしています。

障害児にとって、中原区は住みやすい場所になっているのでしょうか？

支援が足りず、障害児の親に大きな負担がかかり、親子が不安を抱えたまま過ごしている現状があります。障害児用のトイレがあっても鍵がかかっている利用できないこともありますし、サービスはあっても情報がなくて、支援を受けられていない親子もいます。

障害児は、初めての人がいるだけで不安になって調子が悪くなる人もいますので、居場所づくりには工夫が必要です。無料で使える場所があったらもっと活動が展開できるのですが、市の委託事業を受けていても活動場所の家賃も出ないので苦労しています。

武蔵小杉に新しいまちができてきますが、ぜひ障害児も安心して過ごせるような場所を1か所でも作って欲しいと願います。道路も駅もバリアフリーになるように。また、まちの人たちの障害児に対する理解が広がり、お互いの安心・安全が守られ、伸び伸び過ごせる場所があったらいいと思う。居場所づくりには、場所だけでなく、人もお金も必要です。



《佐野愛子さん・・・主任児童委員》

子どもを取り巻く環境が変化し、親子の事件や虐待事件もあります。向こう三軒両隣という言葉が死語になり、孤立して子育てをしている親子が増えています。もっと地域で子育てを支えていけるように、「孤立しない子育て支援」「育児不安の解消」「虐待予防」が必要だと考えています。

子育てサロンなどを運営するボランティアの人材発掘や養成も大事ですし、近所で声を掛け合うという関係づくりもとても大事です。また、中学生と赤ちゃんとの交流が大盛況でした。中学生達も命の大切さを感じ取ってくれました。

課題は、子育てサロンに出てこない親のこと、外国人の親子のこと、会場の確保などです。



地域福祉というのは、「ふ」ふだんの、「く」暮らしの、「し」しあわせ だと思います。

《三川幸子さん・・・トロッコ押し手の会》

トロッコ押し手の会は、ボランティア団体ではなく、任意団体です。地域でどうやって生活していったら楽しいかというような簡単なことからやっています。例えば、高齢者や障害者の方の集う場として、地域の主婦が作ったお食事を年 3,500 食ぐらい提供したり、ママの会で若い母親達が集まったりしています。どうしてこんなにたくさんの支援をいただけるのかというと、一人一人が無理をしすぎないで、片手の親切を提供していただいてもらい、片方の手はご自分のために使っていただけるような工夫をしているからだと思います。スタッフはすべて企業からの派遣で、企業からお給料を出していただいていますし、事務員も有給です。基盤作りをしっかりとやって、ご支援はおたがいさまにやっていただきましょうという理念で行っています。

その後、『ひっぱり絵』を行い、地域での支えあいの感覚を体感しました。

(右の写真のように、4本の紐のついたマジックペンを数人で操作しながら、絵を描きます。「もっとそっち引っ張って！」などと声を掛け合って、協力しないと書けません。楽しく盛り上がりました)



【グループワークの様子】

1 グループ5～6人ずつ、5つのグループに分かれ、シンポジウムで出された地域課題について話し合いました。そして、課題を整理して、模造紙に書き出し、グループごとに発表しました。

1班：バリアフリーといっても、駅には放置自転車・トイレの問題などがあり、車椅子で移動するのは大変。障害者の居場所について考えないといけない。他人事だと思ってしまうから、理解を深める機会をもっと作った方がいい。障害児の登校に親が付き添わないといけないので、親が病気をすると学校に行けなくなる。これは親の負担が重過ぎる。負担がかからない状況を作っていきたい。

2班：サポーターの募集と育成が大事。気軽に声をかけて手を差し伸べられる人を増やしていく。また、民生委員・児童委員の活動をもっとオープンにして、地域の人が気軽に相談できるようにしたらいいと思う。

4班（3班欠番）：災害弱者の対策や偏見のないまちづくり、障害者の就労問題、バリアフリー、ボランティアの学習する場所を作るなどをテーマにして話をしました。

5班：孤立した母親の子育てをどう支援するのか、また障害者本人が自分が必要としていることをアピールできるように支援すること、高齢者に関してはボランティアのリーダー





育成や世代交代の問題、また閉じこもりの高齢者については個人情報保護の風潮があって隣近所のことを知りにくいなど、さまざまな課題が出されました。

6班：誰もが自由に歩けるまちづくり、障害者も子どもも高齢者もそれぞれの居場所が必要です。これから中原区の新都市開発で、高層マンションが増えていくが、高いビルに住んでいる人ほど、下に降りてこない。それでは人とのつながりができないため、町の活性化は望めないし、福祉の問題も希薄になってくるのではないかと。ボランティア育成が重要になるでしょう。相手から学びながら成長していけるボランティアが必要。そうすると、町内会も潤い、まちづくりが改めてよくなるのではないかと思います。

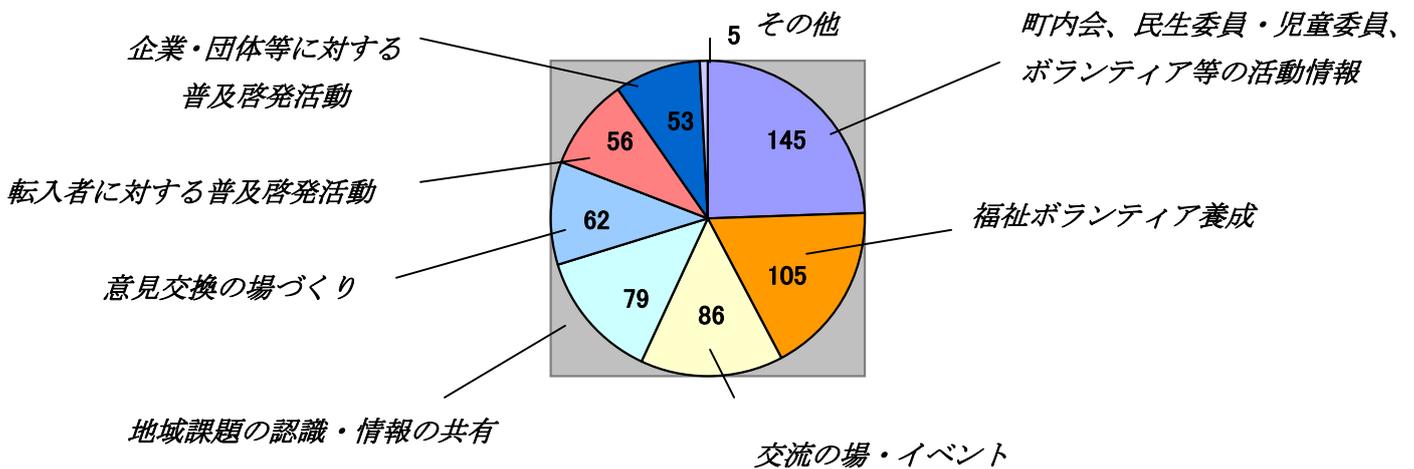


コーディネーターより：解決は色々なもって行き方があると思いますが、いかに皆さんの日常の話を広げていくかということが、もっとも大事なことだと思っています。皆さんご自身が作り上げた地域福祉計画という意識がとても大事です。策定に活かしていきますのでよろしくをお願いします。(以上)

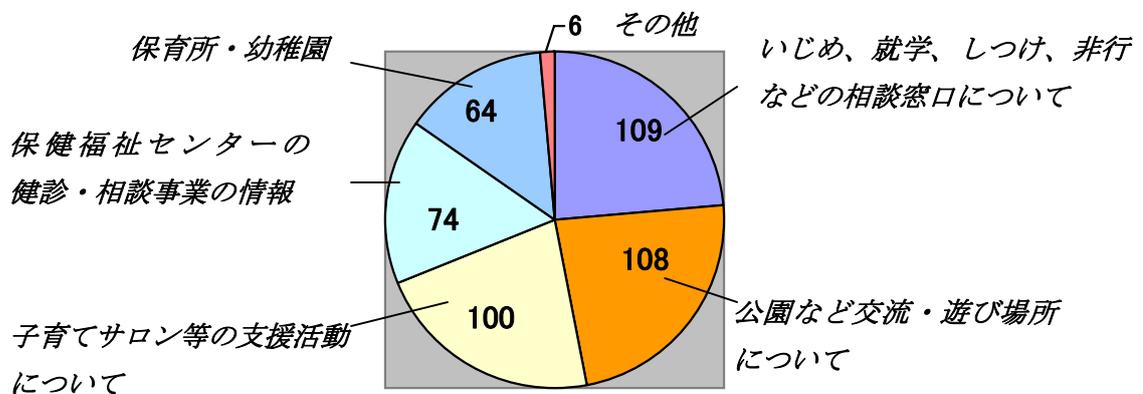
地域福祉に関する調査結果

- 1 調査時期 平成19年11月17日(土)
- 2 調査場所 なかはら福祉健康まつり会場(区役所5階)
- 3 調査方法 来場者を対象に配布・回収
- 4 標本数(回収枚数) 211枚
- 5 各設問集計結果

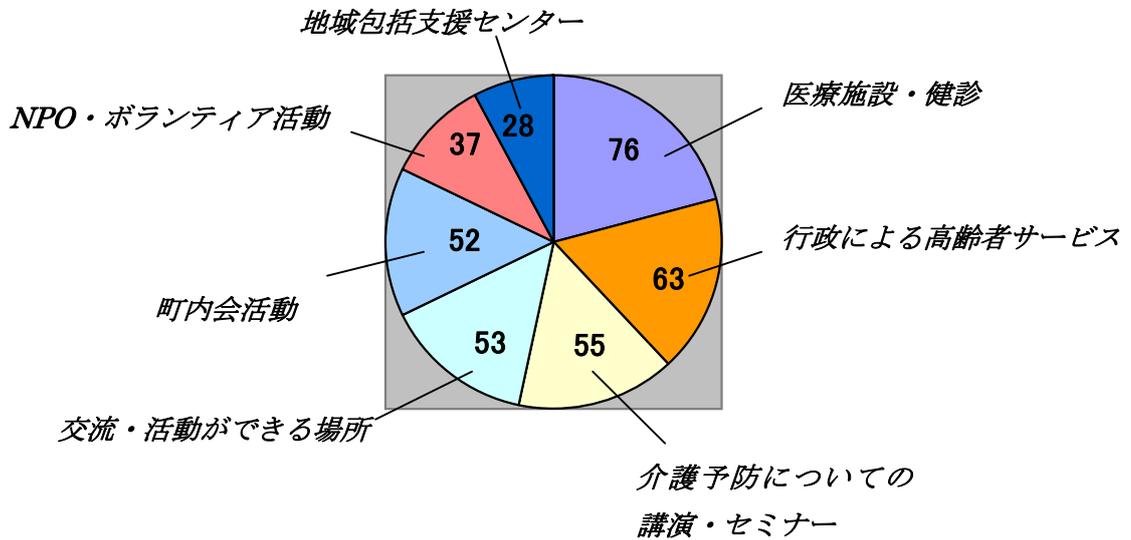
問1 人と地域のつながりにより、支えあえる地域を作っていくためには、どのようなことが必要であると考えますか。(複数回答可・いくつでも○)



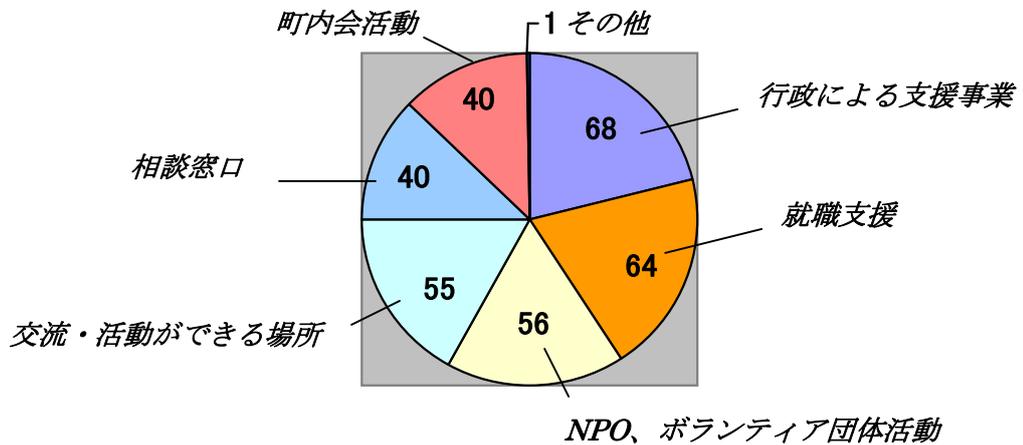
問2 子育て・こどもに関することについてどのような情報があると良いと思いますか。(複数回答可・3つまでに○)



問3 高齢者に関することについてどのような情報があると良いと思いますか。
(複数回答可・3つまでに○)



問4 障害者に関することについてどのような情報があると良いと思いますか。
(複数回答可・3つまでに○)



中原区民生委員・児童委員の活動について

民生委員・児童委員は、皆さんの地域にお住まいの厚生労働大臣から委嘱を受けたボランティアの方々です。平成 19 年に民生委員制度創設 90 周年を迎えました。

中原区では、平成 19 年 12 月 1 日現在で、255 名（地区担当民生委員児童委員 239 名・主任児童委員 16 名）の方が御活躍されています。

地域の生活困窮者、児童、心身障害者、高齢者に関する問題を抱える方からの相談（相談内容が地域だけでは解決できない問題の場合、それぞれの専門機関を御紹介します。）を行なっています。

その他にも民生委員・児童委員は地区民協単位で次のような活動を行なっています。

◎子育てサロンの運営

民生委員・児童委員や主任児童委員が中心となって、地域の子育て支援活動として、町内会館等で子育てサロンを運営しています。

◎小学生の通学時のあいさつ運動

安心・安全のまちづくりのために、学校の通学路や校門で、民生委員・児童委員や主任児童委員があいさつ運動を行なっています。



あいさつ運動（西丸子小学校前）

◎災害時ひとりも見逃さない運動（災害時要援護者避難支援制度等）

高齢者や障害者等の災害時に援護を必要とする方のために、民生委員・児童委員が、「災害時ひとりも見逃さない運動」を実施しています。さらに、見守り活動の対象者に川崎市の災害時要援護者避難支援制度の御案内等をしています。

なお、この他にも敬老事業、高齢者の実態調査、各種募金活動、社会福祉協議会への協力等地域福祉の向上のために様々な活動をしています。

中原区社会福祉協議会の活動について

社会福祉協議会は、社会福祉法という法律によって定められた各都道府県・政令市、そして市区町村ごとに設置され、地域福祉を推進するための事業活動や連絡調整等を行うことを目的とした民間の団体です。

中原区社会福祉協議会では、より身近な地域の中で福祉活動を推進するために設置された5つの地区社会福祉協議会（住吉地区・玉川地区・丸子地区・小杉地区・大戸地区）とともに、町内会・自治会、民生委員・児童委員、そしてボランティアといった地域の方々をはじめ、行政機関や関係機関等と協力して、さまざまな事業活動に取り組んでいます。

◎おたがいさまのまち=「地域福祉活動計画」の推進

中原区社会福祉協議会では現在、「おたがいさまの心で満ちあふれるまちづくり」を目指し、「地域福祉活動計画」に取り組んでいます。地域福祉活動計画は、行政の計画である「地域福祉計画」と車の両輪となって、住民や地域の立場から福祉活動を進めていくことを目的とした計画です。地域や区民の方々の福祉を向上、発展させていくために行政の役割や力は大切ですが、そこに暮らす住民一人ひとりの主体的な参加と協力も必要不可欠なものであるといった考えから計画をつくり、推進しています。

〔地域福祉活動計画の目標と事業活動〕

基本理念 「みんなが主役」で「みんなにわかる」、そして「みんなでつくる」なか
はらの福祉

- 目標と重点事業
- ① ネットワークの形成=地域福祉に関する懇談会や交流集会の開催
 - ② ボランティア活動の推進=なかはらボランティアセンターの設置運営、ボランティアに関する相談・育成、福祉教育の推進
 - ③ 小地域福祉活動の推進=地域のたまり場（サロン）の充実、地区社会福祉協議会と関係機関との協力体制の支援
 - ④ 広報活動の充実=広報紙やインターネット等を利用した広報啓発活動、情報の収集提供

◎その他のおもな事業活動

各種福祉相談、車椅子の貸出、移送サービス（福祉車両の貸出）、老人いこいの家の管理運営、生活福祉資金の貸付相談、障害児者と介護者のリフレッシュ事業、赤い羽根共同募金・年末たすけあい運動の推進、民生委員・児童委員活動の育成支援 等

高津区 資料

- 第 2 期計画策定の経過……………212
- 高津区地域福祉計画推進検討会議委員名簿……………213
- 高津区地域福祉計画推進検討会議設置要綱……………214
- 統計資料 ～データで見る高津～ ……216
- 保健福祉に関するアンケート高津区調査結果……………218
- 具体的な取組一覧……………220

■第2期計画策定の経過

高津区地域福祉計画の進捗状況の管理や計画の見直しを目的とし、平成18年3月に公募市民や関係団体の代表からなる高津区地域福祉計画推進検討会議を発足しました。推進検討会議では、計画の進捗状況の管理を行うとともに、地域住民や関係機関を対象とした地域福祉の懇談会を開催するなど、住民参加を基本とした地域福祉の推進について検討を進めてきました。

第2期計画の策定にあたっては、推進検討会議において第1期計画の評価を行いながら、高津区内の地域福祉の課題について議論を重ねました。また、区役所内の各部署の意見を調整し、情報を共有化することも重視し、区役所職員による作業部会を設け、計画の具体案の検討を行いました。

●高津区地域福祉計画推進検討会議開催経過（平成19年度）

	推進検討会議	作業部会
6月	<u>(4日) 第1回目</u> ・第1期計画の評価 ・第2期計画策定スケジュール、策定方針等の確認	<u>(20日) 第1回目</u> ・第2期計画骨子の検討、課題の整理
7月	<u>(20日) 第2回目</u> ・第2期計画骨子の検討	<u>(11日) 第2回目</u> ・第2期計画骨子の検討
8月		<u>(28日) 第3回目</u> ・第2期計画 具体的な取組の検討
9月	<u>(26日) 第3回目</u> ・第2期計画 具体的な取組の検討	
11月		<u>(8日) 第4回目</u> ・第2期計画素案及び重点事業の検討 <u>(26日) 第5回目</u> ・第2期計画素案及び重点事業の検討
12月	<u>(7日) 第4回目</u> ・第2期計画素案及び重点事業の検討	
1月		<u>(7日) 第6回目</u> ・区民説明会に向けた資料作成
2月	<u>(8日) 第5回目</u> ・パブリックコメントを踏まえた第2期計画最終案の検討	

■ 高津区地域福祉計画推進検討会議 委員名簿

(順不同 敬称略)

	氏名	所属・職名	備考
1	齊藤 二郎	高津区社会福祉協議会会長	(委員長)福祉関係団体および施設の代表
2	柴原 君江	田園調布学園大学副学長 人間福祉学部 人間福祉学科教授	(副委員長)学識経験者
3	廣津 伸夫	高津区医師会副会長	(副委員長)保健、医療関係団体の代表
4	冨田 誠	高津区社会福祉協議会副会長	福祉関係団体および施設の代表
5	齊藤 正彦	高津区主任児童委員部会部会長	福祉関係団体および施設の代表
6	滝村 治雄	高津区全町内会連合会副会長	地域住民関係団体の代表
7	大木 重雄	高津区社会福祉協議会事務局長	福祉関係団体および施設の代表
8	持田 清一	高津区老人クラブ連合会地区老連会長	社会福祉当事者組織及び団体の代表
9	肥後 隆	川崎市身体障害者協会高津支部支部長	社会福祉当事者組織及び団体の代表
10	鷹野 久美子	悠友館運営委員	福祉関係団体および施設の代表
11	平本 正志	介護老人福祉施設すえなが施設長	福祉関係団体および施設の代表
12	櫻井 康治	川崎市立小学校長会高津支部 川崎市立高津小学校長	学校関係及び保護者関係の団体の代表
13	水野 伊佐夫	高津区地域教育会議	地域住民関係団体の代表
14	菊間 由衿		市民公募委員
15	雨宮 文明	高津区役所保健福祉センター所長	行政職員
16	露木 賢一	高津区役所保健福祉センター副所長	行政職員

■高津区地域福祉計画推進検討会議設置要綱

(目的及び設置)

第 1 条 高津区における地域福祉計画の推進について、進捗状況の管理・評価を行い、社会状況に応じた事業の展開および計画の見直しを行うために、高津区地域福祉計画推進検討会議（以下「推進会議」という）を設置する。

(任務)

第 2 条 推進会議は地域福祉計画に関する事項について協議し、その結果を区長へ報告する。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員おおむね 19 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療関係団体の代表
- (3) 福祉関係団体及び施設の代表
- (4) 地域住民関係団体の代表
- (5) ボランティア組織及び社会奉仕団の代表
- (6) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (7) 学校関係及び保護者団体の代表
- (8) 市民公募委員
- (9) 行政職員
- (10) その他区長が特に認めた者

3 推進会議には委員長及び副委員長をおき、委員の互選とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱した日から平成 20 年 3 月 31 日までとする。

2 委員は市長が委嘱し、またはこれを命ずる。

3 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱する。ただし任期は前任者の在任期間とする。

(会議)

第 5 条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(部会)

第 6 条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究をおこなうため、推進会議のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、次の各号に属する行政職員等で組織する。

- (1) 地域保健福祉課企画担当
- (2) 地域保健福祉課健康づくり担当
- (3) 保健福祉サービス課児童家庭支援担当
- (4) 保健福祉サービス課障害者支援担当
- (5) 保健福祉サービス課保健福祉相談係
- (6) 高齢者支援課
- (7) 地域振興課
- (8) 保護課
- (9) こども総合支援担当
- (10) その他部会長が特に認めた者

3 作業部会には部会長 1 名及び副部会長 1 名をおき、委員の互選とする。

4 作業部会は部会長が招集する。

5 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、高津区役所保健福祉センター地域保健福祉課企画担当に置く。

(その他)

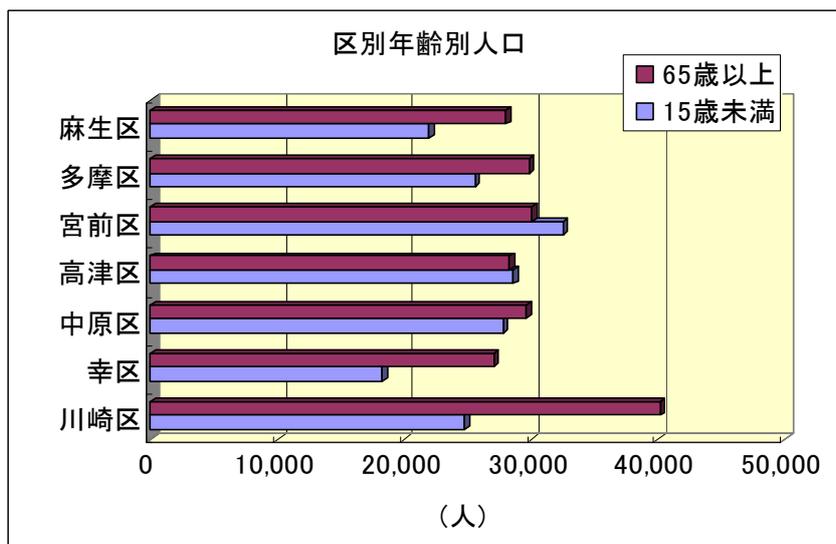
第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附則 この要綱は、平成18年3月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

■統計資料 ～データで見る高津～

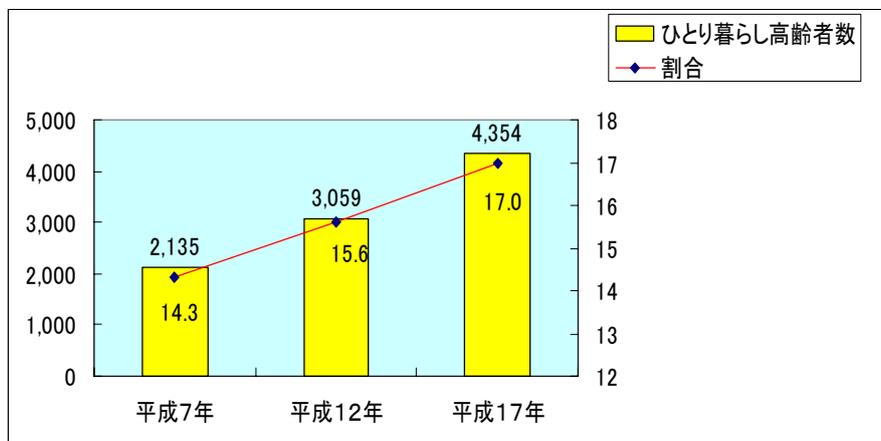
●区別年齢別人口（平成19年10月1日）



※数値については「川崎市年齢別人口」より

高津区の年少(15歳未満)人口は28,635人(13.6%)、老年(65歳以上)人口が28,291人(13.4%)で年少人口が老年人口を上回っています。年少人口が老年人口を上回っているのは市内では高津区と宮前区だけです。また、高津区の平成19年10月1日現在の平均年齢は39.4歳で市内で最も低い年齢となっています。

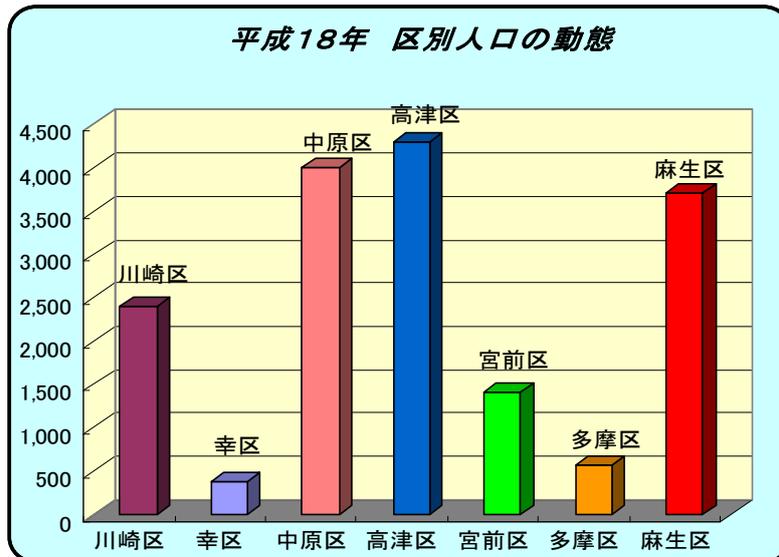
●ひとり暮らし高齢者数と割合の推移（平成7年～平成17年）



※国勢調査結果より

高津区の高齢者の割合は他の区と比べると少ないものの、高齢者の中でひとり暮らしをしている人の数と割合は、平成7年から17年まで確実に増加していることがわかります。平成7年は2,135人(14.3%)だったひとり暮らし高齢者数が、平成17年には倍以上の4,354人(17.0%)に増加しています。

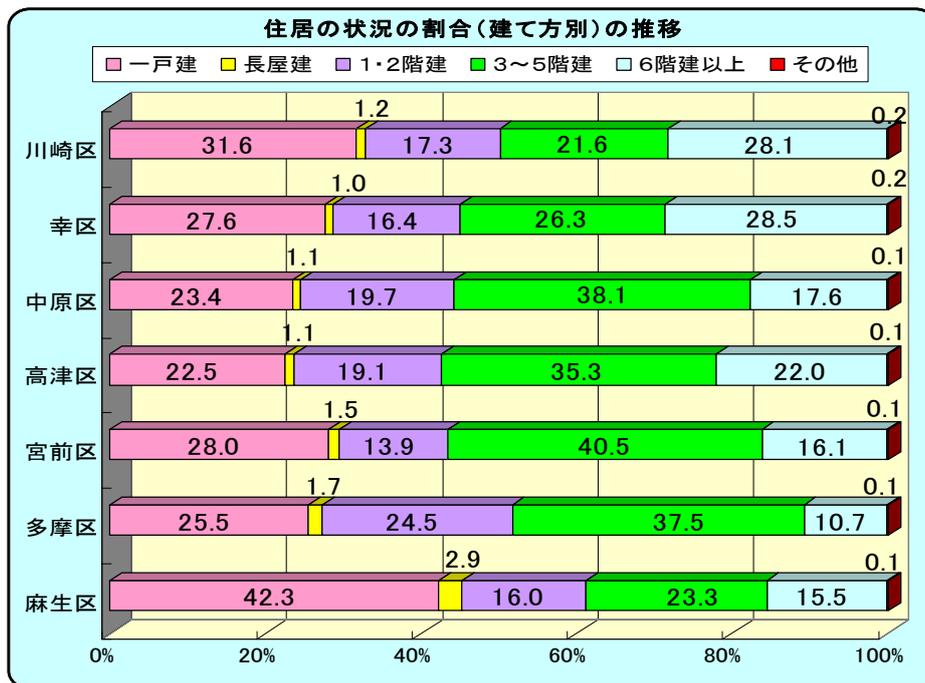
●人口増加数



※数値については「川崎の人口動態」より

平成18年の人口増加数は市内で最も多く、4,301人という数字が出ています。人口増の要因としては子育て世代の転入による出生数の増加や、大型マンションの建設による転入者の増加が考えられます。

●区別の住居の状況



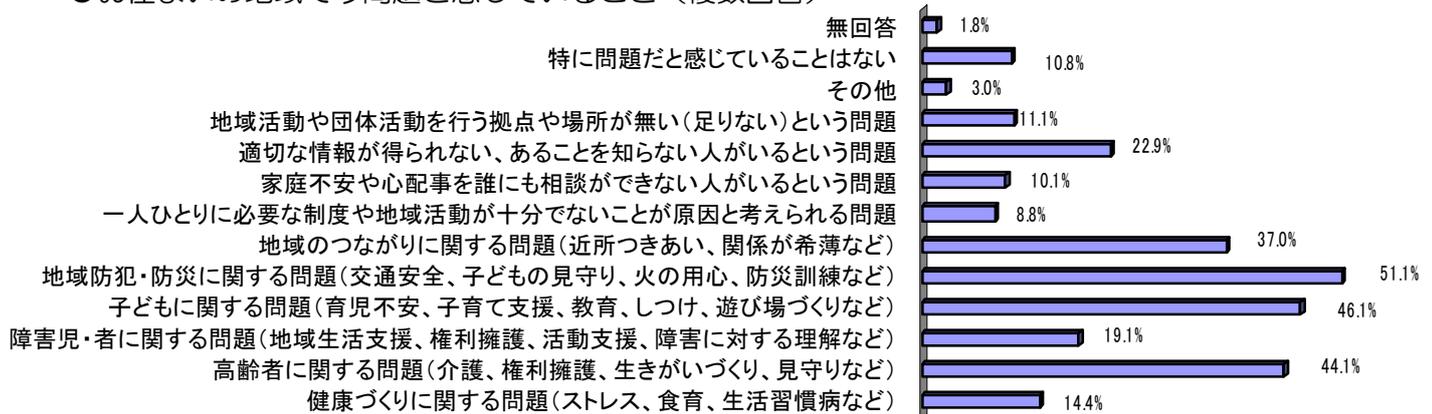
※数値については平成17年国勢調査結果より

平成17年10月1日現在、高津区では、共同住宅に住む世帯の割合が76%を超えており、全市で最も高い割合を示しています。今後の大型集合住宅の建設により、この割合はさらに増加するものと予想されます。

■保健福祉に関するアンケート高津区調査結果

【平成18年度実施 地域福祉実態調査より】

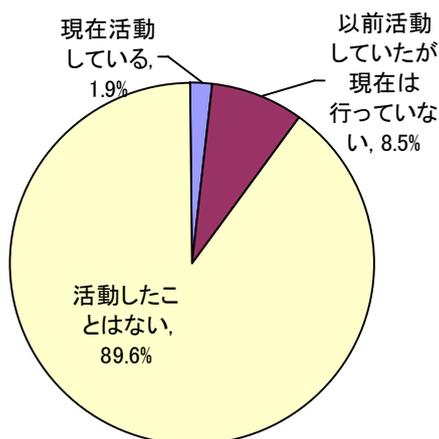
●お住まいの地域で今問題と感じていること（複数回答）



「地域」において問題だと感じていることは、「地域防犯・防災に関する問題」が最も多く51.1%、次いで「子どもに関する問題」(46.1%)、「高齢者に関する問題」(44.1%)となっています。

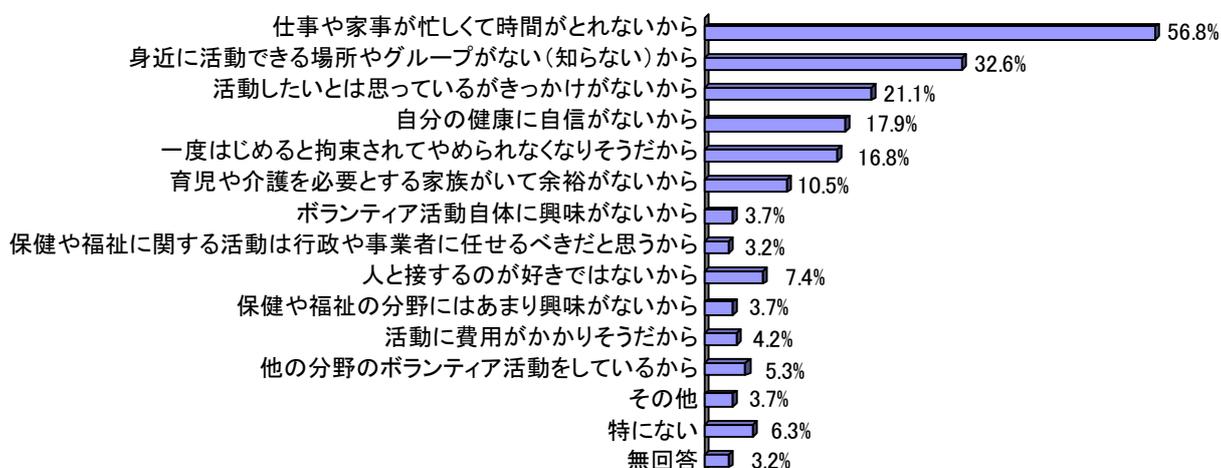
【平成18年度実施 かわさき市民アンケートより】

●保健福祉に関するボランティアの活動経験



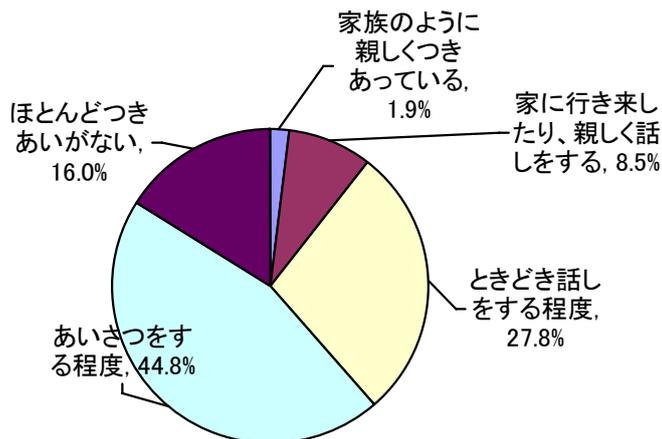
保健福祉に関するボランティアの活動経験を聞いたところ、「現在活動している」はわずか1.9%、「以前活動していたが現在は行っていない」が8.5%でした。現在はボランティアを行っていない人も含めて、ボランティア活動経験のある区民は1割程度で、9割近い区民がボランティアの経験が無いという結果が出ています。

●活動に参加したことがない理由



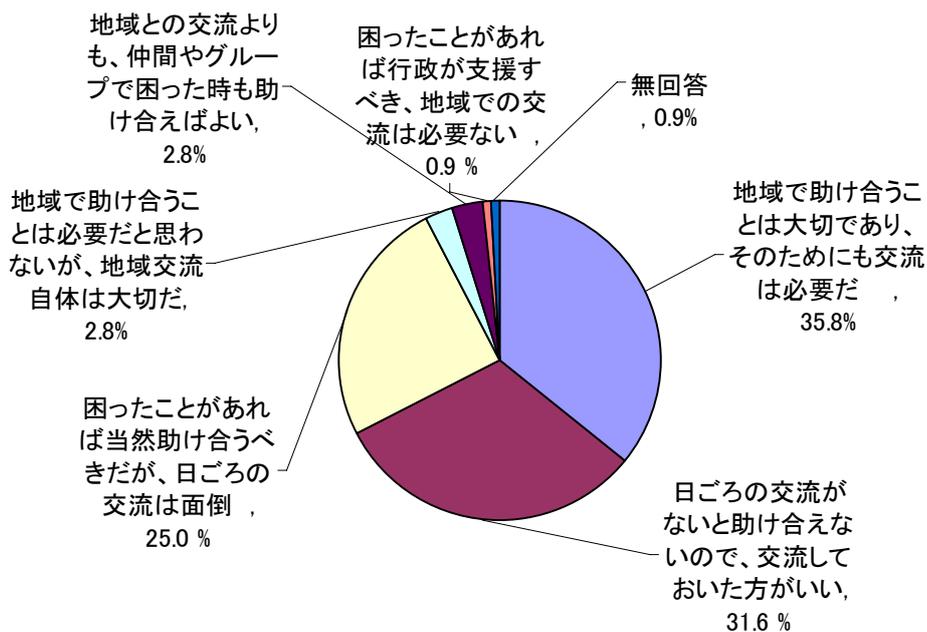
活動に参加したことがない理由としては「仕事や家事が忙しくて時間がとれないから」「身近に活動できる場所やグループがない(知らない)から」が多く、今後地域活動の担い手を増やしていくためには、「それぞれの人が可能な範囲で活動に参加できる仕組みづくり」や「活動に関する情報提供」「活動に参加するきっかけづくり」を進めていく必要があることがうかがえます。

●隣近所との付き合いについて



隣近所との付き合いについては、「親しくつきあっている」「親しく話しをしている」と回答した人が1割程度にとどまっており、近隣住民同士の人間関係が希薄であることを裏付ける結果となっています。

●近所づきあいや住民同士の交流について



近所づきあいが希薄な一方で、地域での交流や助け合いについては「必要だ」「交流しておいた方がいい」と回答している人が7割近くいます。困った時の助け合いのためにも、住民同士の交流が必要であることを認識していることがうかがえます。

■具体的な取組一覧

基本目標1 子どもが健やかに成長できるまち

※所管が区役所以外で補助的に区役所が関わっているものについては()カッコ書きとしています

※組織名及び区所管は平成20年3月31日現在のものです

★基本方針1 地域で見守り・育てる、子育ての環境づくり

基本施策	計画期間の取組	区所管・主な担い手	
1 子育てに関する相談支援体制の充実	乳幼児健康診査等における相談実施	保健福祉サービス課 地域保健福祉課	
	乳幼児のための各種相談事業の実施	保健福祉サービス課 地域保健福祉課	
	こども相談窓口の充実	保健福祉サービス課 こども総合支援担当	
2 民生委員・児童委員等による子育て支援機能の強化	子育てサロン事業実施への支援	(保健福祉サービス課)	民生委員児童委員協議会
	高津区児童委員活動強化推進委員会との連携	(保健福祉センター) (こども総合支援担当)	民生委員児童委員協議会
	学校と民生委員・児童委員との各種情報交換会開催への支援	(地域保健福祉課) (こども総合支援担当)	民生委員児童委員協議会
3 父親の育児参加の促進	両親学級等における父親の育児参加の促進	保健福祉サービス課	
	小学生の親子を対象としたスポーツ教室の土曜開催	こども総合支援担当	
	子ども子育てフォーラム等の開催(父親の育児参加促進の普及啓発)	保健福祉サービス課 こども総合支援担当	
4 親子交流の場の確保と子育ての仲間づくりの促進	各種教室における母親同士の交流の促進	保健福祉サービス課	
5 子育てグループの育成と活動支援	子育てグループ育成事業の実施	保健福祉サービス課	
	高津区子育てフェスタ等子育てに関する行事の開催	市民館 (保健福祉サービス課) (こども総合支援担当)	社会福祉協議会 高津区子ども・子育てネットワーク会議
6 子育て世代が生活習慣を工夫し、健やかに暮らせるための支援策の充実	ニューファミリー育成事業の推進	保健福祉サービス課 地域保健福祉課	
	生活習慣病予防事業やたばこ対策事業等若年世代からの健康づくりの推進	地域保健福祉課	
	マタニティクッキング等食生活改善の取組の推進	地域保健福祉課	
7 子育て支援のネットワーク会議を通じた関係機関や団体の連携強化	高津区子ども・子育てネットワーク会議等の開催	こども総合支援担当	高津区子ども・子育てネットワーク会議

★基本方針2 子育て情報の収集・発信の充実

基本施策	計画期間の取組	区所管・主な担い手	
1 総合的な子育て情報の提供	高津区子ども・子育てネットワーク会議編集『ホッとこそだて・たかつ』(冊子・ホームページ・情報紙・携帯サイト)による情報発信	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	高津区子ども・子育てネットワーク会議
	保健福祉センターや福祉パルの子育て情報コーナー等の活用	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	社会福祉協議会

★基本方針3 乳幼児期から青少年期までの、地域における子ども・子育て支援の推進

基本施策	計画期間の取組	区所管・主な担い手	
1 世代間交流の充実と子どもの多様な経験の場の確保	高津区健康福祉祭り、老人いこいの家まつり等における乳幼児・小・中学生と高齢者との世代間交流の促進	地域保健福祉課	社会福祉協議会
	小学生の親子を対象としたスポーツ教室等の開催	こども総合支援担当	
	夏休み親子食育教室の開催	地域保健福祉課	
	高津区子どもフェア等子どものための行事の開催	地域振興課	
2 地域の関係団体や関係機関との連携による要保護児童対策の強化	高津区要保護児童対策地域協議会実務者会議を通じた取組の推進	こども総合支援担当 保健福祉サービス課	民生委員児童委員協議会
3 学校と地域、区役所との連携の推進	学校と地域の連携強化のための連絡調整	こども総合支援担当 地域保健福祉課	社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 町内会・自治会 老人クラブ
	「区内小学校喫煙防止教育」「健康づくり絵画コンクール」等、健康教育事業の実施における学校との連携強化	地域保健福祉課	

基本目標2 高齢者・障害者が安心して暮らせるまち

★ 基本方針1 高齢者・障害者等生活に支援の必要な方が、地域で安心して暮らせるための環境づくり

基本施策	計画期間の取組	区所管・主な担い手	
1 講座や学習会、行事を通じた普及啓発活動	高津区健康福祉祭り、健康づくりのつどい等の行事における啓発活動の推進	地域保健福祉課	
	社会福祉協議会との連携による障害についての各種講座の開催	保健福祉サービス課	社会福祉協議会
	うつ・認知症・とじこもり等に関する各種講座の開催	保健福祉サービス課 高齢者支援課	社会福祉協議会
	生活習慣病予防事業における各種講座の開催	地域保健福祉課	
2 地域相談体制の充実と関係機関の連携強化	地域ケア連絡会議等の開催を通じた、地域の関係団体と関係機関との連携	高齢者支援課	地域包括支援センター
	地域包括支援センターとの連携	高齢者支援課	
	障害者自立支援協議会の開催	保健福祉サービス課	
	障害者生活支援センターとの連携	保健福祉サービス課	
3 介護予防・健康づくり事業の充実	転倒予防教室や介護予防教室等各種講座や教室の実施	高齢者支援課 地域保健福祉課	
	いきいき介護予防出前講座等の実施	地域保健福祉課	
	高津公園体操の推進	地域保健福祉課	町内会・自治会
4 高齢者の見守り事業や閉じこもり予防事業の充実	徘徊高齢者SOSネットワーク事業の推進	高齢者支援課	地域包括支援センター
	高齢者見守り活動連携会議の開催	高齢者支援課	社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 老人クラブ 地域包括支援センター
	ひとり暮らし高齢者のための会食会等の開催に対する支援	(高齢者支援課)	社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 町内会・自治会
	介護予防グループ支援事業の実施	高齢者支援課	
5 放置自転車対策事業の実施による、高齢者、障害者が歩きやすいまちづくりの推進	放置自転車対策事業の実施	地域振興課	

★ 基本方針2 元気な高齢者の地域活動への参加促進

基本施策	計画期間の取組	区所管・主な担い手	
1 ミニデイケアや会食会等の社会活動への参加促進	各種ミニデイケア、会食会等の実施に対する支援	(高齢者支援課)	社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 町内会・自治会
2 老人クラブ等地域活動の拡大強化	老人クラブ、友愛チーム等による地域活動への支援	高齢者支援課	老人クラブ

基本目標3 交流・ふれあいのあるまち

★ 基本方針1 地域福祉に関する啓発活動の充実強化

基本施策	計画期間の取組	区所管・主な担い手	
1 高津区地域福祉活動キラリ☆事業の実施	それいいね！福祉のまちチャレンジ事業の実施	地域保健福祉課	
	地域福祉活動レポート「たかつハートリレー」の実施	地域保健福祉課	
2 地域福祉を推進するための研修会や講座、情報交換や交流を目的とした行事の開催	地域福祉計画に関するホームページの管理運営	地域保健福祉課	
	地域福祉に関する懇談会、研修会、講座の開催	地域保健福祉課	
	高津区健康福祉祭り、ええんじゃないか祭り等意識啓発のための行事の開催	地域保健福祉課 保健福祉サービス課	

★ 基本方針2 住民同士のふれあいの推進、特に地域に根ざしたネットワークのある人と高津区に新しく住む人との交流の促進

基本施策	計画期間の取組	区所管・主な担い手	
1 新たに区民となった人への支援の充実、区内情報の効果的な提供	区民課窓口における『保健福祉センターだより』『ホッとこそだて・たかつ』『医療機関マップ』の配布	地域保健福祉課	
2 町内会・自治会に関心を持って共に活動できるような支援の充実	町内会・自治会加入促進パンフレットの作成・配布	地域振興課	町内会・自治会
3 新旧住民の交流や世代間交流が促進されるような行事への取組	親子運動会や高津区子育てフェスタ等各種地域行事開催に対する支援	地域振興課 こども総合支援担当 保健福祉サービス課 市民館	町内会・自治会 社会福祉協議会

★ 基本方針3 防犯・防災ネットワークの確立による、安全なまちをめざした地域連帯の強化

基本施策	計画期間の取組	区所管・主な担い手	
1 防犯・防災のネットワークへの組織的な取組の促進	高津安全・安心まちづくり支援事業の実施	地域振興課	町内会・自治会
	自主防災組織への支援	地域振興課	町内会・自治会
2 災害時に支援の必要な方への取組の推進	要援護者対策に向けた町内会・自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員との連携強化	地域保健福祉課	町内会・自治会 民生委員児童委員協議会

★ 基本方針4 住民が気軽に集えるふれあいの場や、地域で福祉活動を展開するための拠点づくりの推進

基本施策	計画期間の取組	区所管・主な担い手	
1 町内会館・自治会館等を利用したサロン活動の取組の促進	高津区ホームページ等を利用したサロン活動のPR	地域保健福祉課	社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 町内会・自治会
	健康教育・健康相談等を通じたサロン活動への支援	高齢者支援課 地域保健福祉課	社会福祉協議会 民生委員児童委員協議会 町内会・自治会
2 地域活動に利用できる区内施設情報の提供と利用の促進	『地域グループのための活動ルームガイド』による区内施設情報の提供	地域保健福祉課	
	市民活動支援ルームの管理運営	地域振興課	
3 高齢者施設の活用と地域の共存の動きかけの検討	老人いこいの家におけるミニデイケア事業に対する支援	(高齢者支援課)	社会福祉協議会
	高津老人福祉・地域交流センターの活用の促進	(地域保健福祉課)	社会福祉協議会

★ 基本方針5 地域福祉を推進するための人材育成の支援

基本施策	計画期間の取組	区所管・主な担い手	
1 団塊の世代に対する地域活動支援	男性の料理教室等、団塊の世代を対象とした講座や教室の開催	地域保健福祉課	社会福祉協議会
2 地域福祉を担うボランティアや地域活動団体の育成	区内で地域活動をするグループや団体に関する情報の把握	地域保健福祉課	
	すくすく子育てボランティア講座の開催	保健福祉サービス課	
	認知症・転倒予防等の地域活動リーダー育成（介護予防グループ支援事業）	高齢者支援課	
	地区組織活動育成	地域保健福祉課	
	運動普及推進員・食生活改善推進員の養成と活動支援	地域保健福祉課	
	生活習慣病予防のための自主グループへの活動支援	地域保健福祉課	
	もの忘れ地域ネットワーク事業の実施	高齢者支援課	
元氣な高津をつくる会への活動支援	地域保健福祉課		

宮前区 資料

- 第2期計画策定にあたっての基本的な考え方……………223
- 第2期計画策定の経過……………223
- 宮前区地域福祉計画策定委員会委員名簿……………226
- 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱……………227
- 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議抄録……………229
- 宮前区の生活課題と計画との関連性……………231
- 統計資料……………234

■第2期計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 地域の方が主役の計画です。

住民の、住民による、住民のための計画です。計画の推進に当たっては、住民の参加が必要不可欠です。その意味で、従来の行政計画とは異なる行政計画です。

(2) ニッチ事業を中心とする計画です。

この計画では、市の個別計画や法定事業が対応していないすき間の課題に対応するニッチ事業（すき間をふさぐ事業）を中心とします。

(3) 宮前区の生活課題全般を対象としました。

福祉の課題に限定するのではなく、健康づくり、防災・防犯などの生活に関連する課題も含めた計画です。課題を個別対象別の「従来の縦割り」で捉えるのではなく、いったんばらばらにしたあとで、「地域のつながりで解決する」視点から捉えなおしています。

(4) 多くの区民の皆さんの声を参考に計画をつくりました。

計画の検討には地域の生活課題を把握することが重要であること、計画の推進には地域住民の参加が必要なことから、計画の策定には多くの区民の皆さんが参加しました。

(5) 行政の役割を明確にしました。

この計画の内容は、地域の実情に合わせて、地域住民の参加により生活課題を解決する取組が中心となります。地域の力を結集し、それぞれが役割を持ち、課題解決に取り組むきっかけ作りが行政の主な役割です。

■第2期計画策定の経過

計画の策定に際しては、区民が主役の計画であること、区民の声を参考にすることを基本とし、次の経過を経て策定しました。

(1) 市民アンケート調査（かわさき市民アンケート）の実施

保健福祉に関するボランティア活動経験など、区民の活動状況を把握する目的で、平成18年8月に、区内在住の方（211人）対象に、郵送配布・郵送回収アンケート調査を実施しました。

(2) 地区別意見交換会の開催

身近な地域の課題を地域住民自身で考え、その生活課題に対する解決策を検討するため、平成18年8月から9月に、野川地区・馬絹地区・宮前平地区にて計3回実施しました。地区別意見交換会には、地域住民、町内会・自治会、民生委員、生協など地域の福祉活動を行なっている団体・組織など111名の方に参加していただきました。

地 区	日 時	場 所	参 加 者 数
野 川	8月10日(木) 午後1時30分～午後4時	野川老人いこいの家 ミーティングルーム	33名
馬 絹	8月26日(土) 午後6時30分～午後8時45分	宮前地区会館	44名
宮前平	9月19日(火) 午後1時30分～午後4時15分	宮前区役所大会議室	34名

(3) 平成18年度宮前区地域福祉実態調査の実施

地域の生活課題や地域との関わりなど、区民の地域福祉に関する意向を把握する目的で、平成18年11月から平成19年2月に、区内在住の方を対象に、面接聞き取り調査を実施しました。

調査概要

調査期間と時間帯	平成18年11月28日(火)～平成19年2月22日(木) 午前9時～午後5時を中心に調査を行いました。	
調査場所	川崎市宮前区内の施設、宮前区役所、福祉パル等の団体活動場所	
調査方法	田園調布学園大学地域福祉研究室の研究者が区民活動場所に出向き、調査票をもとに面接聞き取り調査を行いました。	
調査対象別の回答者数		
	調査対象	回答者数
	障害者	150名 176
	高齢者(65歳以上)	150名 166
	子育て世代(子供が中学生以下)	100名 114
	現役世代(18～64歳)	60名 79
	若年世代(6～17歳)	40名 66
	合計	500名 601

※対象の内訳に重複該当あり

(4) 第1回地域福祉実態調査の実施

区内の地域活動・ボランティア活動の状況などを把握する目的で、平成19年1月から2月に、区内で活動する次の保健福祉活動団体(10団体)を対象に、地域福祉活動に関するヒアリング調査を実施しました。

社会福祉法人長尾福祉会、すくすく子育てボランティア「うさぎ」
四季の会、NPO法人ひろば・じこん
宮前区子どもの遊び場を考える会ポレポレ、かいじゅうワールド
障害者地域作業所「宮前ふれあいの家」、地域包括支援センター(区内全5ヶ所)
親子で楽しむおはなし会、川崎断酒新生会宮前支部

(5) 宮前区保健福祉のまちづくり推進会議の設置

第1期計画の進捗状況の確認や第2期計画の検討及び策定を行なうために設置しました。区内活動団体や地域住民、民生委員、学校長、学識経験者及び行政職員など15名で構成し、平成19年6月から平成20年2月に、計4回実施しました。

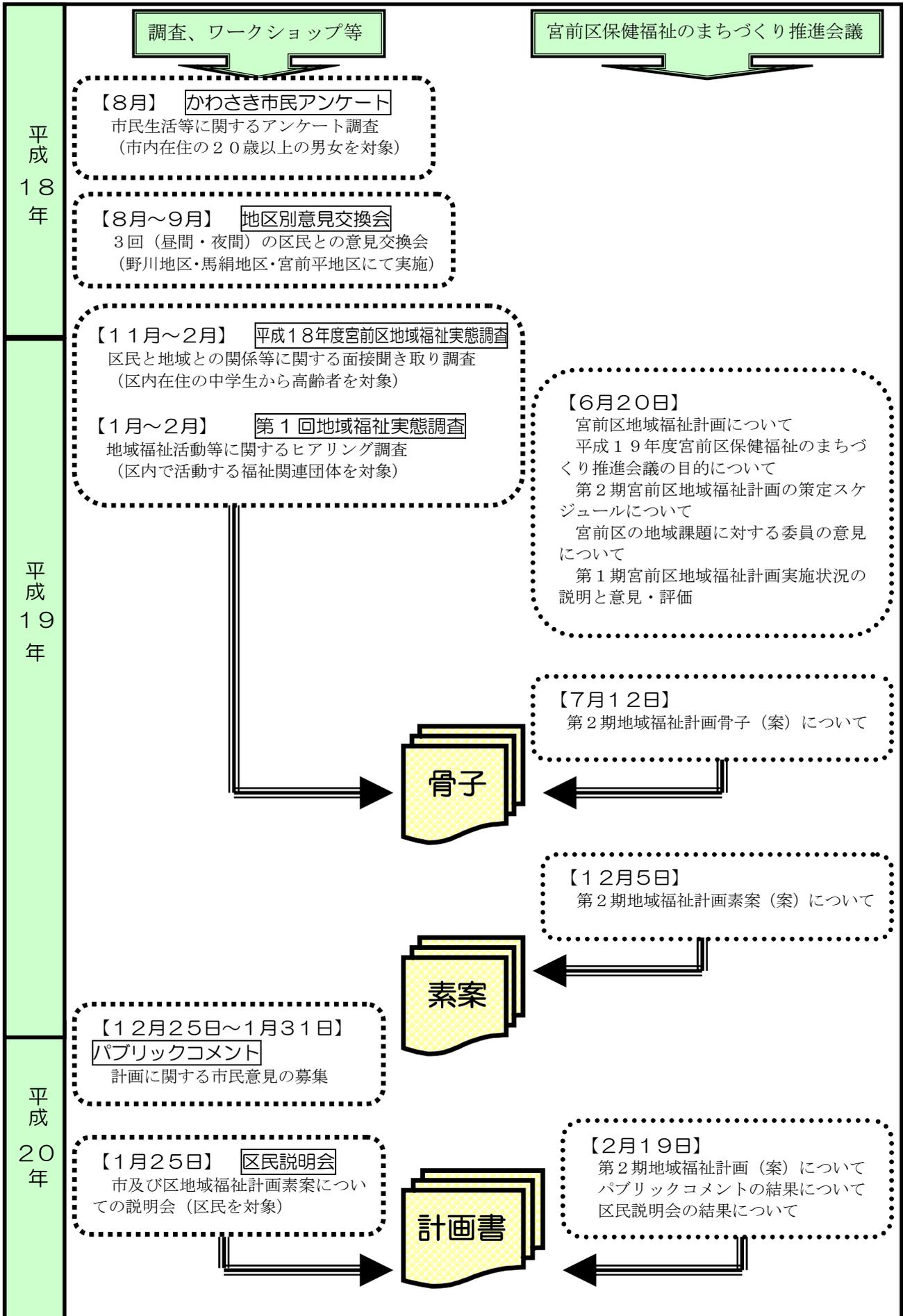
(6) 区民説明会の開催

宮前区保健福祉のまちづくり推進会議の意見を基にして宮前区がまとめた計画の素案について、多くの区民に直接説明をしたうえで区民からの意見を広く求め、その意見を考慮して計画の策定を行なうために開催しました。平成20年1月25日に開催し、35名の参加をいただきました。

(7) パブリックコメントの実施

平成19年12月25日から平成20年1月31日までの1か月間で本計画案に対する意見募集を行い、多くの意見・感想等が寄せられました。

策定経過概要図



■宮前区保健福祉のまちづくり推進会議 委員名簿

(平成19年6月1日～平成21年3月31日)

氏 名	所 属・職 名	備 考
村井 祐一	田園調布学園大学地域福祉学科 准教授	学識経験者
小泉 國雄	川崎市宮前区社会福祉協議会	保健・医療・福祉関係団体の代表
比留間 輝行	宮前区民生委員・児童委員協議会	保健・医療・福祉関係団体の代表 (平成19年12月まで)
齊藤 喜信	宮前区民生委員・児童委員協議会	保健・医療・福祉関係団体の代表 (平成20年1月から)
北原 滋子	高津・宮前コミュニティオプティマム 福祉マネジメントユニット会議	市民団体の代表
丸山 量子	宮前区子ども会連合会	市民団体の代表
吉田 亨太郎	宮前区老人クラブ連合会	市民団体の代表
久保 浩子	地域で子育てを考えよう連絡会	ボランティア組織の代表
石山 春平	川崎市身体障害者協会宮前支部	社会福祉当事者組織及び社会奉仕 団体の代表
川田 和子	川崎市中心身障害者地域福祉協会宮前支部	社会福祉当事者組織及び社会奉仕 団体の代表
五十嵐 一明	社会福祉法人アピエ	保健・医療・福祉関係団体の代表
小川 寿子	宮前障害者施設・作業所等連絡会	保健・医療・福祉関係団体の代表
高橋 和一	宮前区校長会	市民団体の代表
清水 謙二	高津宮前地区校長会	市民団体の代表
岩澤 達夫	宮前区役所副区長	行政職員
瀬戸 成子	宮前区役所保健福祉センター副所長	行政職員

(敬称略・順不同)

※所属・職名については、就任時とします。

■宮前区保健福祉のまちづくり推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 宮前区における地域福祉計画（以下「福祉計画」という。）の推進とその事業の展開について、進捗状況の管理・評価を行い、社会状況に応じた対応を図るため、宮前区保健福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 推進会議は、福祉計画を実効性のあるものとするため、次の各号について協議し、必要に応じ協議結果を区長に報告する。

- (1) 福祉計画の策定に関すること。
- (2) 福祉計画の取組み方法、体制づくりに関すること。
- (3) 福祉計画の評価システムの検討及び推進に関すること。
- (4) 福祉計画の区民への広報及び市民意見集約等に関すること。
- (5) 宮前区社会福祉協議会地域福祉活動計画との連携に関すること。
- (6) 前各号に定める事項のほか、会議が必要と認める事項

(推進会議)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる者のうちから20名以内で組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健・医療・福祉関係団体の代表
 - (3) 市民団体の代表
 - (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
 - (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
 - (6) 行政職員
 - (7) その他区長が特に認めた者
- 2 委員は市長が委嘱し、または任命する。
 - 3 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 5 推進会議に委員長1名及び副委員長2名を置き、委員の互選とする。
 - 6 委員長は会務を統括し、委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ任命した副委員長のうち1名がその職務を代理する。
 - 7 推進会議に、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(作業部会)

第5条 必要な資料の収集、調査その他各種研究を行うため、推進会議のもとに作業部会を組織する。

- 2 作業部会は、別表第1に掲げる職員等で組織する。
- 3 作業部会には部会長及び副部会長各1名を置き、委員の互選とする。
- 4 作業部会は部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会長は作業部会の事務を掌理し、部会の審議経過及び結果を推進会議に報告するものとする。
- 6 特定の分野に関して専門的な調査研究を行うため、必要に応じ関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進会議及び作業部会の庶務は、宮前区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

宮前区保健福祉のまちづくり推進会議作業部会（別表1）

保健福祉センター所長
保健福祉センター副所長
建設センター所長
こども総合支援担当参事
こども総合支援担当主幹
総務企画課企画調整担当主幹
区民協働推進部地域振興課長
区民協働推進部生涯学習支援課長（宮前市民館長）
保健福祉センター地域保健福祉課長
保健福祉センター地域保健福祉課（歯科医師）
保健福祉センター保健福祉サービス課長
建設センター管理課長
総務企画課企画調整担当主査
区民協働推進部地域振興課主査（地域活動支援担当）
区民協働推進部地域振興課主査（まちづくり担当）
区民協働推進部生涯学習支援課主査（宮前市民館社会教育振興係長）
向丘出張所区民第1係職員
保健福祉センター地域保健福祉課主査（企画担当）
保健福祉センター地域保健福祉課主査（健康づくり担当）
保健福祉センター地域保健福祉課（医師）
保健福祉センター保健福祉サービス課保健福祉相談係長
保健福祉センター保健福祉サービス課主査（児童・家庭支援担当）
保健福祉センター保健福祉サービス課主査（障害者支援担当）
保健福祉センター保健福祉サービス課主査（高齢者支援担当）
建設センター管理課職員
宮前区社会福祉協議会地域課長

■宮前区保健福祉のまちづくり推進会議抄録

平成19年度第1回宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	
開催日時	平成19年6月20日（水）午前9時30分～午後0時20分
開催場所	宮前区役所1階 集団教育ホール
出席委員数	11名
傍聴人数	0名
議事	<ul style="list-style-type: none"> (1) 宮前区地域福祉計画について (2) 平成19年度地域福祉のまちづくり推進会議の目的について (3) 第2期地域福祉計画策定スケジュールについて (4) 第2期地域福祉計画策定資料について (5) 宮前区の地域課題に対する委員の意見について (6) 第1期宮前区地域福祉計画実施状況総括表の説明と意見・評価 (7) 次回の議題について
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 今年度4回の検討会議を開催する。 第1回：6月20日（本日） 第1期宮前区地域福祉計画の総括と地域課題の洗い出し 第2回：7月12日 計画骨子（案）決定 第3回：12月上旬 計画素案（案）決定 第4回：2月上旬 計画（案）の決定 (2) 第1期計画のうち、 基本目標1. 地域のコミュニケーション促進 基本目標5. みんなにやさしいまちづくり 基本目標6. 多様な主体による地域福祉活動の推進 の3本は柱として残す。 (3) 検討会議の進め方について（委員長提案） ①この会議がネットワークづくりの緒となるようにしたい。 ②地域課題や骨子（案）への意見は第2回会議の開催を待たずにいつでも事務局に伝える。
懸案事項	なし

平成19年度第2回宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	
開催日時	平成19年7月12日(木)午後5時30分～午後7時
開催場所	宮前区役所1階 集団教育ホール
出席委員数	9名
傍聴人数	0名
議事	(1) 第1回宮前区保健福祉のまちづくり推進会議会議録について (2) 第2期宮前区地域福祉計画骨子(案)について (3) 次回の議題について
決定事項	(1) 第2期宮前区地域福祉計画骨子案について ①計画に「情報・福祉コーディネート」の要素を体系づける。 ②上記を条件に骨子案は承認された。 (2) 今後の検討会議の進め方について ①次回は12月上旬開催を予定。 ②骨子を受けて、素案に盛り込む意見を各委員がそれぞれ関係する団体、活動基盤等から拾い上げて、8月後半から9月に書面で提出する。 ③意見は課題だけでなく、改善するために区民ができること、行政にしてほしいことを整理して記述する。
懸案事項	第3回推進会議は12月上旬を予定しており、事務局から後日連絡する。

平成19年度第3回宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	
開催日時	平成19年12月5日(水)午後1時30分～午後5時
開催場所	宮前区役所4階 第2会議室
出席委員数	8名
傍聴人数	0名
議事	(1) 第2回宮前区保健福祉のまちづくり推進会議会議録(案)について (2) 第2期宮前区地域福祉計画素案(案)について (3) 次回の議題について
決定事項	(1) 第2回会議録(案)の承認 (2) 計画素案(案)の修正及び承認
懸案事項	第4回推進会議は2月4日を候補日として、日程調整を行い、事務局から後日連絡する。

平成19年度第4回宮前区保健福祉のまちづくり推進会議	
開催日時	平成20年2月19日(火)午前9時30分～午後0時10分
開催場所	宮前区役所4階 第2会議室
出席委員数	9名
傍聴人数	0名
議事	(1) 第3回宮前区保健福祉のまちづくり推進会議会議録(案)について (2) 第2期宮前区地域福祉計画素案区民説明会等への意見及び回答について (3) 次回の議題について
決定事項	(1) 第3回会議録(案)の承認 (2) 計画(案)の修正及び承認
懸案事項	平成20年度第1回推進会議は5月を予定しており、事務局から後日連絡する。

■宮前区の生活課題と計画との関連性

第2期計画策定にあたり、多様な機会を通じて、宮前区の生活課題を次の通り把握しました。

1 第2期宮前区地域福祉計画の独自事業の対象となる地域の生活課題

番号	地区別意見交換会	平成18年度宮前区地域福祉実態調査	第1回地域福祉実態調査 (福祉団体ヒアリング調査)	平成19年度区推進会議からの意見
1		子どもは様々な疑似体験講座に興味を示している。		子どものボランティア・職業体験は福祉やまちづくりへの参加意識の育成に重要である。
2		子どもはバリアフリーや地域住民との交流、美化活動、自然環境に関心がある。		
3		区社協の事業は子ども、子育て世代には知られていない。		
4			区民団体の活動PR、広報の支援が必要なので、PRソールの行政支援をしてほしい。	
5		現役世代は福祉のことがわからない人や無関心な人が見受けられ、学習機会や情報提供が必要である。		
6		子どもや子育て世代には地域福祉計画は知られていない。		
7		高齢者、障害者はサービス利用のみならずサービス提供者の意思を持っている。		
8				ボランティア活動や施設開放業務により先生の負担が重くなる。
9				子ども会と学校の部活動との活動時間が重なり合う。
10		生活する上での相談相手として、区社協や民生委員は利用されていない。	障害者に民生委員がわからない状況である。	行政による情報の提供はこれ以上の効果は望めない。 情報の伝達には地域住民の協力が不可欠である。
11				児童虐待の疑いのある家庭への学校による調査には親の理解が得られにくい。
12				学校として民生委員の担当地区を知りたい。
13		生活上の協力者として、区社協、民生委員、ボランティアへの期待が少くない。		民生委員の活動把握と活動の見直しが必要である。
14		福祉に関する情報として、民生委員、区社協、地域包括支援センター、健康・福祉だよりは知られているが、利用は少ない。		
15				市民活動の拠点が不足している。
16	ご近所支援システムが地域にある。	協力を得たい相手は現役、子育て世代では、地域住民、ボランティアが多い。		近所に相談できる人が必要である。
17	高齢者、子どものたまり場が必要である。		誰も(子育て世代、見守り世代)が集まれる場が必要である。 空き教室・空き店舗の活用が望まれる。	住民が、集う場所が必要である。
18				障害者を含めた区民が集える場所が必要である。
19	新旧住民の交流の場が必要である。 情報交換が必要である。			転入者などが手軽に参加できる場が少ない。
20	現場のニーズを吸い上げる仕組みがない。			
21	区民の声を吸収してほしい。			
22			計画が現場のニーズに応えていない。	

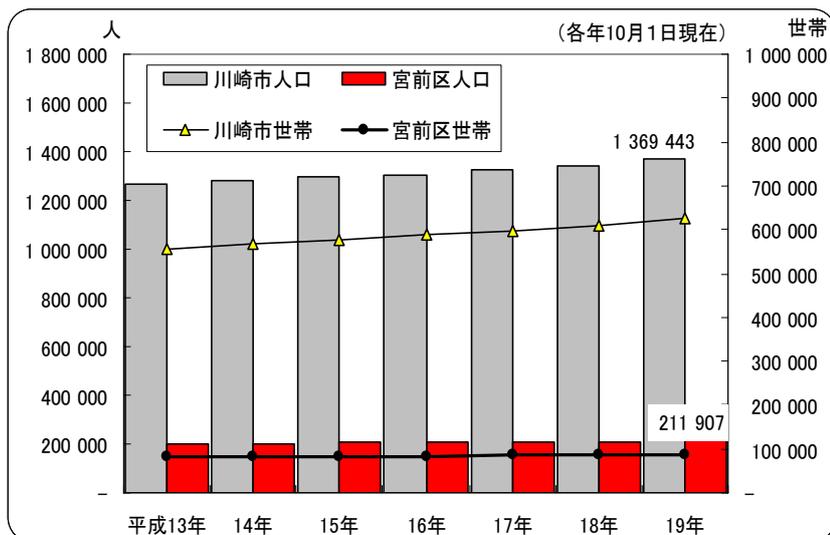
2 保健・医療・福祉分野等の計画や区の独自事業が対応している地域の生活課題

番号	地区別意見交換会	平成18年度宮前区地域福祉実態調査	第1回地域福祉実態調査 (福祉団体ヒアリング調査)	平成19年度区推進会議からの意見
1				学校の花壇や図書館の施設開放は可能である。
2	子育て不安、不満が多い。		若い母親が相談しやすい環境を作るべきである。	赤ちゃん広場の拡充が必要である。
3				子育てグループ・関係者の自立的ネットワークの構築が必要である。
4			潜在的に活動への参加意欲を持つ母親はいる。	
5		子育て世代は、子育てやイベント情報の不足を感じている。		
6		子育て世代、現役世代はイベント情報に関心がある。		
7			子育て世代に食育への関心を広めたい。	
8		生活する上での相談相手は近所の人は14%と少ない。		
9		生活する上での相談相手は、家族、友人・知人が多い。		
10				ボランティアまでいなくても、障害者に対する地域の理解者が必要である。
11		高齢、子育て、現役、若年世代の約5割の方が身近な地域の人との関わりを求めている。		地域での一人暮らし高齢者の孤立化が問題である。
12	登下校の見守りが負担になっている。			
13				公営住宅のある地域の高齢化率が高い。
14	同居高齢者にも問題あり。		家族機能もなくなって、家族の介護力が低下している。	
15	施設は入所待ちの状態である。		特養、在宅共に限界があり、将来に不安を感じている人が多い。	急速な高齢化が問題を惹き起こしている。
16				高齢者の社会的入院が多い。
17	デイサービスは行き届いている。		家族介護教室等の強化が必要である。	
18	非行、犯罪への危惧がある。			
19	世代間交流、異年齢交流など、世代を超えた交流の場が必要である。	障害者の1割の方は地域住民との交流を望んでいる。	町会では障害者が認知されていない面がある。	知的障害者や精神障害者を地域がさらに理解してほしい。
20			各種施設の周知度を上げたい(例えば子ども関係)。	
21				子どもの遊び場が少ない。
22				障害者施設整備に区民の声を反映してほしい。

番号	地区別意見交換会	平成18年度宮前区地域福祉実態調査	第1回地域福祉実態調査 (福祉団体ヒアリング調査)	平成19年度区推進会議からの意見
23	地域に定年者が増える(団塊世代がシニアに)。			
24	元気な高齢者が多く、学習意欲が旺盛である。 →民生委員のサポーターになる可能性も考えられる。	それぞれの制度に関する勉強会を求めている区民が多い。		
25		高齢者は、ボランティアの参加情報も約20%が求めている。		
26		高齢者に学習機会への要望が多い。		
27				元気な老人が生産活動に従事できるとよい。
28	安全な道が少ない。交通量が多い。			
29	交通アクセスが不便である。→ 病院への送迎、ミニバスの導入などが必要である。		外出支援、移動サービスを実施している。	
30	坂が多い。高齢化、交通弱者のことを考えてほしい。	障害者、子育て世代に交通への要望が多い。	坂が多く、交通の便が悪いため閉じこもり高齢者が増加している。	山坂の多い地域での高齢者の活動のしやすさに対する対策の見直し、改善が必要である。
31				道や建物に段差があり、車椅子の使用に不便である。
32	利便性に欠ける。→店舗、配食サービスなどが必要である。			
33	公園がない。			
34			プレーパーク活動団体に対する公園利用の規制緩和を望む。	
35				給食費の未納者が増加している。就学援助は受けたがらない。
36				総合病院を誘致したい。
37			市計画と区計画の整合をしっかりとしてほしい。	
38			計画には概要版が必要である。	
39		地域福祉計画を知った方法は、市政だよりが最も多い。		
40			高齢者についての相談窓口を一本化してもらいたい。	
41			市の事業や制度についてマニュアル的なものがほしい。	
42			川崎市は包括支援センターに対して、高齢者の個人情報を横浜市並に公開してほしい。	
43			行政は最低限の労働環境を用意して団体にボランティア活動(3歳児健診)を依頼すべきである。	

統計資料

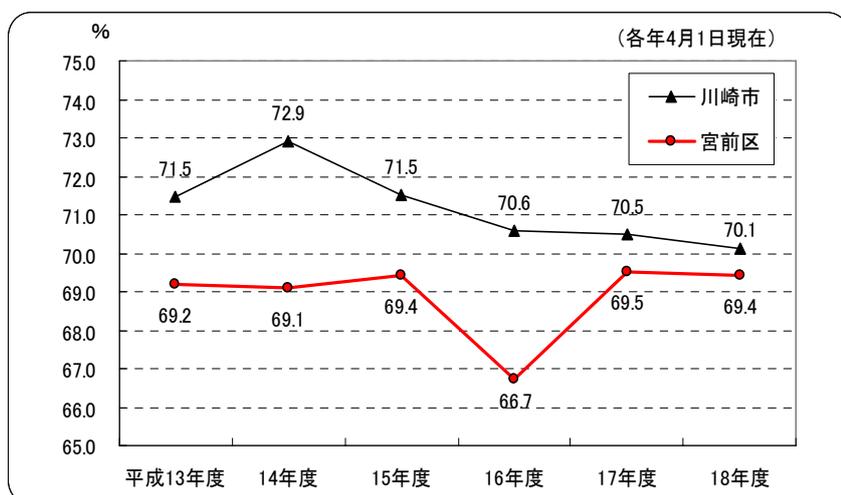
人口・世帯数



●宮前区の人口は、211,907人（平成19年10月1日現在）であり、川崎市の総人口1,369,443人の約15%を占めています。世帯数は、87,848世帯であり、川崎市の総世帯数626,239世帯の14%を占めています。宮前区の人口・世帯数は、緩やかな増加傾向にあります。

（資料：「川崎市の世帯数・人口」から）

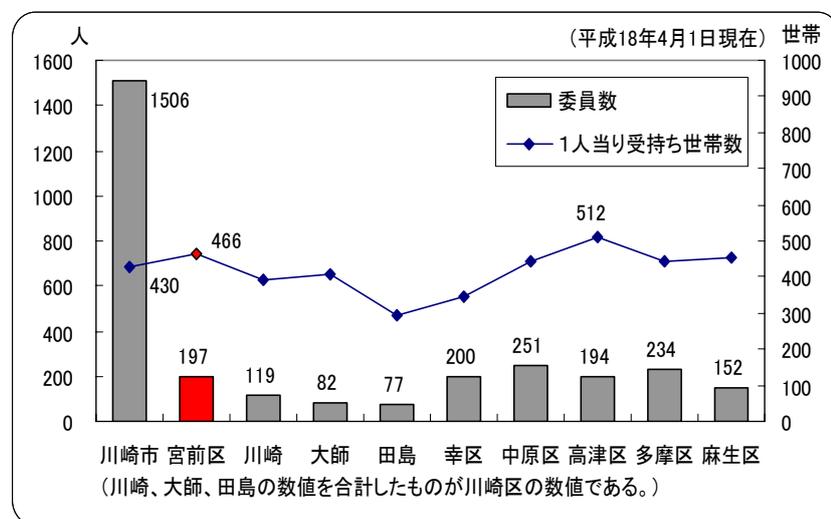
町内会・自治会加入率



●総世帯数からみた町内会・自治会加入率について、川崎市では平成14年度に73%でしたが、その後徐々に減少し、平成18年度には70%まで低下しました。宮前区では平成15年度まで69%と横ばいでしたが、16年度に急激に67%まで減少しました。その後は翌年度に70%近くまで増加し、横ばい状態が続いています。

（資料：「川崎市統計書」から）

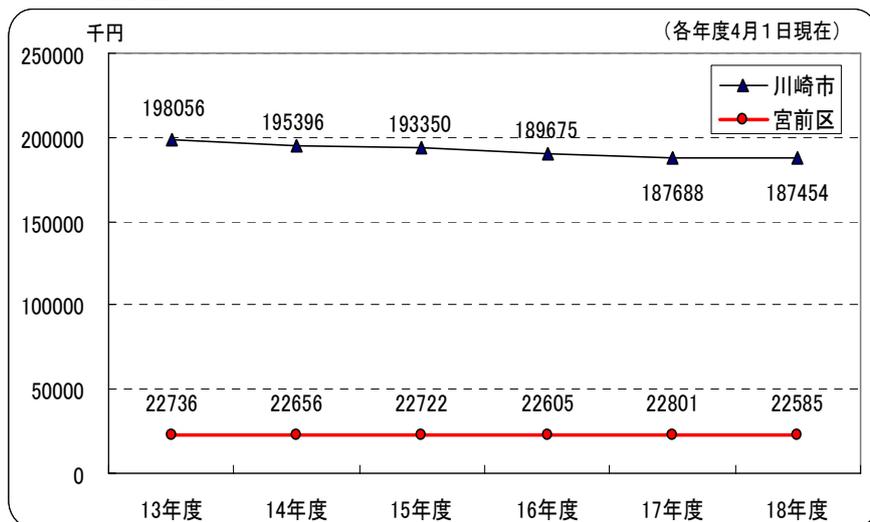
民生委員・児童委員の概況



●宮前区の民生委員・児童委員は197名であり、委員1人あたりが担当する世帯数は466世帯です。川崎市全体では、民生委員・児童委員は1,505名であり、委員1人あたりが担当する世帯数は430世帯です。宮前区は高津区について1人あたりの受け持ち世帯数が多い区です。

（資料：「川崎市統計書」から）

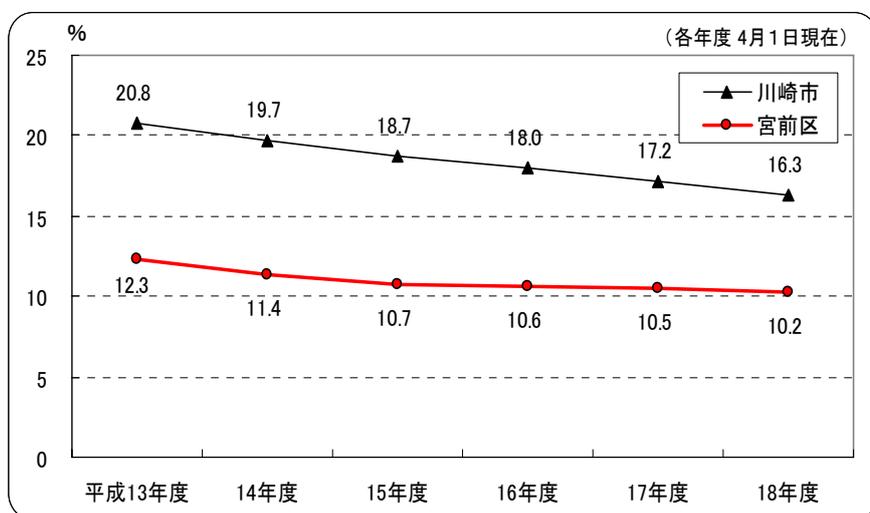
■共同募金実績額



●川崎市全体の共同募金実績額は、徐々に減少しています。宮前区の実績額は、2200万円程度で横ばい状態が続いています。

(資料：「川崎市統計書」から)

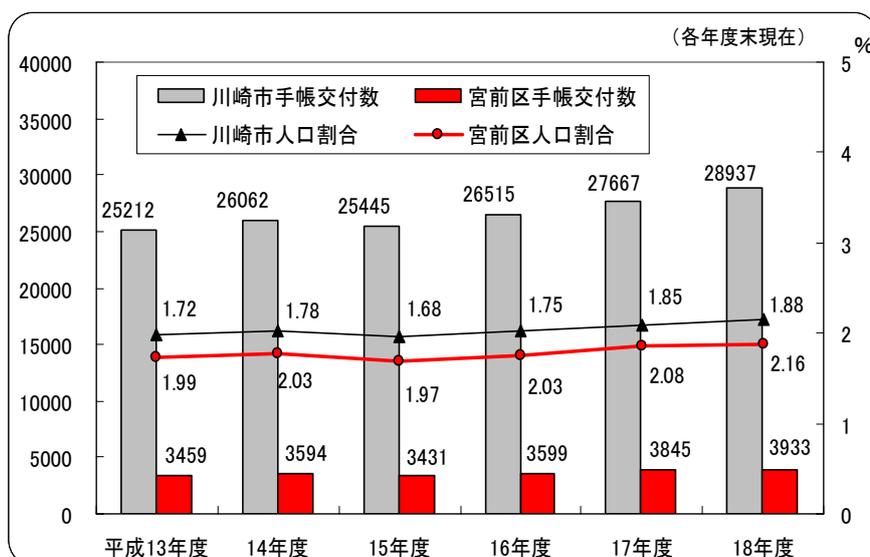
■老人クラブ加入率



●宮前区の65才以上人口に占める老人クラブ加入率は10.2% (平成18年度)です。経年的に見ると、平成13年度以降は緩やかに減少の一途をたどっています。川崎市全体でも13年度以降は減少していますが、18年度の加入率は16.3%であり、宮前区よりは市平均加入率のほうが高くなっています。

(資料：「川崎市統計書」から)

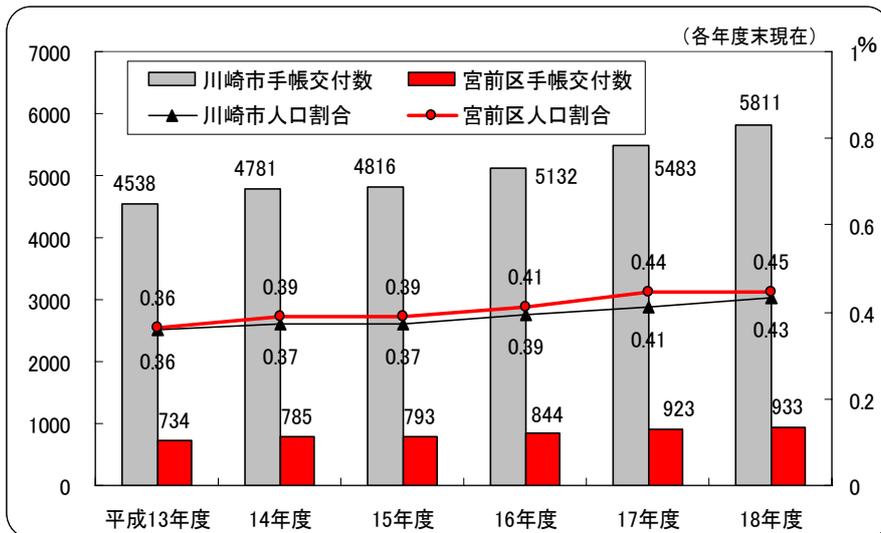
■身体障害者手帳交付数及び総人口に対する割合



●宮前区の身体障害者手帳交付数は、平成18年度に3,933件と、増加しています。人口に占める割合は1.9%であり、同様に増加しています。川崎市全体では、28,937件であり、13年度以降徐々に増加しており、総人口に対する割合も2.2%と、わずかですが、全市的に増加しています。

(資料：「川崎市統計書」から)

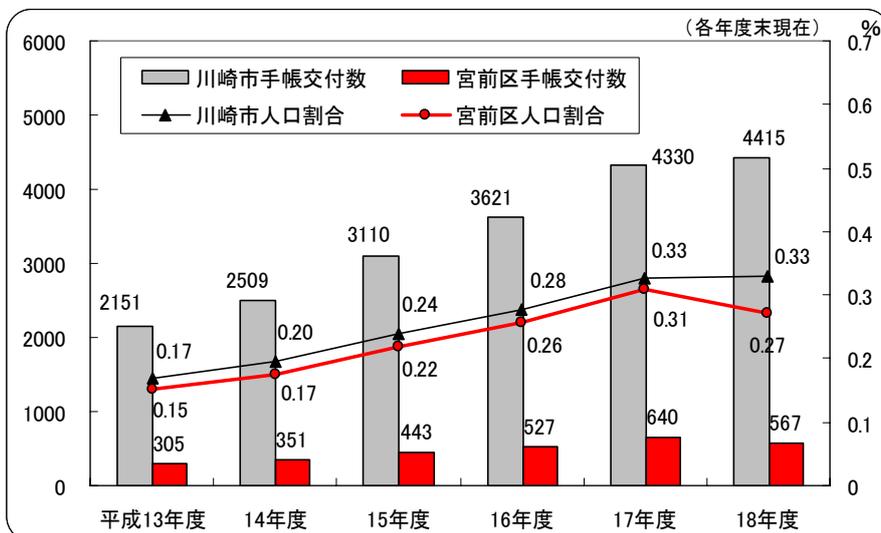
療育手帳交付数及び総人口に対する割合



●宮前区の療育手帳交付数は、平成18年度に933件であり、若干ですが増加しています。人口に占める割合は0.45%ですが、同様に増加傾向にあります。川崎市全体では、5,811件であり、13年度以降徐々に増加しています。総人口に対する割合も0.43%と、わずかですが、全市的に増加しています。

(資料:「川崎市統計書」から)

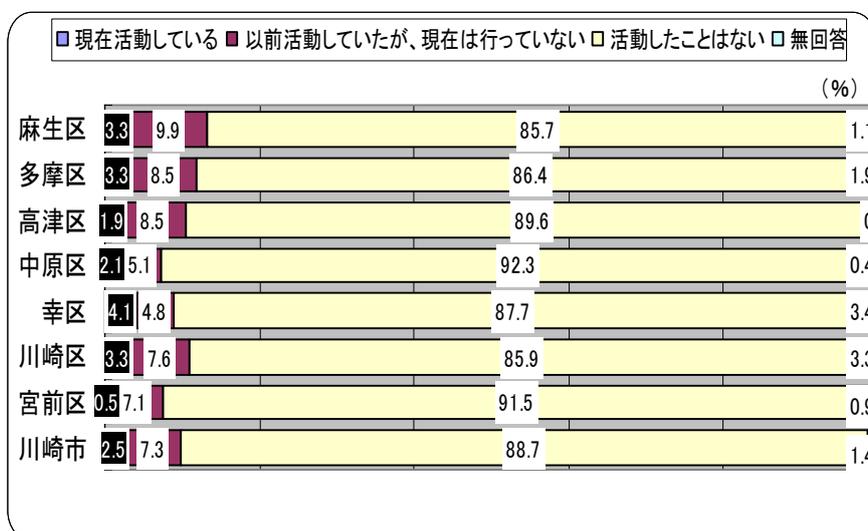
精神障害者保健福祉手帳交付数及び総人口に対する割合



●宮前区の精神障害者保健福祉手帳交付数は、平成18年度567件であり、平成13年度以降増加傾向にあります。人口に占める割合は0.27%と、同様に増加しています。川崎市全体では、4,415件であり、13年度以降増加しています。総人口に対する割合も0.33%と、全市的に増加しています。

(資料:「川崎市健康福祉年報」から)

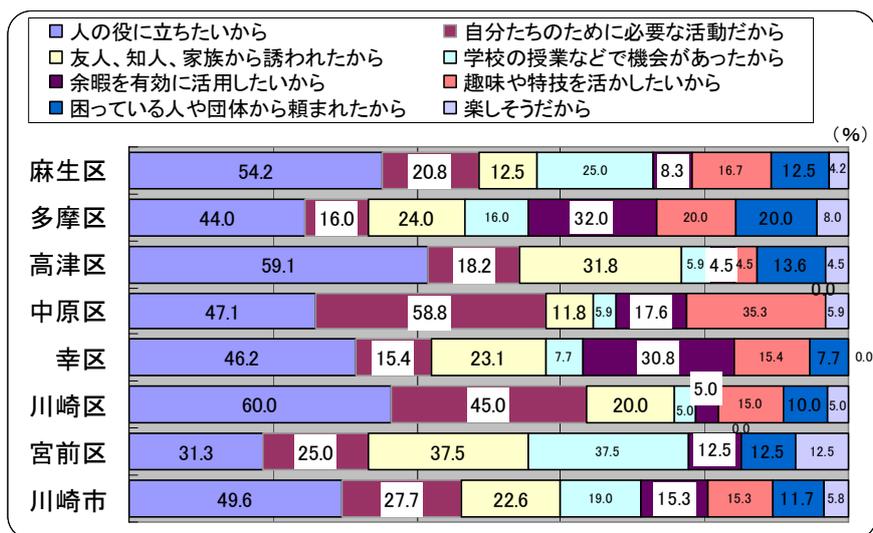
保健福祉に関するボランティアの活動経験



●総人口に対する、保険福祉に関するボランティアを経験したことがある区民の割合は、区によって大きな差は見られません。いずれの区も、活動経験のない区民が80%を超えています。宮前区は、活動経験のない区民の割合が中原区に次いで2番目に高くなっており、90%を超えています。

(資料:「平成18年度第1回かわさき市民アンケート」から)

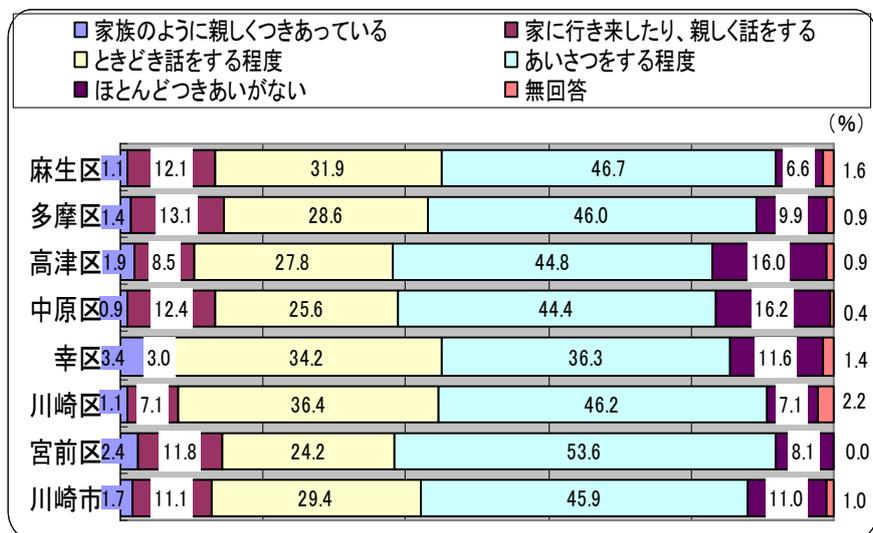
■保健福祉に関するボランティア活動に参加した動機やきっかけ



●活動に参加した動機やきっかけの内、「人の役に立ちたいから」の割合が高い区は、中原区と宮前区を除く6区です。中原区は「自分たちのために必要な活動だから」が高い割合を占めていますが、宮前区は「友人、知人、家族から誘われたから」「学校の授業などで機会があったから」の割合が37.5%ずつある唯一の区です。

(資料:「平成18年度第1回かわさき市民アンケート」から)

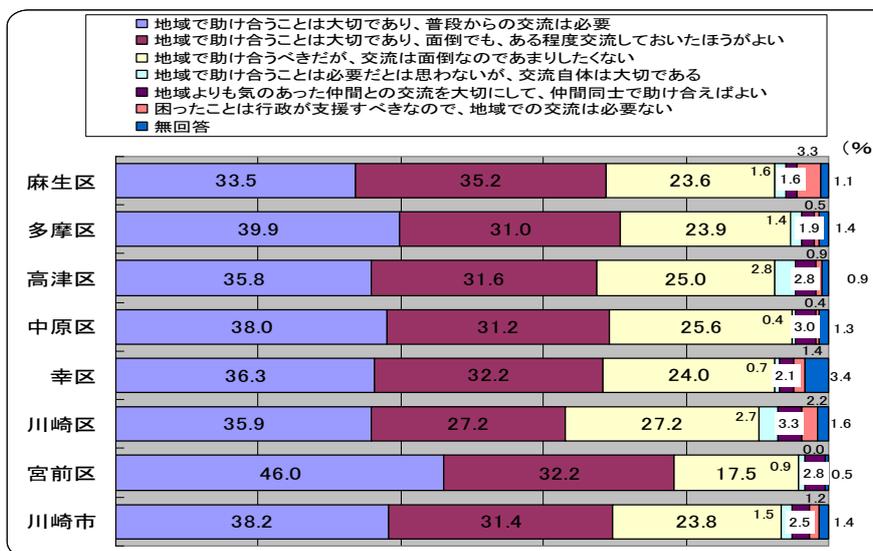
■隣近所との付き合いの程度



●宮前区は、近所と「ほとんどつきあがない」区民の割合が低い状況です。しかし、「あいさつをする程度」の付き合いが全市で最も高く、近所と「つかず離れず」の付き合いをしている区民が多いといえます。この結果、近隣と「ときどき話をする程度」までの親しい付き合いをしている区民の割合は全市で最も低くなっています。

(資料:「平成18年度第1回かわさき市民アンケート」から)

■近所付き合いや地域住民同士の交流の必要性



●全市的に「困ったことは行政が支援すべきなので、地域での交流は必要ない」と考えている区民は少なく、70%近い方が日常的な交流や助け合いの必要性を感じています。宮前区は、全市で最も割合の高い80%近い区民が日常的な交流や助け合いの必要性を感じています。

(資料:「平成18年度第1回かわさき市民アンケート」から)

多摩区 資料

■ 第 2 期計画策定の経過	238
■ 多摩区地域福祉計画推進会議委員名簿	239
■ 宮前区地域福祉計画推進会議設置要綱	240
■ 統計資料 ～人口・世帯数～	241
■ 統計資料 ～出生率・出生数～	242
■ 統計資料 ～身体・知的障害児・者数、 精神障害者手帳交付状況～	244
■ 統計資料 ～ひとり暮らし高齢者・ 要介護等認定者数～	245

資料

■第2期計画策定の経過

【計画策定にむけた主な取組】

期 日	主な取組内容
平成18年 8月	「かわさき市民アンケート」の実施 ・全市的に“地域福祉について”10項目の調査を実施しました。
平成18年10月	「第2期川崎市地域福祉計画策定指針」の策定 ・第2期計画の策定に向け、「第2期川崎市地域福祉計画策定指針」を策定しました。
平成18年11月～平成19年2月	「第1回地域福祉実態調査」の実施 ・「第2期川崎市地域福祉計画」の策定のために、その基礎資料を得ることを目的として、「地域の生活課題に関する調査」（市民向けアンケート調査）、「地域福祉活動に関する調査」（福祉関連団体アンケート調査及びヒアリング調査）を実施しました。

【多摩区地域福祉計画推進会議での審議状況】

回数	期 日	審 議 内 容
第1回	平成19年5月24日（木）	1 平成18年度（第1期地域福祉計画）について 2 平成19年度（地域福祉計画の見直し）について
第2回	平成19年7月24日（火）	1 2期多摩区地域福祉計画骨子案について ・委員からの2期計画意見及び団体ヒアリング抜粋 ・基本目標と基本方針について ・具体的な事業展開について
第3回	平成19年12月4日（火）	1 2期川崎市地域福祉計画素案について 2 2期多摩区地域福祉計画素案について
<p>★「第2期 川崎市地域福祉計画素案及び多摩区地域福祉計画素案区民説明会」の開催 平成20年1月31日（木） 場所：多摩区役所601会議室</p> <p>「第2期多摩区地域福祉計画」の策定に向け、素案を区民、町内会・自治会、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、各種福祉関係団体等の参加のもとに、区民説明会を実施。</p> <p>★「パブリックコメント（意見募集）」の実施 「川崎市パブリックコメント条例」に基づき、意見募集を実施（12月25日～1月31日）</p>		
第4回	平成20年2月29日（金）	1 川崎市地域福祉計画区民説明会の報告 2 多摩区地域福祉計画について

■多摩区地域福祉計画推進会議 委員名簿

	氏名	区分	所属・職名
◎	1 園田 恭一	学識経験者	新潟医療福祉大学教授・東京大学名誉教授
●	2 豊田 博史	学識経験者	川崎市医師会多摩区医師会会長
	3 田嶋 郁雄	福祉関係代表	多摩区社会福祉協議会副会長
	4 小川 木久江	福祉関係代表	元生田第二地区民生委員協議会会長
	5 佐伯 喜世志	市民団体の代表	多摩区町会連合会会長
	6 藤原 司	市民団体の代表	多摩区老人クラブ連合会会長
	7 池谷 英子	市民団体の代表	川崎市心身障害者地域福祉協会多摩支部長
	8 有北 郁子	市民団体の代表	NPO法人 ままとんきっず代表
	9 安藤 紀美子	市民団体の代表	川崎北部美容組合会長
	10 高橋 時雄	市民団体の代表	川崎市多摩区食品衛生協会会長
	11 高野 都男	市民団体の代表	神奈川県理容生活衛生同業組合多摩支部長
	12 池野 廣	地域福祉計画策定委員(公募)	市民委員
	13 今井 正	地域福祉計画策定委員(公募)	市民委員
	14 小野寺 百寿	地域福祉計画策定委員(公募)	市民委員
	15 輦止 勝麿	多摩区関係職員	保健福祉センター所長
	16 菊地 正己	多摩区関係職員	保健福祉センター副所長

敬称略 順不同

注)上記の表中、◎が委員長、●が副委員長となります。

■多摩区地域福祉推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 多摩区地域福祉計画推進会議(以下「福祉計画推進会議」という。)は、多摩区における地域福祉計画の推進の具体化について、検討・評価を行い、社会状況に応じた対応を図る事を目的として設置する。

(任務)

第2条 福祉計画推進会議は、多摩区地域福祉計画に関する事項について協議し、その結果を区長に報告する。

(福祉計画推進会議)

第3条 福祉計画推進会議は、おおむね16名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 団体等職員
- (3) 市民公募委員
- (4) 行政関係職員
- (5) その他市長が特に認めた者

3 福祉計画推進会議には委員長及び副委員長を置き、委員の互選とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、これを2年とする。

2 委員は市長が委嘱し、またはこれを命ずる。

3 学識経験者に欠員が生じたときは、補欠の委員を委嘱する。ただし任期は前任者の残任期間とする。

(会議の召集)

第5条 福祉計画推進会議は、委員長が招集する。

(作業部会等)

第6条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、福祉計画推進会議のもとに作業部会を置くことができる。

2 作業部会は、福祉計画推進会議が必要と認めた行政職員等をもって構成する。

3 作業部会は、特定の分野に関して専門的な調査研究を行い、福祉計画の推進のための具体的な方法について福祉計画推進会議に提案する。

4 作業部会には委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の互選とする。

5 作業部会は委員長が招集する。

6 作業部会は、必要に応じて関係者等の出席を求め、説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 福祉計画推進会議及び作業部会等の庶務は、多摩区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

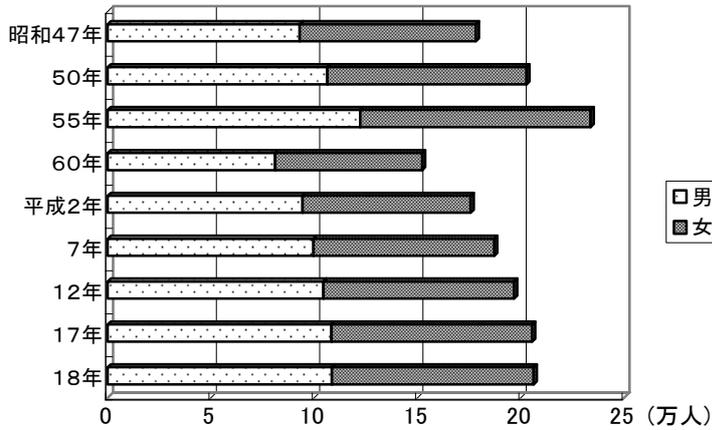
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、福祉計画推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則 この要綱は、平成17年 9月 8日から施行する。

■統計資料 ～人口・世帯数～

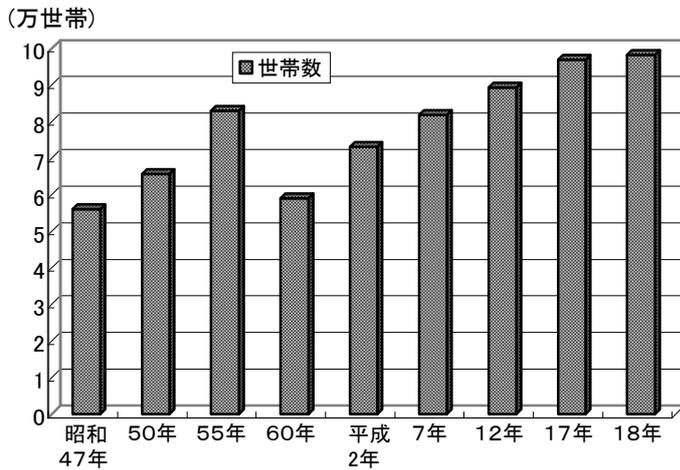
■多摩区の人口推移



●昭和57年の分区以降も、人口は年々増加し、男女比は男性の割合が高くなっています。

(昭和47年・平成18年は推計人口。それ以外は国勢調査より)

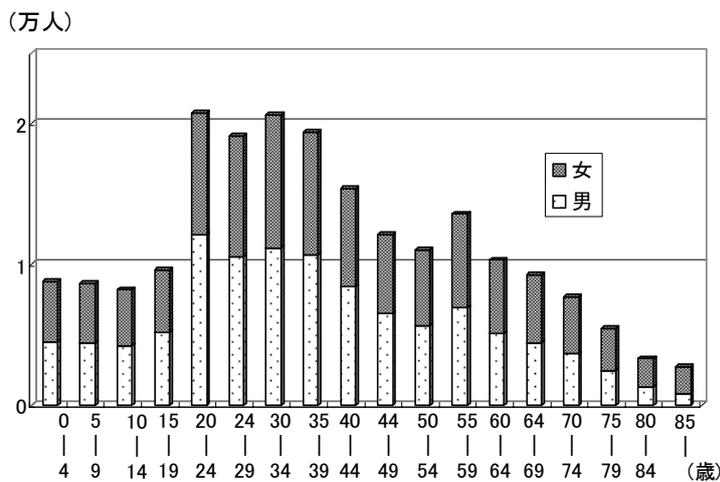
■多摩区の世帯数



●世帯数は年々増加し、類型は夫婦と子の世帯、一人暮らしの世帯の占める割合が高くなっています。

(昭和47年・平成18年は推計人口。それ以外は国勢調査より)

■多摩区の年齢別人口

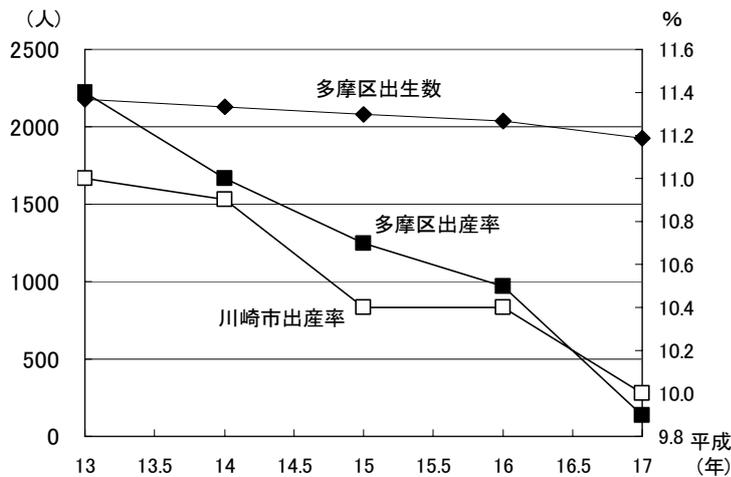


●20歳から24歳の年齢層の割合が最も高くなっています。

(川崎市統計情報より)

■統計資料 ～出生率・出生数～

■出生率（人口千対）・出生数



●平成17年の出生数が2,000人を下回り、出生率も川崎市の出生率を下回りました。

(川崎市健康福祉年報より)

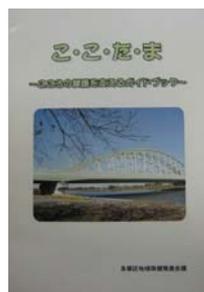
【普及啓発のために】



←子育てに関する情報を、年4回の内容更新と、月ごとの子育てカレンダーにて発信しています。



→企画・編集作業の中心を多摩区在住の先輩ママが担当し、行政と協働で作りました。平成19年に2度目の改訂を行い、サイズもA5版とコンパクトになりました。



←健康づくり推進会議で『心とからだと健康と』をテーマに、年1回の講演会と冊子の作成・発行による精神保健の普及啓発を行ってきました。

子育てひろば・子育てサロン

乳幼児とその親を対象とした「ひろば」や「サロン」がさまざまな場所で開かれています。
 基本的にはどこも自由遊び。予約の必要はありませんが施設点検等のために日時が変更になる
 こともあります。事前にお問い合わせを。

名称	対象	会場	日時・その他
子育てひろば	0～2歳くらいまで の子と親	多摩市民館	第2・4火曜10時～12時 (8月休み)
外国人のための 子育てひろば	0～3歳児と親 (親は在日外国人)	問合せ 044-935-3333	第2金曜10時～12時 (8月休み)
のぼりと ママ'Sサロン	妊婦、 乳幼児と親	多摩区役所 保健福祉センター	第1水曜10時～11時20分 (1月休み)
菅 ママ'Sサロン	妊婦、1歳前後 までの子と親	菅こども文化センター	第2木曜10時～11時15分 (8月休み)
南菅 ママ'Sサロン		南菅こども文化センター	第1金曜10時～11時15分 (8・1月休み)
長尾 親と子のひろば		長尾こども文化センター	第1・3水曜10時～11時15分 (8月・1月第1水曜休み)
いくた ママ'Sサロン	妊婦、3歳くらいま での子と親	錦が丘こども文化センター	第4水曜10時～11時 (8月休み)
長沢 ママ'Sサロン		長沢自治会館 (長沢4-10-5)	第4金曜10時～11時20分 (12月休み/冷暖房費100円)
子育てフリースペース なのはな			第2金曜11時～13時 (可能な人はお弁当持参)
	問合せ	多摩区役所保健福祉センター児童家庭支援担当	044-935-3293
親と子のつどい 「ママとあそぼう パパもね」	未就学児と 保護者	生田道院(生田7-10-20) 中野島会館 (中野島6-29-7) 菅会館(菅2-2-25) すかいさっず(登戸2249-1)	第2木曜10時～11時30分 5・7・11・1月第3金曜 10時～11時30分 6・10・12・2月第3金曜 10時～11時30分 第4金曜10時～11時30分
	問合せ	多摩区役所こども総合支援担当	044-935-3431
ふれあい・子育てサロン 「いちにのさん！」	0～3歳くらいまで の子と親	川崎市立稲田小学校 視聴覚室か特別活動室	月1回水曜10時～12時 (要問合せ) 保険料100円
	問合せ	川崎市多摩区社会福祉協議会	044-935-5500
子育てサロン 「ひよっこ」	0～3歳児とその親	すかいさっず(登戸2249-1)	第3金曜10時～11時30分
子育てサロン 「パンビ」	(1家族100円)	中野島会館 (中野島6-29-7)	第2土曜10時～11時30分 (1・8月休み)
	問合せ	多摩区民生委員児童委員協議会	044-935-5500
生田にここ広場	未就学児とその親	生田道院(生田7-10-20)	第4木曜10時～11時30分
	問合せ	生田地区社会福祉協議会	044-935-5500
遊びの広場	1歳前後～未就学 児とその親	枅形こども文化センター 問合せ 044-911-5761	6・9・12・3月第3金曜 10時30分～12時(参加費100円)
ちびっこ広場	1歳までの子と親		第4金曜10時30分～12時
子育て広場 「ばぶちゃん's」	妊婦、0～3歳児と その親	中野島こども文化センター 問合せ 044-932-0971	第1・3火曜10時～12時 (8月休み)大きなお子さん連れも可
にここひろば	6ヶ月～1歳6ヶ月 の子とその親 1歳6ヶ月～幼稚園 前の子とその親	菅こども文化センター 問合せ 044-944-0666	第1(1・5・11月は第2)土曜 9時50分～10時40分 10時50分～11時50分
菅ひよこ	未就学までの子と その親		第1水曜11時～11時30分 (内容により変更)
ひよこ	1歳前後～就園前 の子とその親	南菅こども文化センター 問合せ 044-945-8169	第2火曜10時30分～11時
教会の親子ひろば ホサナ・ エンゼルクラブ	0～3・4歳(登録制)	生田丘の上キリスト教会 (生田6-2-16) 問合せ 044-955-1941	第1・3火曜10時30分～12時 (8月休み) 1回親子で100円、 兄弟一人につきプラス50円
教会の親子ひろば おかあさんの会	2～3歳児と親	菅キリスト教会 (菅北浦3-4-20)	第1・3金曜10時～13時 (会費・月500円)
教会の親子ひろば おさかなクラブ	3～4歳児と親	問合せ 044-945-2502	第2・4金曜10時～12時 (会費・月500円)
親子ひろば	3歳までの児と親	遊友ひろば(登戸2258ハウス911) 問合せ 044-922-4917 NPO法人ぐらす・かわさき	毎週月・木曜10時30分～15時 (1日200円)
ままとんサロン http://www.mamat on.jp.org/	3歳までの児と親	NPO法人 ままとんきつず事務所 (菅稲田堤3-5-43) 問合せ 044-945-8662	水・金曜10時～15時(祝日休み) 月・火・木曜13時～15時 ※日程はHPでご確認ください (施設維持費300円/ままとんくらぶ 会員は100円・別途年会費)

多摩区保育の寺子屋 親と子の「育児園」

多摩区で子育てされている親子を対象に、地域で
 子育て支援を行っている団体の協力を得ながら、
 年間20回、原則として第2・4土曜日の10時～12時、
 川崎市立生田幼稚園を会場に開講しました。
 平成19年度は計72組の0～3歳児の親子が参加
 しました。

平成19年度プログラム

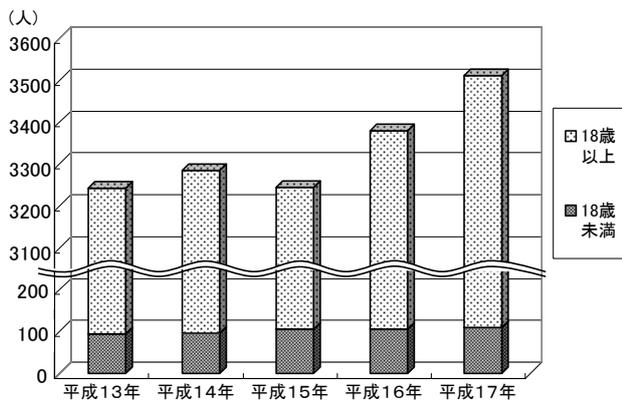
	0歳児	1歳児	2～3歳児
5月19日	入園式		
6月2日	オリエンテーション		
6月16日	応急手当 (保育)	小麦粉ねんど/ 親子で外遊び	わらべうた/ 親子で外遊び
6月30日	七夕を楽しもう (七夕飾りづくり・歌・七夕の話)		
7月14日	わらべうた/ フリートーク	応急手当 (保育)	フィンガーペインテ ィング/親子遊び
7月28日	育自分講座 (保育)	フィンガー ペインティング	応急手当 (保育)
8月3・4・ 24・25日	夏季育児園(一般・育児園参加者対象) 4回フリースペース		
9月8日	十五夜/ ふれあい遊び	育自分講座 (保育)/十五夜	十五夜/外遊び 小麦粉ねんど
9月22日	食育講座 (保育)	親子体操/ 手遊びなど	育自分講座 (保育)
10月13日	合同運動会		
10月27日	フリートーク/ 読み聞かせ	食育講座 (保育)	親子体操/ 手遊びなど
11月10日	遠足(秋さがし)		
11月24日	こども育ち (同室保育)	育自分講座 (保育)	親子で作ろう (食育)
12月8日	懇談会	こども育ち (同室保育)	読み聞かせ/ エプロンアター
12月15日	クリスマス会(劇・生演奏・手遊び・歌・ 写真撮影・サンタさんよりプレゼント)		
1月12日	ふれあい遊び (講師)	読み聞かせ/ エプロンアター	こども育ち (同室保育)
1月26日	せつぶん会 (豆まき・お面づくり・節分のはなし)		
2月9日	講演会(全クラス保育)		
2月23日	育自分講座 (保育)	わらべうた/ 外遊び	おやこ遊び/ リトミック
3月8日	卒園記念作品製作(手形づくり)/ 手遊び/外遊び		
3月15日	卒園式		

問合せ 多摩区役所こども総合支援担当
044-935-3431

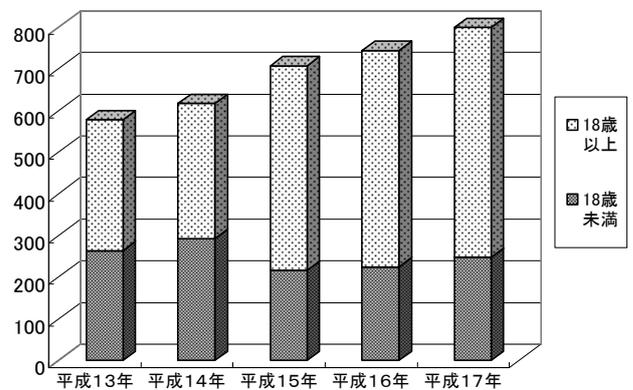


■統計資料 ～身体・知的障害児・者数、精神障害者手帳交付状況～

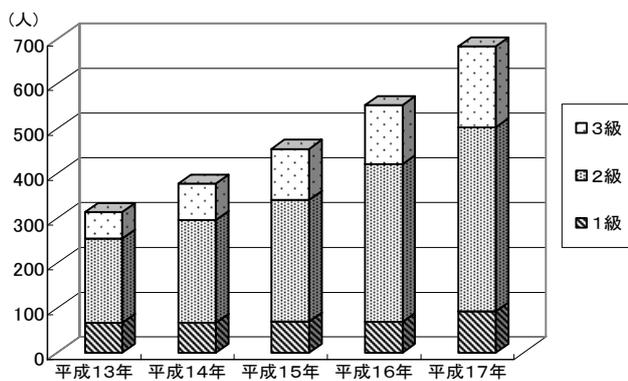
■多摩区身体障害者・児数



■多摩区知的障害者・児数



■多摩区精神障害者福祉手帳交付状況



●身体・知的・精神の3障害とも手帳の所有者は年々増加しています。

(川崎市健康福祉年報より)

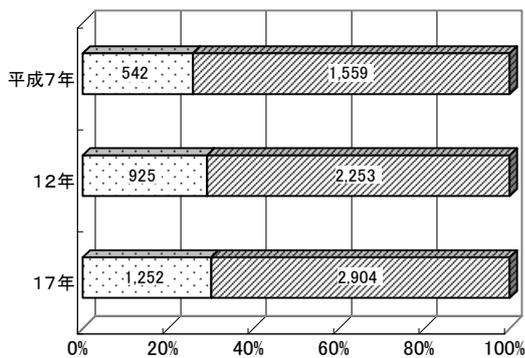
【障害者生活支援センターについて】

障害者自立支援法により、川崎市の委託を受けて相談支援事業を行っています。障害をお持ちの方やご家族だけでなく、地域の方からの相談もお受けしています。

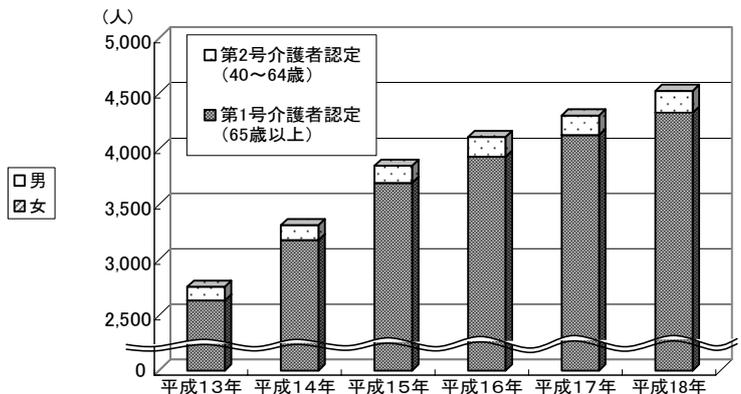
支援センター名	住 所	主な障害
地域生活支援センター いろはにこんぺいとう	多摩区南生田4-12-3	知的
	電話 976-8722 Fax 976-8722	
障害者相談支援事業所あかね	多摩区布田29-30 あかね内	知的
	電話 945-7610 Fax 945-7610	
KFJ多摩 障害者生活支援センター	多摩区登戸2249-1 KFJ多摩内	知的
	電話 930-4572 Fax 934-1166	
障害者生活支援センター中野島	多摩区中野島6-13-5 多摩川の里身体障害者福祉会館内	身体
	電話 935-1703 Fax 935-1706	
障害者生活支援センター ホルト・長沢	多摩区長沢1-19-1	精神
	電話 976-4123 Fax 976-4166	

■統計資料 ～ひとり暮らし高齢者・要介護等認定者数～

■多摩区ひとり暮らし高齢者数



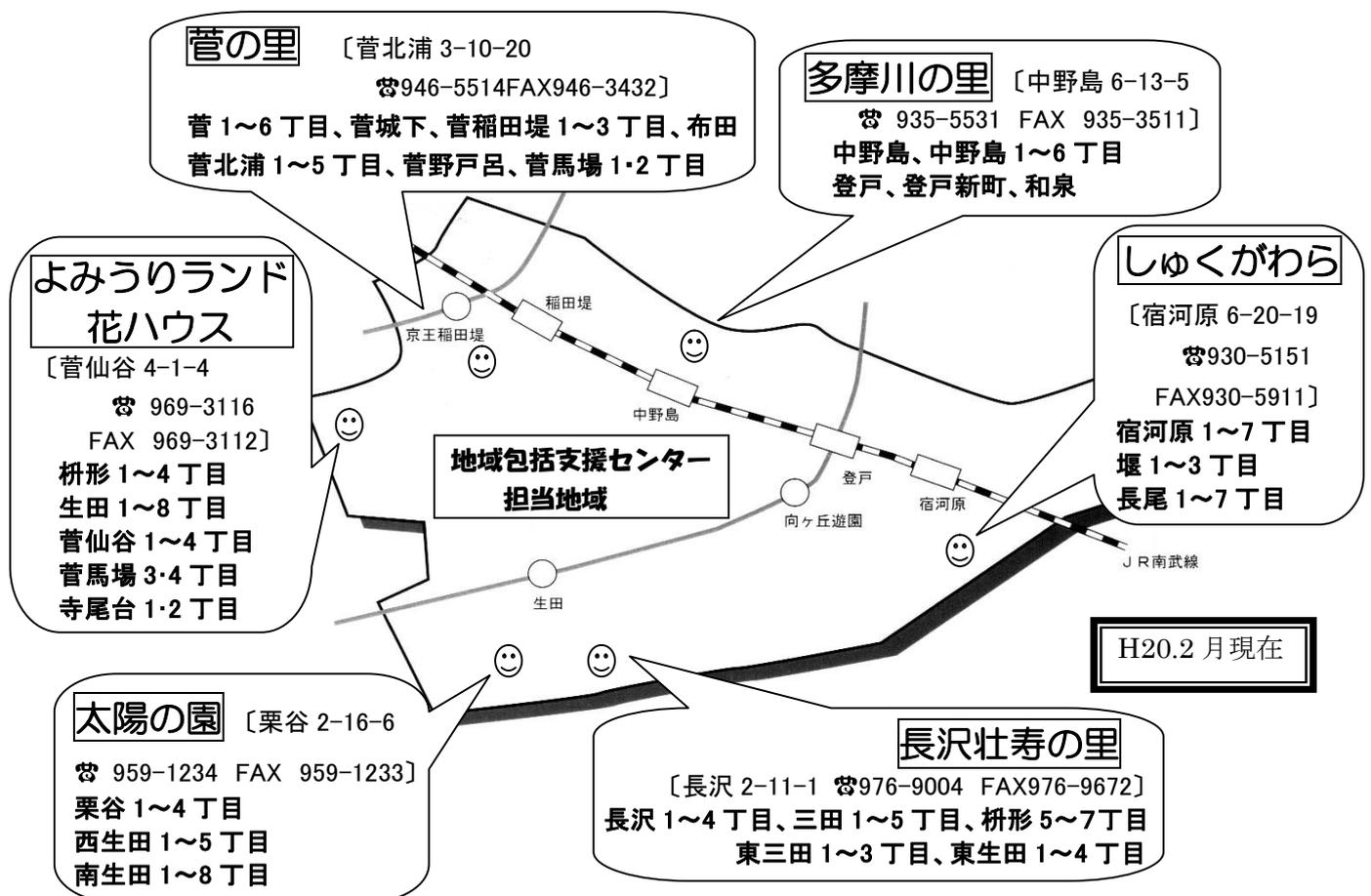
■要介護等認定者の状況



※高齢化率は13.8% (P20ページ参照)で、65歳以上の高齢者のうち、ひとり暮らしの高齢者の占める割合は15.3%と高く、年々増加しています。要介護等認定者数も年々増加しています。(川崎市健康福祉年報より)

【地域包括支援センターとは…】

川崎市から委託を受けた、地域の高齢者とその家族のための身近な相談窓口です。介護に関する悩みや相談。身近な地域で自立して生活できるような支援(介護予防)。成年後見制度の紹介や消費者被害への対応。高齢者を支える地域のネットワーク作り。介護を支えるケアマネージャーの支援など。



【普及啓発のために】

健康づくりと介護予防
多摩区
みんなの公園体操 いきいき体操
ガイドマップ

ご参加お待ちしております！
私たちはいつまでも健康でこころ豊かに過ごすことを目指し、身近な会場で体操を行っています。誰でも楽しく、気軽に仲間づくりができる体操です。

多摩区健康づくりだより

「健康」は私たちにとって、最も関心の高いことの1つです。健康づくりに関する事や情報をお届けします。どうぞ、お気軽にご参加ください！
会場は原則多摩区役所保健福祉センター。参加費は無料です。別会場及び費用がかかる場合のみ提示します。

発行・問い合わせ先
多摩区役所保健福祉センター健康づくり担当
電話 044-835-3285 044-835-3294

一緒に健康づくりませんか

多摩区運動普及推進員のみなさんと一緒に、区民のみなさまの健康づくりを応援しています。様々な運動の体験、講演会、ワンポイント健康講話などを行います。お気軽にご参加ください。
※時間 ※いずれも午後1時30分～(受付 1:15～1:30) ※持ち物 ※手ぬぐい・飲み物 ※申し込み ※不要 (但し12月のみ必要) ※動きやすい服装でお越し下さい。

日時	内容
平成19年	
9月25日(火)	体験学習会「応急処置の方法を学ぼう」
10月22日(月)	運動体験「楽しく身体を動かそう」
11月26日(月)	講演会
12月12日(水)	体験学習会「救急救命法、AEDの使い方」 *申し込み必要 持ち物:証明写真(3cm×2.5cm) 証を発行します。
平成20年	
1月28日(月)	運動体験「ストレッチリズム体操」 医師によるワンポイント講話
2月25日(月)	運動体験「健舞操」 医師によるワンポイント講話
3月24日(月)	運動体験「ナミヨガ」 医師によるワンポイント講話

電話にて随時申し込み受け付け。11月30日までに申し込みをお願いします。

生誕 いきいきマルチアライ
介護予防・健康づくりボランティア養成教室

あなたの健康づくり応援します
～地域の方とともに健康な多摩区にしたい～
区内の約30か所の会場で健康づくりと介護予防のための体操「多摩区みんなの公園体操」と多摩区いきいき体操を展開しています。ご自分の健康づくりと、身近な地域の健康づくりについて考え、健康づくりの輪を広げていくためのボランティア養成教室です。ふるってご参加ください！

*9/27・10/15は会場が多摩区役所11階になります。

日時	テーマ	講師
9月6日(木) 13:30～	講話「高齢社会の課題と対応」 運動体験「筋力アップ」	東京老人総合研究所 藤原 佳典 先生 他
9月12日(水) 13:30～	講話「健康づくりとまちづくり」 運動体験「いきいき体操」	かながわ健康財団 斎藤 浩 先生 他
9月27日(水) 13:30～	講話「社会参加することの意味」 運動体験「みんなの公園体操」	東京都老人総合研究所 金 重隆 先生 他
10月15日(月) 13:30～	運動体験「転倒予防体操」 グループワーク	健康運動指導士 羽倉 寛子 先生 他

*持ち物 飲み物
*動きやすい服装でお越し下さい。
(申し込み開始日) 9月18日(火)

*4日間参加出来る方 先着50名 *持ち物 飲み物
*動きやすい服装でお越し下さい。
(申し込み開始日) 8月20日(月)

りぶりんと活動紹介

～絵本の読み聞かせ～
子どもたちの集まる場に、出前いたします！

「りぶりんと・かわさき」では、多摩区内の小学校・中学校・学童施設での絵本の読み聞かせ活動を行っております。

それ以外にも子ども達が集まる所に活動の場を拡大していきたいと考えています。ぜひ、「りぶりんと・かわさき」をご活用下さい！

<主な活動場所>

小学校・中学校での絵本の読み聞かせ活動

下布田小学校
生田小学校
中野島中学校 他

学童・保育施設での絵本の読み聞かせ活動

子ども文化センター
中野島小学校 わくわくプラザ
ママ'Sサロン 他

(長沢自治会館で乳幼児対象)

読み聞かせの準備中
読み聞かせの始まりを知らせる
小学校の図書室での読み聞かせの様子
絵本の情報交換・学習会
子育てサロンでのボランティア 子どもたちも無難

子どもたちからの声

僕達のことを毎回ほめてくれてありがとう。僕達が読んでいる辰の中もずっと聞いてくれて、紙にいろいろ書いてくれて、すごく一生懸命にやってくらしたので感謝しました。小学生6年生 男子

読み聞かせはとっても雰囲気があって、面白かったです。やさしさが温かく伝わってきました。すごく感動しました。小学生

小さい時とは違った楽しさが湧いてきました。中学生

絵本は子どもの世界のものと思っていました。りぶりんとの皆さんに読んで頂き、絵本の奥深さを知りました。女性

僕は、最初「本なんてぶつうに読めばいいんだよ！」と思っていました。でも教えていただくにつれて、いいかげんな気持ちからしっかりとした「みんなを楽しませる様に読むぞ！」という気持ちになりました。小学生6年生 男子

お気軽にお声をかけてください！

☆多摩区みんなの公園体操☆(申込み不要)

ストレッチ体操が中心の体操です。
生活習慣病の予防、肩こり・転倒予防にも効果があります。

日時	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
会場開始時間(時間はおよそ三十分です)	菅芝間公園 9:00~	南生田1丁目公園 8:45~	生田中谷第3公園 8:30~	寺尾台第1公園 8:45~	生田アゼリア公園 8:45~
	生田中谷第1公園 9:30~	宿河原本村公園 8:45~	堀北公園 9:00~	登戸稲荷神社 8:45~	宿河原本村公園 8:45~
	南生田公園 9:00~	寺尾台第1公園 8:45~	三田第2公園 9:20~	下布田公園 9:00~	菅仙谷公園 9:00~
	生田緑地 8:45~	南生田4丁目公園 10:00~	稲田公園 9:00~	杉山神社 9:00~	
	稲田公園 9:00~		東長沢いの木公園 8:45~	長沢諏訪公園 8:45~	
	菅馬場公園 9:00~				

注)持ち物:手ぬぐい又はタオル、水分
注)雨天等は休みです。祝祭日等で休みの時もあります。
冬季は時間を変更する会場があります。
初めて参加される方は、実施の有無をご確認ください。

☆多摩区いきいき体操☆(申込み不要)

音楽に合わせて全身を曲げ伸ばしする体操で、高齢者の方も無理なく実施できます。保健師による健康づくりのお話や、相談もお受けします。

名称	会場	日時
登戸	登戸老人いこいの家	毎週木曜 13:30~
台和会館	台和会館	毎週月曜 10:00~
錦ヶ丘	錦ヶ丘老人いこいの家	第1・3土曜、 第2火曜 10:00~
おしぬま 鴛鴦沼	鴛鴦沼会館	毎週月曜 13:30~
多摩新町	多摩新町自治会館	毎週金曜 10:00~
枳形	枳形老人いこいの家	毎週月曜 10:00~
メゾンドール	メゾンドール 多摩川集会所	毎月 5・10・15・20・25・ 30日 10:00~
中野島	中野島 こども文化センター	毎週月曜 10:00~
宿河原東住宅	宿河原東住宅集会場	毎週月曜 10:00~
仙谷	小嶋宅(菅仙 1-3-26)	毎週火曜①9:30~ ②10:10~
ふじのき台	ふじのき台団地集会所	毎週水曜 10:00~
長沢	長沢自治会館	毎週火曜 9:30~
南菅	南菅老人いこいの家	毎週木曜 13:30~
中野島団地	中野島団地集会所	毎週木曜 13:30~

注)いこいの家は60歳以上が対象です。
注)祝祭日等で休みの時もあります。初めて、あるいは久しぶりに参加される方は、実施の有無をご確認下さい。

[問い合わせ先] 多摩区役所保健福祉センター
健康づくり担当 TEL935-3294

☆ミニデイサービス☆

虚弱な高齢者を対象にミニデイサービスを実施しています。
参加を希望される方はご連絡ください。

名称	場所	日時
いきいき会	登戸郵便局	第3月曜日 13:30~15:00
長尾みのりの会	長尾老人いこいの家	第2月曜日 13:00~15:00
菅みのりの会 *	菅老人いこいの家	第1木曜日 13:00~15:00
生田みのりの会	錦ヶ丘老人いこいの家	第3火曜日 13:30~15:00
多摩みのりの会	多摩川の里 身体障害者福祉会館	第1・3・4金曜日 11:00~15:00
LPD友の会	長尾老人いこいの家	第2月曜日 9:30~11:30
コロバーヌの会 *	長尾老人いこいの家	第1・3月曜日 13:30~15:00
元気アップ塾	中野島会館	第1・2・4木曜日 10:00~11:00

*印のある会は、地域包括支援センターも参加しています。

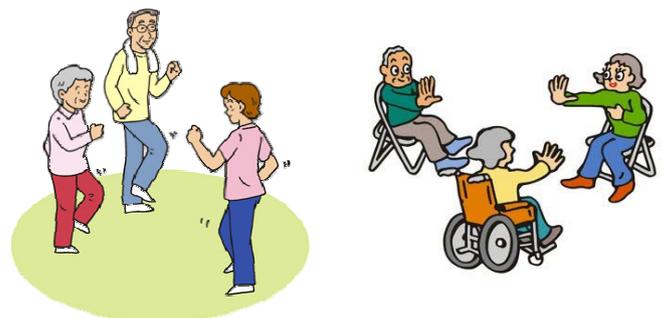
☆地域リハビリ☆

脳血管障害等の後遺症のある方とその家族を対象にしたリハビリのグループです。交流や情報交換、リハビリ体操等行っています。参加を希望される方はご連絡ください。

名称	場所	日時
にっこり会 *	調整中	最終月曜日 10:00~14:00
たんぼぼ *	中野島老人いこいの家	第4金曜日 10:30~14:00
かざぐるま *	長尾老人いこいの家	第2金曜日 10:00~14:00
ほがらか会 *	長尾老人いこいの家	第4木曜日 10:00~14:00
ひらいサロン	平井宅(宿河原)	第1・3火曜日 10:00~14:00
ありのみ会 *	菅老人いこいの家	第3火曜日 10:00~14:00
菅憩会	菅芝間住宅集会所	第3水曜日 13:30~15:00
いずみ	菅北浦住宅集会所	第2金曜日 13:30~15:30
ホットスペース めだかの地域大学	三田あすみの丘 主催:NPOコスモスの家	第1水曜日 13:30~15:00

*印のある会は、地域包括支援センターも参加しています。

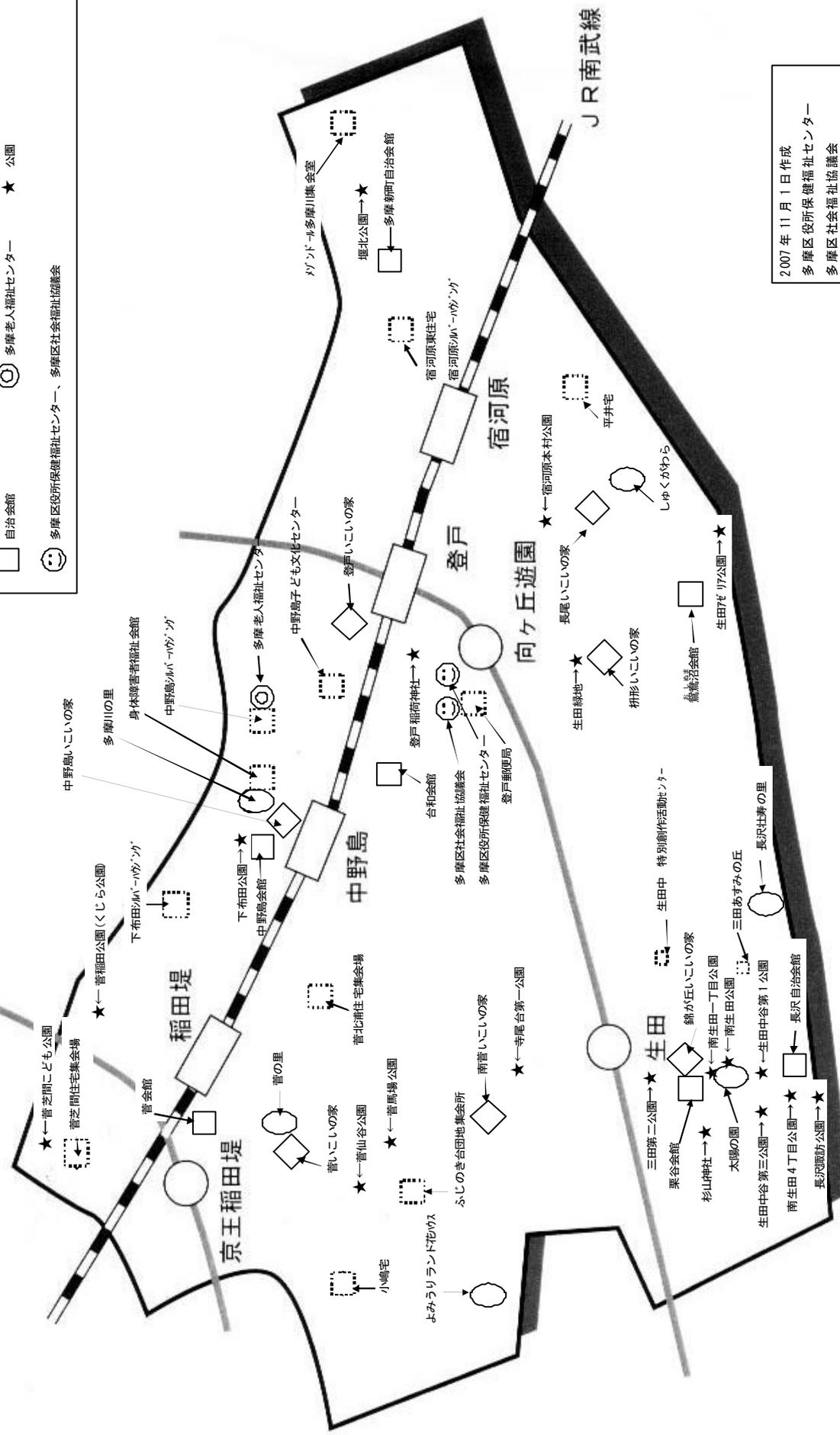
[問い合わせ先] 多摩区役所保健福祉センター
高齢者支援担当 TEL935-3265



多摩区

健康づくり・介護予防マップ

地域包括支援センター
 老人いきいの家
 その他会場
 自治会館
 多摩老人福祉センター
 公園
 多摩区役所保健福祉センター、多摩区社会福祉協議会



2007年11月1日作成
 多摩区役所保健福祉センター
 多摩区社会福祉協議会
 多摩区地域包括支援センター

■第2期あさお福祉計画策定経過

	日 時	議 題
第1回	平成19年 6月22日(金) 午後2時～5時	1. 第2期あさお福祉計画策定スケジュール案 2. 第2期あさお福祉計画策定について 3. 第1期あさお福祉計画の体系説明及び意見・評価について ・第1期実施状況総括表 ・福祉のまちづくり推進モデル事業に関する調査研究報告書 ・ふれあい交流サロン6月までの実施状況
第2回	7月27日(金) 午後1時～4時	1. 区民意見等について ・第1回地域福祉実態調査における麻生区の結果報告 ・地域意見交換会の報告 ・委員の意見書のまとめ 2. 第2期川崎市地域福祉計画骨子案について 3. 第2期あさお福祉計画骨子案について (1期目標から2期基本目標、基本方針への関連図)
第3回	8月28日(火) 午前10時～12時	1. 第2期あさお福祉計画骨子案について ・その1(1期目標から2期基本目標、基本方針への関連図) ・その2(2期骨子案:基本理念、基本目標、基本方針)
第4回	10月30日(火) 午前10時～12時	1. 第2期あさお福祉計画骨子案について (基本目標、基本方針、具体的な事業、事務事業等、所管・主な担い手) 2. あさお福祉計画推進会議の取組と役割について (モデル事業と今年度のまとめ)
第5回	11月16日(金) 午後2時～4時30分	1. 委員意見に対する事務局の考え方 2. 第2期あさお福祉計画 素案(案)について
第6回	12月7日(金) 午後2時～5時15分	1. 第2期あさお福祉計画素案について 2. モデル事業参加者・関係者へのアンケート調査(案)について
第7回	平成20年 1月18日(金) 1時30分～4時	1. 第2期川崎市地域福祉計画素案説明会について 2. 説明会への参加
第8回	2月14日(木) 午後1時30分～ 3時30分	1. 第2期川崎市地域福祉計画素案区民説明会の結果について 2. 区民意見に対する事務局の考え方 3. 第2期あさお福祉計画案について 4. 福祉のまちづくり推進モデル事業に係るアンケート調査結果及び意見交換会について
第9回	3月13日(木) 午後1時30分～4時	1. 第2期あさお福祉計画案について 2. 福祉のまちづくり推進モデル事業に係るアンケート調査結果 3. あさお福祉計画推進会議委員の役割と意見交換会について

■第2期あさお福祉計画推進会議 委員名簿

任期 平成19年4月1日から平成21年3月31日まで

(分野順 敬称略)

	区分	氏名	所属
1	学識	◎ 村井 祐一	田園調布学園大学人間福祉学部
2	学識	川名 正昭	田園調布学園大学人間福祉学部
3	団体推薦	魚本 陽子	麻生区社会福祉協議会
4	団体推薦	高橋 慶子	麻生区町内会連合会
5	団体推薦	野村 衛	麻生区商店街連合会
6	団体推薦	矢澤 耕一	麻生まちづくり市民の会
7	団体推薦	○ 矢野 美千代	麻生区民生委員児童委員協議会
8	団体推薦	田中 君恵	麻生区民生委員児童委員協議会
9	団体推薦	岡本 正子	麻生区民生委員児童委員協議会
10	区民	岡井 作夫	区長が特に認めた者
11	区民	菅原 陽子	区長が特に認めた者
12	区民	中村 紀子	区長が特に認めた者
13	区民	米田 恵子	区長が特に認めた者
14	関係行政機関	小泉 久	麻生区社会福祉協議会地域課長
15	行政	秦野 純一	麻生区役所副区長
16	行政	石井 和明	麻生区役所保健福祉センター所長
17	行政	木下 節子	麻生区役所保健福祉センター副所長

◎委員長 ○副委員長

■あさお福祉計画推進会議設置要綱

(設置)

第1条 あさお福祉計画（以下「福祉計画」という。）を推進するため、あさお福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、福祉計画に関する事項について協議し、その結果を区長に報告する。

(組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の代表
- (3) 市民団体の代表
- (4) ボランティア組織及び社会奉仕団体の代表
- (5) 社会福祉当事者組織及び団体の代表
- (6) 市民公募委員
- (7) 関係行政機関職員
- (8) その他区長が特に認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、委員長が召集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 必要な資料の収集、調査、その他各種の研究を行うため、推進会議に部会を置くことができる。

2 部会は概ね10人以内の委員で組織する。

3 委員は、次の各号に掲げる委員のうちから委員長が任命する。

- (1) 推進会議が選任した者
- (2) 関係行政機関職員
- (3) 社会福祉協議会職員
- (4) 外部有識者
- (5) その他委員長が特に認めた者

4 部会に部会長及び副部会長各1人を置く。

(2) 部会長及び副部会長は委員の互選によるものとする。

(3) 部会長は部会の事務を掌理し、部会の審議経過及び結果を推進会議に報告するものとする。

(4) 部会の会議については、前条の規定を準用する。

(庶務)

第8条 推進会議及び部会の庶務は、麻生区役所保健福祉センター地域保健福祉課において処理する。

(会議の公開)

第9条 推進会議の会議公開については、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例（平成11年3月条例第2号）によるものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるものの他、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮って決める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

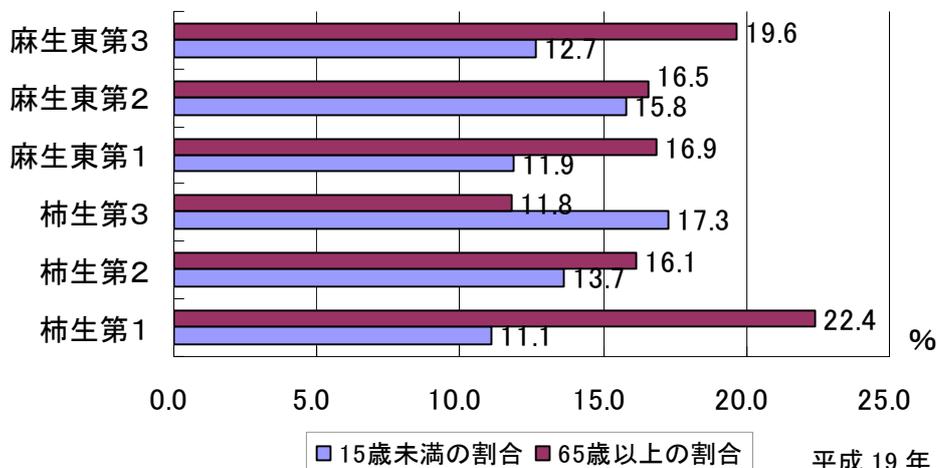
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

■麻生区町丁別人口推移と人口構成

	H15.10	H16.10	H17.12	H18.12	H19.12	H19.12の人口						
						H17.12からの増減数	H17.12からの増加率	15歳未満	15歳未満の割合(%)	65歳以上	65歳以上の割合(%)	
麻生区	147,309	149,109	152,856	156,571	160,559	7,703	0.050	22,484	14.0	27,137	16.9	
王禅寺	532	524	518	532	546	28	0.054	71	13.0	166	30.4	
王禅寺西1～8丁目	10,951	10,994	10,960	10,950	10,745	△ 215	△ 0.020	1,352	12.6	2,554	23.8	
王禅寺東1～6丁目	10,941	10,828	10,844	10,885	10,761	△ 83	△ 0.008	1,276	11.9	2,593	24.1	
虹ヶ丘1～3丁目	5,389	5,290	5,179	5,094	5,122	△ 57	△ 0.011	448	8.7	1,140	22.3	
白山1～5丁目	6,887	6,752	6,669	6,481	6,408	△ 261	△ 0.039	572	8.9	1,073	16.7	
(柿生第1地区民児協)	34,700	34,388	34,170	33,942	33,582	△ 588	△ 0.017	3,719	11.1	7,526	22.4	
岡上	6,487	6,462	6,613	6,683	6,688	75	0.011	824	12.3	918	13.7	
上麻生・上麻生1～7丁目	16,145	16,421	16,661	17,426	17,394	733	0.044	2,564	14.7	2,666	15.3	
下麻生・下麻生1～3丁目	6,342	6,360	6,391	6,277	6,228	△ 163	△ 0.026	761	12.2	1,256	20.2	
早野	620	630	633	628	635	2	0.003	75	11.8	153	24.1	
(柿生第2地区民児協)	29,594	29,873	30,298	31,014	30,945	647	0.021	4,224	13.7	4,993	16.1	
片平・片平1～8丁目	9,343	9,316	9,237	9,397	9,675	202	0.047	1,440	14.9	1,356	14.0	
栗木・栗木1～3丁目	953	952	1,004	1,020	1,048	44	0.044	170	16.2	140	13.4	
栗木台1～5丁目	3,720	3,827	4,407	4,537	4,460	53	0.012	820	18.4	561	12.6	
栗平1～2丁目	2,233	2,274	2,321	2,679	2,736	415	0.179	514	18.8	329	12.0	
黒川	2,426	2,845	4,432	2,413	2,483	△ 1,949	△ 0.440	439	17.7	236	9.5	
五力田・五力田1～3丁目	2,714	2,708	2,845	2,938	3,042	197	0.069	487	16.0	373	12.3	
白鳥1～4丁目	3,288	4,208	4,755	5,080	5,225	470	0.099	914	17.5	684	13.1	
はるひ野1～5丁目				2,954	3,480	3,480			806	23.2	220	6.3
古沢	383	367	465	512	377	△ 88	△ 0.189	36	9.5	101	26.8	
万福寺・万福寺1～6丁目	1,952	2,230	2,453	2,740	5,679	3,226	1.315	982	17.3	527	9.3	
南黒川	249	286	293	288	289	△ 4	△ 0.014	39	13.5	22	7.6	
(柿生第3地区民児協)	27,261	29,013	32,212	34,558	38,494	6,046	0.195	6,647	17.3	4,549	11.8	
高石1～6丁目	15,057	14,966	15,104	15,170	15,369	265	0.018	1,859	12.1	2,459	16.0	
多摩美1・2丁目	2,665	2,613	2,535	2,523	2,540	5	0.002	268	10.6	562	22.1	
(麻生東第1地区民児協)	17,722	17,579	17,639	17,693	17,909	270	0.015	2,127	11.9	3,021	16.9	
千代ヶ丘1～9丁目	9,208	9,198	9,147	9,163	9,137	△ 10	△ 0.001	1,392	15.2	1,656	18.1	
金程1～4丁目	3,864	3,881	3,922	3,907	3,902	△ 20	△ 0.005	514	13.2	742	19.0	
細山・細山1～8丁目	6,733	6,918	7,178	7,361	7,491	313	0.044	1,303	17.4	1,120	15.0	
向原1～3丁目	2,742	2,825	3,009	3,145	3,168	159	0.053	539	17.0	403	12.7	
(麻生東第2地区民児協)	22,547	22,822	23,256	23,576	23,698	442	0.019	3,748	15.8	3,921	16.5	
東百合丘1～4丁目	7,911	7,908	7,884	7,945	8,012	128	0.016	1,119	14.0	1,534	19.1	
百合丘1～3丁目	7,574	7,526	7,397	7,843	7,919	522	0.071	900	11.4	1,593	20.1	
(麻生東第3地区民児協)	15,485	15,434	15,281	15,788	15,931	650	0.043	2,019	12.7	3,127	19.6	

* データは「川崎市の統計情報」より

年少人口・老年人口の比較(地区民児協別)

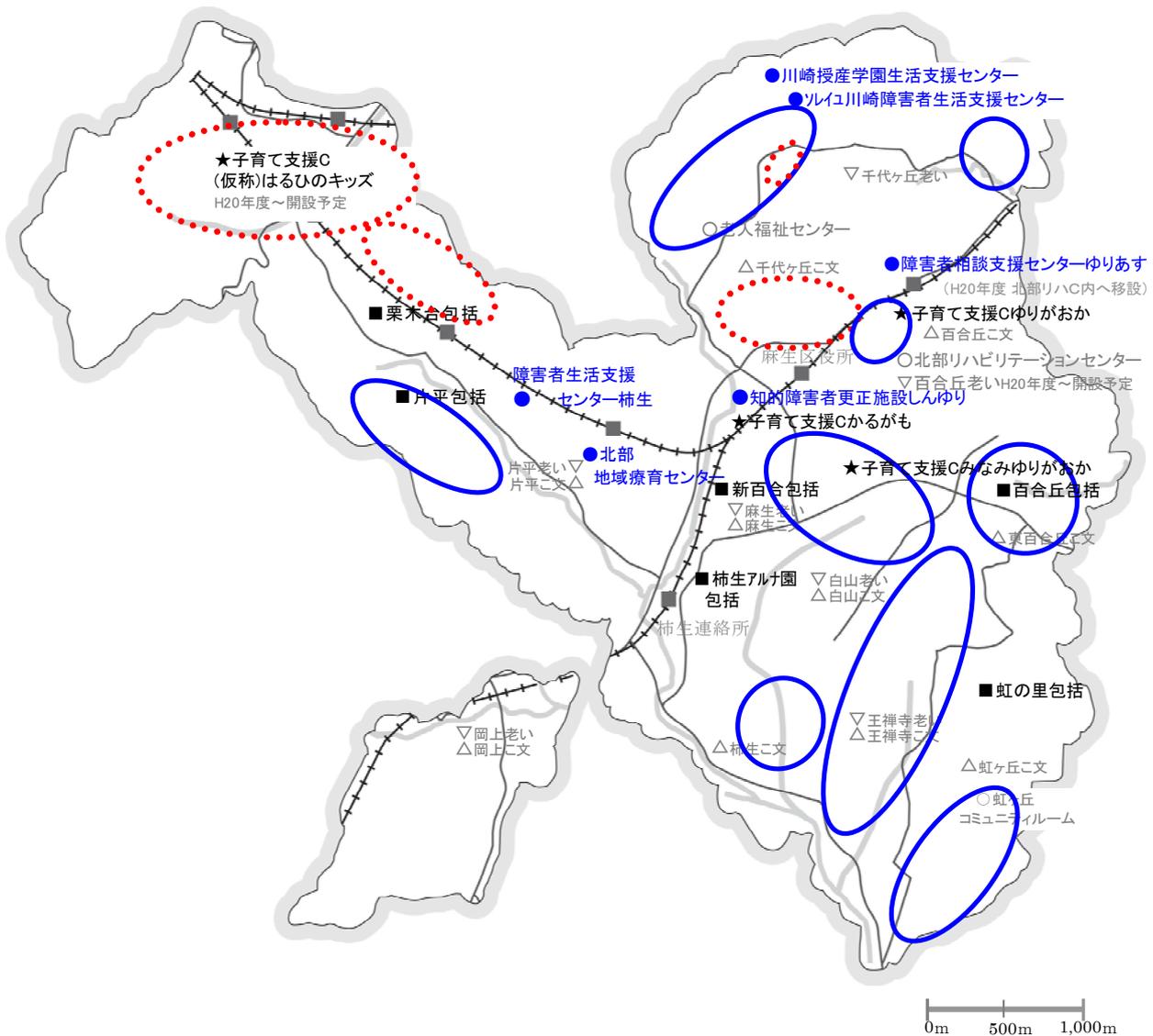


■麻生区町丁別にみた地区組織

町丁	主な町内会・自治会	地区民児協	地区社協
王禪寺	王禪寺町内会	柿生第1	
王禪寺西1～8丁目	百合ヶ丘勸交会、弘法の松親和会、中日本高速道路(株)百合ヶ丘社宅自治会、三井山百合会、※百合ヶ丘ガーデンマンション管理組合、王禪寺みどり町会、日生百合ヶ丘自治会、吹込町内会、興人柿生自治会、日光台自治会、柿生美山台自治会、柿生新橋町会、市営真福寺住宅自治会、真福寺町内会、サ・ガーデン麻生台自治会、麻生台団地自治会		
王禪寺東1～6丁目	三井百合ヶ丘第三地区自治会、日生百合ヶ丘自治会(再掲)、新万福寺町内会、新百合ヶ丘自治会、王禪寺町内会(再掲)、新百合ヶ丘第5住宅地自治会、※コートヒルズ王禪寺自治会、※王禪寺どんぐり山自治会		
虹ヶ丘1～3丁目	虹ヶ丘1丁目自治会、虹ヶ丘団地2丁目自治会、虹ヶ丘3丁目団地自治会、※虹ヶ丘3丁目町内会		
白山1～5丁目	さつき第2自治会、※新ゆりグリーンタウン白山1丁目第1管理組合、白山けやき自治会、※白山3丁目管理組合、グリーンタウン白山ボプラ自治会、※グリーンタウン白山4丁目第3管理組合、※アカシア自治会		
岡上	岡上町内会、岡上西町会	柿生第2	柿生地区社協
上麻生 上麻生1～6丁目	上麻生東町内会、新百合ヶ丘駅南町内会、百合ヶ丘勸交会(再掲)、マインティ新ゆり町内会、新百合ヶ丘レガートプレイス管理組合、※コフォール新百合ヶ丘管理組合、山口台自治会、柿生駅前町内会、サープラス柿生自治会、柿生美山台自治会(再掲)、上麻生東町内会、亀井自治会、※コホタイプハウス柿生管理組合		
下麻生 下麻生1～3丁目	新百合ヶ丘第5住宅地自治会、麻生台団地自治会(再掲)、下麻生自治会		
早野	早野町内会		
片平 片平1～8丁目	片平町内会、小田急さつき台自治会、北トピア自治会、さつき台自治会、※プラウティア五月台管理組合		
栗木 栗木1～3丁目 栗木台1～5丁目	栗木町内会、栗木台自治会、栗木台ハイム自治会	柿生第3	
栗平1・2丁目	栗平白鳥自治会、栗木町内会		
黒川	黒川町内会		
五力田 五力田1～3丁目	五力田町内会、小田急さつき台自治会(再掲)、さつき台自治会(再掲)、※パストラルハイム五月台管理組合、※プラウティア五月台Ⅱ自治会		
白鳥1～4丁目	栗平白鳥自治会(再掲)、片平町内会(再掲)、栗木町内会(再掲)、五力田町内会		
はるひ野1～5丁目	はるひ野町内会、※リーテンスクエアはるひ野管理組合		
古沢	古沢町内会、※コプラタイプハウス麻生管理組合		
万福寺 万福寺1～6丁目	万福寺町内会、緑ヶ丘自治会、新万福寺町内会		
南黒川	黒川町内会	麻生東第1	
高石1～6丁目	高石町会、第二百合ヶ丘ハイム自治会、読売ランド前ハイム自治会、※ライオンズガーデン百合ヶ丘自治会、水暮町会、高石団地自治会、キャッスル百合ヶ丘管理組合、パークハイム百合ヶ丘管理組合、※ベルヴィュー百合ヶ丘管理組合、西塔之越自治会、小田急分譲地自治会、※コスモ百合ヶ丘マンション自治会、イトピア百合ヶ丘ガーデンハイム管理組合		
多摩美1・2丁目	多摩美町会、四つ葉町会、扶桑町会、若葉町会、内野自治会、栗美台町会、多摩美みどり町会、多摩美こぶし町会		
千代ヶ丘1～9丁目	有楽自治会、千代ヶ丘自治会、千代ヶ丘町会、千代ヶ丘中間自治会、	麻生東第2	麻生東地区社協
金程1～4丁目	金程富士見会、金程町会		
細山 細山1～8丁目	細山町会、細山ジャンホール町会、内野自治会(再掲)、大成建設百合ヶ丘社宅自治会、三井細山自治会、※コース細山自治会		
向原1～3丁目	向原町会	麻生東第3	
東百合丘1～4丁目	塔之越自治会、ラムズ自治会、サンライトヒルズ百合丘自治会、塔之越睦会、西塔之越自治会(再掲)、エスポワール東百合ヶ丘自治会、東百合丘若草自治会、餅坂自治会、東百合丘さくら町会、東百合丘町会、サニーハウス百合ヶ丘管理組合、リズボット百合ヶ丘管理組合、東百合丘しおみ会、三井百合丘第二地区自治会、百合ヶ丘ヒルズ管理組合、百合ヶ丘ハイコーポ管理組合、青葉会、野村自治会		
百合丘1～3丁目	百合丘1丁目町会、百合丘2丁目町会、市営サンラル百合丘自治会、サンラル百合丘自治会、百合丘公園団住宅第二団地自治会、百合丘3丁目町会、百合ヶ丘みずき街自治会		

※は麻生区町会連合会以外の町会 ・「地区民児協」とは「麻生区民生委員児童委員協議会」を構成する6地区民生委員児童委員協議会のこと ・「地区社協」とは麻生区内にある「地区社会福祉協議会」のこと

■麻生区地域福祉マップと特徴的エリア



⊙ **子どもの多い地域（年少人口20%以上）**
 栗木台1・3、栗平2、白鳥4、はるひ野1-3・5、万福寺3、千代ヶ丘5

○ **高齢者の多い地域（老年人口20%以上）**
 王禅寺、王禅寺西1-4・6・7、王禅寺東1-5、虹ヶ丘2、白山1、上麻生2、下麻生、下麻生1、早野、片平、片平3、栗木、栗木台5、白鳥2、古沢、多摩美1、千代ヶ丘4・7・9、金程1・3、東百合丘1・2・4、百合丘2

(平成19年12月現在)

- ★: 地域子育て支援センター
「子育て支援C」: 「地域子育て支援センター」の略
- : 地域包括支援センター
「包括」: 「地域包括支援センター」の略
- : 障害者生活支援センター
「リハC」: 「リハビリテーションセンター」の略
- △: こども文化センター
「こ文」: 「こども文化センター」の略
- ▽: 老人いこいの家
「老い」: 「老人いこいの家」の略

麻生区福祉のまちづくり推進モデル事業における 地域意見交換会まとめ

1 実施主体	第1期あさお福祉計画推進会議
2 対象	片平地区及び柿生地区の住民
3 方法	ワークショップ形式
4 片平会場	日時 平成18年11月30日(木) 13:00~15:30 会場 片平老人いこいの家 参加人数 57人(内訳 一般市民40人、推進会議委員12人、事務局など5人)
5 柿生会場	日時 平成18年12月3日(日) 13:00~16:00 会場 柿生地区会館 参加人数 44人(内訳 一般市民30人、推進会議委員9人、事務局など5人)

【片平地区の地域福祉課題】

- つながり**：世代間、身近な人々、健常者と障害者などで交流機会が少ない。
- 引きこもりがちな高齢者世帯（特に一人暮らし）のお手伝い、話し相手が必要である。
 - 近隣の人との交流が少ない（特にマンション世帯）。
 - 転入者が多いせいか、地域でのマナーが上手く守られていない傾向にある。
 - 登下校時の児童・生徒とのあいさつができるようにしたい。
 - 学校と地域とのつながりが必要。
 - 子どもと高齢者との交流が少ない。
 - 高齢者施設がたくさん立地するが、孤立して地域との交流が薄い。
 - 地域の抱えている課題を話し合える機会が少ない。
 - 共働き世帯が、子どもを安心して預けられる環境を。

- 場所**：身近な地域に様々なひとびとが集い、活動できる交流の場が必要。
- より身近な地域に交流の場が必要。
 - 年齢をこえた交流(幼児、学童、子育て期の母親、高齢者など)を身近でできる場が少ない。
 - 高齢者との交流の場が必要。高齢者の集まりの中に、子どもや障害者が交流を持てるようにしたい。
 - 健常児と障害児があたり前に交流できる場所がほしい。
 - 子育てサークルなどの活動団体同士が気軽に交流できる機会、場所が少ない。
 - 商業施設、集会場の少なさなどから、新旧住民の交流の場が少ない。
 - 中学生が活動できる場所が少ない。

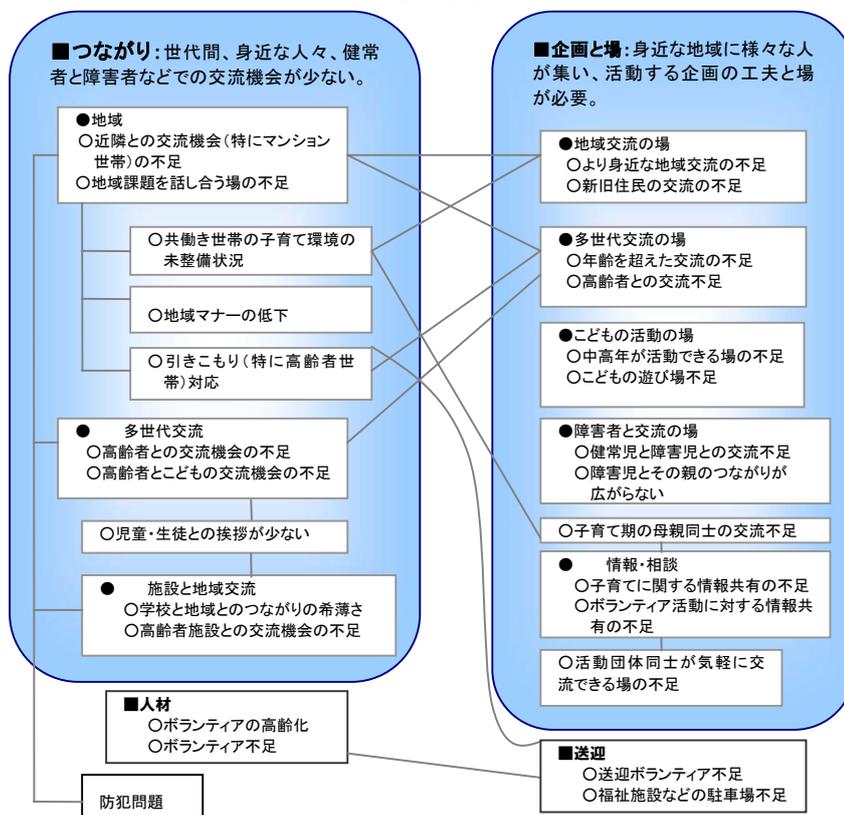
- 子どもがのびのびと遊べる場所がほしい。
- 地域に積極的に出られない、障害を持つ乳幼児(母子)がつながりをつくれる場所が少ない。
- 子育ての悩みを話せて、子育て経験を共有できる場があったらよい。

- 人材**
- ボランティアが高齢化しつつ、その担い手が少ない。

- 情報・相談**
- ボランティア活動や高齢者支援、子育てなどに関して情報を共有できる場が必要である。

- 送迎**
- 山坂の多い地理的条件、道路の整備状況、交通手段の不足、施設での駐車場不足、人手不足などから、高齢者の送迎が大変である。

【片平会場の意見のまとめ】



【柿生地区の地域福祉課題】

■**つながり**：地域、高齢者、活動団体、異世代間の交流が上手く進まない。

- 地域に関わらない高齢者が多い（特に転入者、1～2人世帯）。
- ひきこもりの人への対応をどうするか。
- 近隣との交流が少ない。
- グループやサークル間の連携や協力が進まない。
- 高校生のためのサークル活動があまり行われていない。
- こどもと同世代の障害のあるこどもとの交流が必要。
- 登下校時の児童とのあいさつが必要。
- 母親が息抜きできる仕組みが必要。

■**場所**：地域住民、特に高齢者、若者、こどもにとって身近な地域で活動や会合する場が不足。

- 身近な地域で、活動や会合をする場所が足りない。
- 日頃集まれる場所がほしい。
- 高齢者が多いため、気軽に集まれる交流の場が歩いて行ける範囲にほしい。
- マンションの高齢者世帯が増加している。ふれあえる場が必要。
- 若者の活動の場所が少ない。
- こどもが思いっきり遊べる場がほしい。

■**人材**：高齢化等によるボランティア不足から、高齢者支援、育児等の担い手が不足。

- 高齢化によるボランティアの減少、ボランティアの新たな担い手の不足（後継問題）。
- 自治会構成員が高齢化している。
- 高齢者が身近な地域で話し合える相手（ボランティア）がほしい。○高齢者（特に一人暮らし）を支援する担い手が必要。
- 気軽に育児を頼める人がほしい。
- こどもや高齢者に自分の

趣味や特技を教えてくれる先生がほしい。

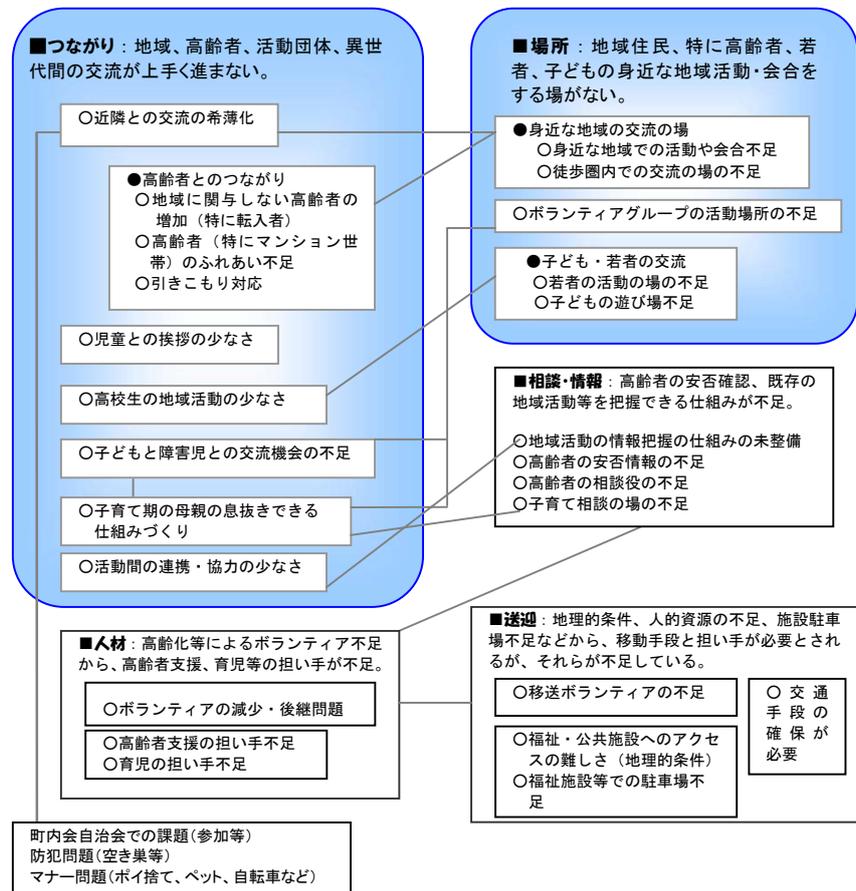
■**情報・相談**：高齢者の安否確認、既存の地域活動等を把握できる仕組みが不足。

- 近所の高齢者の情報を把握できない。
- 地域の既存活動を把握する仕組みが必要。
- 高齢者の聞き役がほしい。
- 子育てについて、気軽に相談できる場が必要。

■**送迎**：地理的条件、人的資源の不足、施設の駐車場不足などから、移手段と担い手が必要とされるが、それらが不足している。

- 福祉施設、公共施至る道は坂が多く、高齢者には行きにくい。
- 移送する人と交通手段の確保が必要。
- 福祉施設等に駐車場が不足。送迎用の駐車場がほしい。

【柿生地区の意見のまとめ】



■ 具体的な事業一覧

基本目標	基本方針	基本施策	事業No	計画期間(H20～22年度)の取組	所管・主な担い手			
I 区民に身近な保健福祉センターを目指します	1 利用しやすい窓口をつくり、区民ニーズに対応した保健福祉情報を提供します	(1) こどもの相談窓口及び子ども関連情報の充実	1111	こども相談窓口の充実	◎	こども総合支援		
			1112	こども情報コーナーの管理運営		こども総合支援		
			1113	区ホームページ「キッズページ」の充実		こども総合支援		
		(2) 窓口機能の円滑な運営と情報管理	1121	相談事業の充実		各課		
			(3) 保健・福祉情報の発信と充実	1131	市政だより・区ホームページへの情報発信事業		健康づくり	
		1132		タウン誌への情報発信		健康づくり		
		(4) 子育て中の親と協働による子ども関連企画の充実	1141	親子ハーモニーランドinあさお事業	★	児童・家庭支援	親子ハーモニーランド実行委員会	
			1142	あそぼう！あさおキッズ事業	★	児童・家庭支援	親子ハーモニーランド実行委員会	
		(5) 子育てに身近な生活情報の発信	1151	子育てカレンダーの掲載		児童・家庭支援	子育て関係機関	
		(6) 地域包括支援センターとの連携と地域活動支援	1161	地域包括支援センター連絡会の実施		高齢者支援	地域包括支援センター	
			1162	高齢者虐待相談支援体制の充実		高齢者支援		
			1163	成年後見人制度の窓口対応充実		高齢者支援		
		(7) 専門分野の相談の場の確保と円滑な利用支援	1171	一般精神保健相談・老人精神保健相談の実施		障害者支援		
			1172	社会的ひきこもり相談の実施		障害者支援		
	1173		子どもの虐待予防教室の実施		児童・家庭支援、こども総合支援			
	2 個人、地域にあわせた保健福祉サービスを提供し、正しい知識の普及啓発を行います	(1) 専門性、個性の高い相談・講座の提供と各種自主グループの紹介	1211	健康相談、健康教育、個別健康教育、(仮称)若年健診保健指導事業の実施		健康づくり		
			1212	1000g未満の未熟児の会、多胎児の会への支援		児童・家庭支援		
		(2) 精神疾患への正しい知識の普及と啓発	1221	精神保健家族講座の実施		障害者支援		
			1222	アディクションセミナーの実施		障害者支援	ASAO健康井戸端会議	
		(3) 正しい知識の普及と介護予防	1231	認知症・うつ予防講座の実施	◎	高齢者支援		
			1232	介護予防一般高齢者への支援	◎	健康づくり		
	1233	介護予防特定高齢者への支援	◎	健康づくり	食生活改善推進員連絡協議会			
	3 各地域の保健福祉課題をより具体的に把握し、区民と共有します	(1) 保健福祉課題の的確な把握と分析	1311	麻生区保健福祉実態調査		企画		
1312			子育てグループの状況調査	★	こども総合支援	区社協		
1313			ひとり暮らし等高齢者見守り事業		高齢者支援	民生委員		
(2) 小地域の取組推進		1321	小地域のつながりネット支援事業	★	企画			
II 区民主体の地域福祉活動を支援します		1 地域における保健福祉活動を支援します	(1) 地域の子育て支援の充実	2111	子育て交流広場への支援		児童・家庭支援	地域子育て支援センター ゆりがおか、こ文(千代ヶ丘・東百合丘・片平・岡上・柿生)、高石保育園
	2121			子育て人材バンクの運営	★	こども総合支援	子育て人材バンク事務局	
	(3) 活動団体の情報交換と交流促進		2131	健康づくりグループ間の情報交換支援		健康づくり	各種健康づくりグループ	
	(4) 地域で支えあう介護予防活動の促進		2141	介護予防グループへの支援	◎	高齢者支援	リハビリグループ、ミニデイサロン、老人会、転倒予防体操グループ等	
	(5) 地域に定着している福祉活動の更なる発展		2151	わたしの町すこやか活動支援事業の活動支援		高齢者支援	柿生西地区・虹ヶ丘地区・岡上地区・塔之越地区・麻生区すこやか体操	
		2152	介護支援グループへの支援		高齢者支援 障害者支援	はなみずきの会		
	2 保健福祉活動の担い手の育成と活躍の場づくりを推進します	(1) ボランティア活動への参加促進	2211	食生活改善推進員養成教室、運動普及推進員養成教室の充実	◎	健康づくり	麻生区食生活改善推進員連絡協議会、あさお運動普及推進員の会	
			(2) 保健福祉分野のボランティア養成	2221	麻生区食生活改善推進員連絡協議会定例会への支援		健康づくり	麻生区食生活改善推進員連絡協議会
				2222	あさお運動普及推進員への支援		健康づくり	あさお運動普及推進員の会
				2223	ヘルスボランティア講座の実施		高齢者支援	
2224		精神保健ボランティア講座の実施		障害者支援	区社協 ASAO健康井戸端会議			
(3) ボランティア力を発揮する場づくり		2231	区社協育成のボランティアグループとの連携		児童・家庭支援	グッドネイバース		
		2232	外国人のための医療相談ボランティアの育成支援		地域振興課まちづくり、他	(市民活動団体)		

◎は重点事業、★は平成20年度麻生区協働推進事業、「所管」は平成19年度の組織です。

基本目標	基本方針	基本背景	事業No	計画期間(H20～22年度)の取組		所管・主な担手	
(II) つづき	3 区民の健康づくりを推進します	(1) 健康づくりとボランティア活動の推進	2311	あさお体験ウォーク事業	◎ ★	健康づくり 麻生区ウォーキング推進実行委員会	
			2312	公園de健康づくり事業	◎ 一部★	健康づくり あさお運動普及推進員の会、麻生区ウォーキング推進実行委員会	
			2313	麻生区家族みんなで朝ご飯ばくばく野菜推進事業	◎ ★	健康づくり 麻生区食生活改善推進委員連絡協議	
		(2) 区民ニーズを的確に把握した健康	2321	麻生区健康づくり推進会議の実施		健康づくり	
			2322	老人保健連絡麻生地区協議会の見直し		健康づくり	
			2323	医師会意見交換会の実施		健康づくり	麻生区医師会
III 地域の福祉ネットワークづくりに取り組みます	1 社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、町内会・自治会、市民活動団体、関係機関などとの連携を推進します	(1) 地域福祉を支える関係者の育成・支援	3111	子ども関連ネットワーク会議による連携	◎	こども総合支援 子育て関係機関・団体等	
			3112	民生委員・児童委員活動の支援		企画 麻生区民生委員児童委員協議会	
	2 支え合いの仕組みづくりと地域福祉課題への取組を推進します	(1) 保健福祉課題の共有化と地域ぐるみの対応	3121	福祉まつりの見直し充実	★	企画・健康づくり 区社協	
			3211	地域包括支援センター運営協議会による連携		高齢者支援 地域包括支援センター	
			3212	麻生区障害者自立支援協議会による連携	◎	障害者支援 障害者生活支援センター	
			3213	地域ケア連絡会議の実施		高齢者支援 地域包括支援センター、区社協、ケアマネ、民生委員など	
			1313	(再掲)ひとり暮らし等高齢者見守り事業		高齢者支援 民生委員	
			3221	あさおSOSネットワークの充実		高齢者支援 地域包括支援センター、区社協など	
	3 災害時における高齢者や障害者等の地域支援体制づくりを支援します	(1) 高齢者、障害者等への災害対策	3311	高齢者、障害者等への災害対策啓発		総務企画課・地域振興課・企画・高齢者支援・障害者支援	
			3312	高齢者、障害者等の避難支援		総務企画課・地域振興課・地域安全 町内会・自治会、自主防災組織など 実行委員会など	
	IV 福祉地域の資源(人・物・場)を活かした	1 高齢者、障害者、子育て中の親が積極的に社会活動に参画できる環境づくりを支援します	(1) 分野を超えた交流の場の促進と生きがいづくり	4111	障害者のためのバリアフリーコンサートの実施	★	地域振興課まちづくり
				4112	マタニティコンサート事業	★	こども総合支援 昭和音楽大学卒業生
4113				小学校・昭和音楽大学交流コンサート	★	こども総合支援 昭和音楽大学、区内小学校	
2 地域における学校との連携により保健福祉課題への取組を推進します		(1) 大学等連携事業の推進	4112	(再掲)マタニティコンサート事業	★	こども総合支援 昭和音楽大学卒業生	
			1142	(再掲)あそぼう! あさおキッズ	★	こども総合支援 公立保育園、田園調布学園大学、親子ハーモニーランド実行委員会	
			4113	(再掲)小学校・昭和音楽大学交流コンサート	★	こども総合支援 昭和音楽大学、区内小学校	
			4211	障害児への交通安全教室の実施		地域振興課地域安全 県立麻生養護学校	
3 地域にある施設の有効利用を推進します	(1) 区民による区民のための市民活動支援の拠点との連携	4311	麻生市民交流館やまゆりの活用促進	★	地域振興課まちづくり あさお市民活動サポートセンター		

◎は重点事業、★は平成20年度麻生区協働推進事業、「所管」は平成19年度の組織です。

用語説明

【用語説明】

【あんしんセンター】

認知症などで判断能力が低下している高齢の方や、障害のある方で、福祉サービスの利用契約や日常的な金銭管理などの支援を必要とされる方に、成年後見制度の利用に向けた相談・支援や日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の金銭管理サービス等を提供し、安心して地域で生活できるよう支援を行う機関として（福）川崎市社会福祉協議会が設置しています。

【医療安全相談センター】

市内の医療機関に関する患者からの苦情及び相談等に対応します。

【介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画】

「介護保険事業計画」と「高齢者保健福祉計画」を一体的に策定しており、「介護保険事業計画」は、介護保険法第117条に基づき、介護保険給付サービスの見込量とその確保策、制度の円滑な実施に向けた取組内容を定める計画です。「高齢者保健福祉計画」は、老人福祉法第20条の8、老人保健法第46条の18に基づき、介護保険制度とそれ以外のサービスを組み合わせ、健康づくり・いきがづくりなど高齢者総体に地域における福祉水準の向上をめざす計画です。平成12年度より、一体的に策定しており、現在は、第3期の計画となります。

【（福）川崎いのちの電話】

精神的危機に直面し、助け・慰め・励ましを求めている人々に電話による対話の場を提供し、悩みの軽減又は解放を図り健全な社会人として生活できるよう援助することを目的としています。

【かわさき子ども「夢と未来」プラン】

「次世代育成支援対策推進法」に基づく市町村行動計画であると同時に、平成10年に策定した「かわさき子ども総合プラン」を継承する計画として位置付け、平成17年に策定しています。

【川崎再生ACTIONシステム】

「川崎新時代 2010 プラン」の評価・進行管理のツールとして、中期計画事業の評価・進行管理システムを実施してきましたが、評価制度について見直しを行い、当面の大きな課題である行財政改革の着実な推進と新たな総合計画の策定に寄与することを目的として、平成 15 年度から全ての事務事業を対象として行財政改革の視点から点検を行う新たな評価制度（事務事業総点検）を構築しました（通称：川崎再生 ACTION システム）。

【川崎再生フロンティアプラン】

これからの川崎のまちづくりの全体的な枠組みや方向性を明らかにするとともに、社会環境の変化に対応する経営プランとするため、10年間の「基本構想」と3年間の「重点戦略プラン」及び「実行計画」からなる新総合計画として、平成 17 年に策定しました。現在、平成 20 年度からの新・実行計画を策定しています。

【(財)かわさき市民活動センター】

平成 15 年 4 月に全市的支援拠点として川崎ボランティアセンターを再整備し、市内のボランティア・市民活動団体に対する支援組織として、情報の共有化、人材育成、市民活動団体や行政との調整機能、団体間のネットワークの共有と構築などの役割を担います。

【高齢社会福祉総合センター】

高齢者の在宅福祉事業と、施設福祉事業の総合的展開及び保健福祉事業等を一体的に推進することを目的とし、「人材開発研修センター」「保健福祉研究センター」「特別養護老人ホーム・長沢壮寿の里」の3部門からなる高齢者のための総合福祉施設（介護実習・普及センター）です。

【こころの相談所】

精神保健福祉医療について、本人、家族に対して相談、診療等を行います。

【災害時要援護者の把握等体制整備】

災害時に、自力で非難することが困難な災害時要援護者の方々から名簿登録の申し込みをしていただき、地域の支援組織に名簿を提供し、地域において共助による避難支援体制づくりを行う「災害時要援護者避難支援制度」を平成19年12月より、実施しています。

【社会的ひきこもり】

自宅を中心とした生活で、就学・就労といった社会参加ができないか、あるいはしていない状態が6カ月以上継続している者を指します。明らかな精神疾患や、就学・就労していなくても、家族以外の友人などと親密な人間関係が維持されているケースは除かれます。

【障害者生活支援センター】

地域の障害者等の福祉に関する問題について、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、サービス利用計画の作成、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を総合的に提供します。

【新・かわさきノーマライゼーションプラン】

障害者基本法第9条に基づき、本格的な地域生活の支援に向けた取組の方向性を明らかにし、本市の総合計画の推進と障害者福祉の充実を図る指針として、平成9年から平成22年までの14年計画として策定した「かわさきノーマライゼーションプラン」の中間改定として平成16年に策定しました。

【人権オンブズパーソン】

子どもの権利の侵害や男女平等にかかわる人権侵害を受けたと思う市民が、簡易に安心して、人権オンブズパーソンに相談や救済の申立てができます。こうした相談や救済の申立てに対して市民自らが解決できるように助言や支援を行ったり、必要に応じて関係者の調査や調整を行ったりして解決に努め、人権が尊重される地域社会の形成を目指します。

【精神保健福祉センター】

地域精神保健福祉活動の中核施設として、調査研究、普及啓発、相談指導、組織育成、電話相談等を行います。また、複雑困難なケースへの対応や保健福祉センターへの技術指導援助を行うほか、自立支援医療（精神通院）・精神障害者保健福祉手帳の事務、精神科に入院している方に法に基づく適切な医療が提供されているかどうかの審査も行います。

【総合福祉センター】

福祉に関する情報の収集及び提供等の事業を行うとともに、市民による福祉活動を支援することにより、市民が主体となる地域福祉活動の推進を図り、市民の福祉の増進に寄与することを目的に設置された全市的な地域福祉の推進拠点です。第1期川崎市地域福祉計画に基づき、平成18年9月1日に、従来の「中原会館」の機能を転換し、「総合福祉センター」として設置されました。

【第三者委員】

社会福祉法第82条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされています。そのため、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置することとしています。

【第三者評価事業】

社会福祉基礎構造改革の一環として、福祉サービスの質の向上と利用者の選択に資するため、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業です。

【地域子育て支援センター】

子育て家庭への相談・助言や情報の提供、子育てサークルやボランティアの育成・支援、地域の保育ニーズに対応するため、地域全体で子育てを支援する拠点として設置しています。

【地域福祉コーディネーター】

地域福祉の推進には、住民による主体的な活動と、行政や民間の多様な主体が協働し、それぞれが役割を果たしていくことが大切です。そのため、生活課題やニーズを発見し、受け止め、地域資源（情報・人・場所など）を結び、地域での生活を支えるネットワークの中心になる人材の役割が重要となります。そうした人材を「地域福祉コーディネーター」と総称して、その普及育成等に取り組んでいます。

【地域福祉情報バンク】

総合福祉センターに設置し、総合相談窓口における福祉全般の相談受付、社会福祉・保健及びその他関連分野の情報を収集し、福祉保健従事者、関係機関またはそれらに関心のある方に提供しています。

【地域包括支援センター】

援助を必要とするお年寄りやその家族等の方が、身近なところで、気軽に専門家に相談できるとともに、各種保健・福祉サービスを総合的に受けられます。

【地域療育センター】

発達遅滞、情緒障害、言語障害、聴覚障害、視覚障害、肢体不自由などの障害をもつ児童、およびそれらの疑いのある児童に対して療育相談、治療、訓練、保育、診療などを行う機関です。

【聴覚障害者情報文化センター】

聴覚障害者のために、手話または字幕入りビデオテープの貸出など情報提供を行うとともに、手話通訳者や要約筆記者の派遣・養成および各種相談事業等を行う施設です。

【日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）】

認知症高齢者や障害のある方など判断能力が十分でない方や身体に障害がある方々が、自立した地域生活をおくれるように、財産や生活等に関する総合相談や専門相談をお受けします。また、ご相談の内容に応じて、ご希望をうかがいながら、福祉サービス利用援助や日常的金銭管理サービス及び書類等預かりサービスを提供します。本市においては、平成20年度から地域福祉権利擁護事業という名称を、国の改定に伴い「日常生活自立支援事業」に変更しています。

【福祉教育プログラム】

川崎市社会福祉協議会が、地域福祉活動推進計画に基づき、学校における「総合的な学習の時間」等への対応を図るため、平成18年に作成しました。

【福祉人材バンク】

地域住民に福祉についての啓発を行うとともに、福祉人材の育成及び潜在福祉人材の就労促進に必要な事業を実施し、福祉人材確保対策の推進を図ることを目的として設置しています。

【福祉総合情報システム（福祉ナビ）】

福祉サービスの向上のため、介護保険・老人医療・生活保護業務をはじめとした情報システム。インターネットや設置端末により、各種情報提供を行っています。

【福祉のまちづくり普及事業】

川崎市福祉のまちづくり条例に基づき、新しく建築物や駐車場、駅、道路、公園などの施設をつくる時に障害者等の利用に配慮した整備をすることを求めるとともに、すでにある施設についても、障害者等に配慮した整備の努力を求めています。

【福祉パル】

地域住民に福祉活動の場を提供し、各種講習会の開催、福祉の相談広報活動等を行うなど、地域福祉活動の総合的拠点施設として、各区に設置しています。

【ホームレス自立支援実施計画】

平成14年に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が成立したことに伴い、野宿生活を前提とした緊急援護からホームレスの自立につながる生活づくり支援へと施策を転換し、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決が図られることを目的に、平成16年に策定しました。

【母子福祉センター】

母子家庭・寡婦の皆様に、(1)各種相談・情報の提供 (2)講座・研修の実施 (3)福祉活動の場の提供を行います。

【ボランティア活動振興センター】

ボランティア活動についての相談、情報の提供、調査・研究、広報・啓発、研修等の実施や市内ボランティアグループの育成・援助などボランティア活動の連絡調整・ネットワークづくりの推進などを目的として、(社)川崎市社会福祉協議会が設置しています。

【ボランティアコーディネーター】

ボランティアセンターや、施設・企業・学校などのボランティア活動推進団体や機関で「ボランティア活動をしたい」という人と、「ボランティアを必要としている」人に双方の希望に合った活動を紹介したり、相談や助言、情報提供、講座・研修などの開催、ボランティア団体への支援など、ボランティア業務を行います。

【ヤングテレフォン相談事業】

しつけ・いじめ・非行・不良行為・不登校・心の悩み・対人関係などの青少年の問題全般について相談を受け付けています。

《参考文献》

「社会福祉辞典」大月書店

「広辞苑」岩波書店

「現代社会福祉辞典」全国社会福祉協議会

「社会福祉辞典」誠信書房

第2期 川崎市地域福祉計画

～活力とうるおいのある地域づくりをめざして～

発行 平成20年（2008年）4月

問い合わせ先 川崎市健康福祉局地域福祉課
〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
電話 044-200-2926 Fax044-200-3929



かわさきミュートン

©「音楽のまち・かわさき」推進協議会